兵庫県地域防災計画

(原子力等防災計画)

平成13年作成

兵庫県防災会議

兵庫県地域防災計画 (原子力等防災計画)

本計画は、風水害等対策計画、地震災害対策計画、海上災害対策計画、原子力等防災計画及び資料編から 編成される兵庫県地域防災計画のうち、原子力等防災計画を記載したものである。

目 次

第1編 総則	
第1節 計画の趣旨	1
第 2 節 防災関係機関の業務の大綱	3
第3節 兵庫県に係る原子力事業所等の現状	7
第2編 予防計画	
第1章 基本方針 2	25
第2章 応急対策への備えの充実	
第1節 緊急時モニタリング体制の整備 2	29
第2節 救援・救護活動体制の整備	30
第3節 平時からの防災関係機関等との連携体制の整備 3	32
第4節 災害弱者支援対策の強化 3	34
第3章 知識の普及・啓蒙等の実施	
第1節 原子力災害等に関する学習等の充実	35
第 2 節 災害対策要員の研修・訓練の実施 🤃	36
第3節 防災訓練等の実施	37
第3編 応急対策計画	
第1章 基本方針	39
第2章 迅速な応急活動体制の確立	
第1節 情報の収集・伝達	47
第2節 動員の実施	70
第3節 組織の設置	74
第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣	84
第 5 節 専門家への協力要請	87
第3章 円滑な応急活動の展開	
第1節 緊急時モニタリングの実施	89
第2節 災害情報等の提供と相談活動の実施	
第1款 災害広報の実施 🤉	91
第2款 各種相談の実施 🤉	95

	第	3 1	節	敗援・	救護	活動等	の実	施						
		第	1款											
		第	2 款											
		第	3 款											
		第	4 款											
		第	5 款											
	第	4 1												
	第	5 1												
	第	6												
	第	7 1	節	交通σ	確保	対策の	実施		 	 	 	 	 	 121
第	4 紨	闸	復	日計i	囲									
	第	1 1												
	第	2 1												
	第	3 1												
	第	4 1	節	心身σ	健康	相談体	制の	整備	 	 	 	 	 	 134
第	5 絲	闸	資	炓編										
	1													
	2													
	3													
	4													
	5													
	6													
	7	!	緊急	支術助	力言組	織の構	成員		 	 	 	 	 	 151
	8													
	9	-	防災	関係機	と 関の かんりょう かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かい	連絡先			 	 	 	 	 :	 162
	【付													
	1													
	2													
	3													
	4													
	5													
	6	:	兵庫	県地垣	ぬ災	害対策	組織	図	 	 	 	 	 	 185

第 1 編 総 則

第1節 計画の趣旨

1 計画の目的

この計画は、災害対策基本法(昭和36年11月15日法律第223号)第40条の規定に基づき、兵庫県の地域に係る原子力災害等に関する対策について、次の事項を定めることにより、総合的かつ計画的な防災行政の推進を図り、県民の生命、身体及び財産を保護することを目的とする。

- (1) 兵庫県の区域を管轄する指定地方行政機関、自衛隊、兵庫県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等の処理すべき事務又は業務の大綱
 - (2) 予防に関する計画
 - (3) 応急対策に関する計画
 - (4) 復旧に関する計画

2 定義

この計画において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

「放射性物質」とは、「原子力基本法」第3条第1項に規定する核燃料物質、核原料物質及び「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(以下「放射線障害防止法」という。)第2条第2項に規定する放射性同位元素並びにこれらの物質によって汚染された物をいう。

「原子力災害」とは、「原子力災害対策特別措置法」(以下「原災法」という。)第2条第1項第1号に規定する被害をいう。

「原子力事業者」とは、原災法第2条第1項第3号に規定する事業者をいう。

「原子力事業所」とは、原災法第2条第1項第4号に規定する工場又は事業所をいう。

「特定事象」とは、原災法第10条第1項に規定する事象をいう。

「原子力緊急事態」とは、原災法第2条第1項第2項に規定する事態をいう。

「放射性同位元素取扱事業者」とは、放射線障害防止法第11条、第11条の2及び第15条に規定する放射性同位元素の使用者、販売業者、賃貸業者及び廃棄業者をいう。

「放射性同位元素取扱事業所」とは、放射線障害防止法第18条に規定する工場又は事業所をいう。

3 対象範囲

この計画は、以下に掲げる災害又は事案(以下「対象原子力災害等」という。)が発生した場合に適用する。

- (1) 放射性物質の事業所外運搬において、放射性物質又は放射線が異常な水準で当該運搬に使用する容器 外に放出される事態が発生し、県民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合 (以下「事業所外運搬災害等」という。)
- (2) 放射性同位元素又は放射線が異常な水準で放射性同位元素取扱事業所外に放出される事態が発生し、 県民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合(以下「放射性同位元素取扱事業所災害等」という。)
 - (3) 放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生し、県民の生命、身体及び 財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合(以下「不法廃棄等事案」という。)
 - (4) 県外における原子力災害等の発生により、県内において社会不安が高まる事態が発生し、県民の生命、身体及び財産に被害が生じ、又は生じるおそれがある場合(以下「県外原子力災害等事案」という。)

4 計画の性格と役割

- (1) この計画は、対象原子力災害等に関して、県、市町その他防災関係機関等の役割と責任を明らかにするとともに、防災関係機関の業務等についての基本的な指針を示す。
- (2) この計画は、次のような役割を果たすことを期待する。

県、市町その他防災関係機関においては、この計画の推進のための細目の作成に当たっての指針となること。

特に市町においては、市町地域防災計画を作成する場合に当たっての指針となること。

- (3) この計画は、対象原子力災害等の対策に関する諸般の状況の変化に対応するため、必要に応じて見直し、修正を加えることとする。
- (4) この計画に特別の定めのない事項については、兵庫県地域防災計画(風水害等対策計画)の規定に準じて対応することとする。

5 計画の構成

本編の構成は、次のとおりとする。

第1編 総則

第2編 予防計画

〔第1章〕基本方針

〔第2章〕応急対策への備えの充実

[第3章]知識の普及・啓蒙等の実施

第3編 応急対策計画

〔第1章〕基本方針

[第2章]迅速な応急活動体制の確立

〔第3章〕円滑な応急活動の展開

第4編 復旧計画

第5編 資料編

第2節 防災関係機関の業務の大綱

指定地方行政機関、自衛隊、県、市町、指定公共機関、指定地方公共機関等は、対象原子力災害等の対策 に関し、主として次に掲げる事務又は業務を処理する。

第1 指定地方行政機関

機関名	予防	応 急 対 策	復旧
近畿管区警察局		 管区内各府県警察の 指導・調整 他管区警察局との連携 関係機関との協力 情報の収集及び連絡 警察通信の運用 	
近畿経済産業局		1 情報の収集及び連絡 2 災害対策用物資の適 正な価格による円滑な 供給の確保 3 事業者(商工業者) の業務の正常な運営の 確保	1 生活必需品、復旧資 機材の円滑な供給の確保 2 被災中小企業の振興
近畿地方整備局		直轄公共土木施設の応急 点検体制の整備	直轄被災公共土木施設の 復旧
近畿運輸局(兵庫陸運支局)		1 情報の収集及び連絡 2 貨物輸送確保にかか る貨物輸送事業者に対 する協力要請 3 特に必要があると認 める場合の輸送命令	
神戸海運監理部	1 船員労務官の監査・ 指導による船舶の安全 な運航の確保 2 PSC(ポートステートコントロール)の 実施 3 船舶の構造、設備等 の安全基準による船 検査の厳格な実施	1 情報の収集及び連絡 2 緊急海上輸送の確保 に係る船舶運航事業者 に対する協力要請と調 整 3 特に必要があると認 められる場合の輸送命 令	
大阪航空局(大阪空港事務所)		1 情報の収集及び連絡 2 災害時における航空 機による輸送の安全の 確保	

第五管区海上保安本部	1 情報の収集及び連絡 2 海上におけるモニタ	
第八管区海上保安	リング支援	
本部	3 海上における救助、	
(舞鶴海上保安部)	救急活動及び要請に基	
	づく地方公共団体の活	
	動支援	
	4 避難者、救援物資等	
	の緊急輸送	
	5 船舶交通の制限・禁	
	止及び整理・指導	
!	6 海上治安の維持	

第2 自衛隊

機関名	予 防	応 急 対 策	復 旧
陸上自衛隊第3師団 (第3特科連隊) (第36普通科連隊) 海上自衛隊呉地方隊 (阪神基地隊)		人命救助又は財産保護の ための応急対策の実施	

第3 兵庫県

機関名	予 防	応 急 対 策	復 旧
警察本部		1 情報の収集及び連絡 2 救出救助、避難誘導 等 3 交通規制の実施、緊 急交通路の確保等	

第3 兵庫県

機関名	予 防	応 急 対 策	復旧
知事部局・企業庁	1 機務整 2 3 防域 4 制 整 の 実 防関ま 市事県災防防の防備医防防施防県災する 等又の造基に備施 、体に 訓管理町防関の 防務、化整る 設 、	1 機る調 関支 の動 活 実 施 原関事整市す援情応設情の被動廃施交 県関事整市す援情応設情の被動廃施交 県の所策 の務 町る 報急置報実災等棄 通 所実 いが策 急は ・係 とと 援 対 のの 対	1 県、市町、防災関係 機関の復旧に関する事 務又は業務の総合調整 2 市町等の復旧に関す る事務又は業務の支援 3 県所管施設の復旧

第4 市町

機関名	予防	応 急 対 策	復 旧
市 町	1 都など 地域の を	1 情報の収集・係る組織の収集に係る組織の収集に係る制御を受ける。 1 動 被 1 動 被 1 を 1 を 2 を 2 を 3 動 で 2 を 3 動 で 3 動 で 3 も で 3 も で 3 も で 3 を 5 を で 5 を で 6 を で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で で 6 を で 7 が 5 で 6 を で 7 が 5 で 6 を 7 が 5 で 7 が 5 で 6 を 7 が 5 で 7 が 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 5 で 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7 が 7	1 市町の地域にかかる 復旧に関する事務又は 業務の実施 2 市町所管施設の復旧

第5 指定公共機関

機関名	予防	応 急 対 策	復 旧
日 本 赤 十 字 社 (兵庫県支部)		1 対象原子力災害等発 生時における医療救護 2 義援物資の配分	
日 本 放 送 協 会 (神戸放送局)	放送施設の整備と防災管理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施	被災放送施設の復旧
日本道路公団(関西支社)		有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧
阪神高速道路公団 (神戸管理部)		有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧
本州四国連絡橋公団 (第一管理局)		有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧
関西電力株式会社 神 戸 支 店 分 姫 路 支 店		1 電力供給施設の応急 対策の実施 2 関西電力が運転する 原子力発電所において 原子力災害が発生する おそれがあり又は発生 した場合の情報提供	被災電力供給施設の復旧

第6 指定地方公共機関

機関名	予 防	応 急 対 策	復 旧
道路管理者		有料道路(所管)の応急 対策の実施	被災有料道路(所管)の 復旧
放 送 機 関 株式会社ラジオ関西 株式会社サンテレビジョン 兵庫エフエムラジオ 放送株式会社	放送施設の整備と防災管 理	1 災害情報の放送 2 放送施設の応急対策 の実施	被災放送施設の復旧
社 団 法 人兵庫県医師会		対象原子力災害等発生時 における医療救護	

第3節 兵庫県に係る原子力事業所等の現状

第1 趣旨

兵庫県に係る原子力事業所等の現状を把握し、防災対策の参考に資する。

第2 内容

1 核燃料物質等の輸送

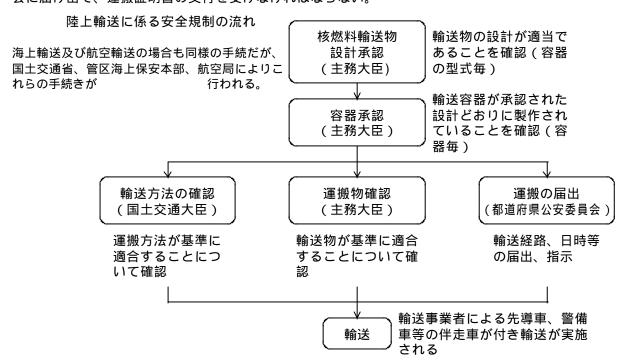
(1) 核燃料物質等の輸送における規制の概要

核燃料物質等(核燃料物質及び核燃料物質によって汚染された物をいう。以下同じ。)の輸送の安全規制は、国際原子力機関(IAEA)が定めた放射性物質安全輸送規則(1985年版)を我が国を含め各国が各々の国内規制に取り入れることによって行われている。具体的には、陸上輸送に関しては、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(以下「原子炉等規制法」という。)により、また、海上輸送に関しては「船舶安全法」により、航空輸送に関しては、「航空法」による規制が行われている。

陸上輸送の場合、核燃料物質等の輸送を行おうとする者は、核燃料輸送物(B型輸送物及び核分裂性輸送物であって、L型輸送物及びA型輸送物並びにIP型輸送物を除く。以下、この節において同じ。)

が規則で定める場合に該当する場合、輸送の都度、核燃料輸送物が安全基準に適合することについて主 務大臣の承認及び確認を受けなければならない。具体的には、核燃料輸送物の確認に当たって、核燃料輸 送物の設計が安全基準に合致するものに設計承認が行われる。次に、輸送容器が承認された設計どお りに製作・保守されていることを確認した上で個別の容器ごとに容器承認が行われる。最後に、輸送の び、収納する核燃料物質等が承認された設計仕様に合致し、承認された容器に収納されていることの 確認がなされる。

さらに、輸送方法が技術上の基準に適合するか否かについて国土交通大臣の確認を受けなければならない。また、核燃料物質等の輸送に当たっては、あらかじめ、運搬の経路を管轄する都道府県公安委員会に届け出て、運搬証明書の交付を受けなければならない。



海上輸送及び航空輸送の場合においても、基本的には陸上輸送の場合と同様の規制が国土交通省によって行われている。なお、核燃料輸送物に関する安全基準は基本的には陸上輸送に供されるものと同等であり、陸・海又は陸・空一貫輸送される核燃料輸送物については、文部科学省又は経済産業省若しくは指定運搬物確認機関の確認が行われた場合には、船舶安全法又は航空法に基づく国土交通大臣の確認を受けたものとみなされる。ただし、航空輸送のための追加要件に関しては航空法に基づく国土交通大臣の確認が必要となっている。

(2) 核燃料物質等の輸送時の防災対策

原子力安全委員会が定める「原子力発電所等周辺の防災対策について」(以下、この節においては「防災指針」という。)が平成12年5月に一部改訂され、以下のような「核燃料物質等の輸送時の防災対策」の考え方が新たに示されている。

核燃料物質等の輸送時の防災対策

- ・ 核燃料輸送物のうち、収納される放射能量が多いB型輸送物及び臨界安全性の確保が必要な核分裂性輸送物については、IAEA輸送規則に基づき、過酷な事故を想定した落下試験等の特別の試験条件が課されているため、輸送中に事故が発生したとしても、これらの輸送物の健全性は基本的には確保されると考えられる。
- ・ 万一、放射性物質の漏えい又は遮へい性能が劣化するような事故が発生した場合には、原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者により、原子炉等規制法に基づき、必要に応じて、汚染、漏えい拡大防止対策等の緊急時の措置が行われるとともに、国により、放射性物質輸送事故対策会議の設置、国の職員及び専門家の現地への派遣等が行われ、これらの事故対策が迅速かつ的 確に行われることにより、核燃料物質等の輸送時の事故が、原子力緊急事態に至る可能性は極めて 低いと考えられる。
 - ・ 万一原子力緊急事態に至ることを想定したとしても、事故の際に対応すべき範囲が極めて狭い範囲に限定されること、輸送が行われる都度に経路が特定され、原子力施設のように事故発生場所があらかじめ特定されないこと等の輸送の特殊性をかんがみれば、原子力事業者と国が主体的に防災対策を行うことが実効的であると考える。

核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について

輸送容器内の放射能量等が多いB型輸送物及びB型に次いで一定の放射能量を収納するA型輸送物について、衝突事故、火災事故、落下事故等により遮へい性能及び密封性能が劣化するような事象を想定した結果、対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられ、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合においても、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であるとされている。

(3) 過去の事故事例

国内においては、1979年に核燃料物質の事業所外運搬の安全規制体制が整備されて以来、輸送に関する事故は1件も報告されていない。参考までに米国の事故事例の概要を以下に示す。(「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」(昭和63年3月,自治省消防庁)から引用)

(ケース1)

使用済燃料エレメントのキャスク輸送トラックが、テネシー州クリントン付近において、他車を避けようとして急に方向を変え転覆した。その結果、キャスク・アセンブリは溝に投げ入れられ、運転手は死亡した。テネシー州ハイウェイ・パトロール及びエネルギー省によって行われたこのB型キャスクの放射能調査の結果、環境への漏えいは認められなかった。

キャスク接触面での最大値は $0.5\,\mu$ Sv/hであり、通常値 (normal range) 内であった。また溝から採取した水サンプルでは、放射能汚染はネガティブであった。

(ケース2)

オクラホマ州からバージニア州にUO₂燃料ペレットを運搬していたトラックが、テネシー州ロジャースビル付近のハイウェイで転覆した。トラックはハイウェイ脇の盛り土で停止した。

最初の行動は、現場の安全確保及びテネシー州オークリッジにある放射線支援チームへの通報であった。地方消防、警察署の従事者は、現場において、目視により放射性物質の漏えいは無い旨報告した。 荷積書 (Shipping Paper)によれば、総重量15.239ポンド (6.927kg)のB型UO2 ドラム70本、総輸送指数 (total transportation index)は47.6であった。徹底的な試験及び放射能調査結果から、3本のドラムが外容器にパンクチャー損傷があったが、UO2ペレットを含んでいる内容器には何らの損傷もなかった。表面線量の読みとり値は許容限界内の通常の値内であった。

スミヤ法による汚染検査では異常は認められなかった。ドラムのいくつかは変形し、荷はやや持ち上げられたが、トラックは起こされ、輸送が継続された。

(4) 災害の想定

防災指針の「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」において示されている災害の規模、態様等に基づくこととし、万一の事態に備え、関係法令等に基づき、兵庫県の地域において県、市町その他防災関係機関が講じるべき対策を定めることとする。

核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について

(ア) 想定する輸送物

仮想的な事故評価において対象とする輸送物は、原子炉等規制法における規定に基づき区分され た輸送容器のうち、輸送容器内の放射能量等が多いB型輸送物及びB型輸送物に次いで一定の放射 能量を収納するA型輸送物とする。

- ・B型輸送物の例:使用済燃料、MOX燃料、高レベルガラス固化体
- ・A型輸送物の例:新燃料、濃縮UO2、濃縮UF6、天然UF6
- ・L型輸送物の例:低レベル廃棄物
- ・IP型輸送物の例:低レベル廃棄物(青森県六ヶ所村埋設)、再処理後回収ウラン

(イ) 想定事象及び一般公衆への影響

想定事象としては、衝突事故、火災事故、落下事故等により遮へい性能及び密封性能が劣化するような事象とする。臨界事故については、輸送中、核燃料物質等は輸送容器に収納されているため、原子力施設のように人為的な操作等が介在しないこと、特別の試験条件を超える条件でも容器の水密性は維持されるが、仮に浸水したとしても未臨界性は確保されることから対象としない。

なお、濃縮UF。の輸送物については浸水を考慮した評価は行われていないが、 特別の試験条件を超える条件でも耐圧性能を有していること、 800 、4時間の耐火性能を有していること、 現状の輸送経路中、最も高い76mの高架から落下した場合でも、特別の試験条件に包絡されることから、輸送容器の水密性は維持され、未臨界性は確保されると考えられる。

	B 型軸	 俞送物	A型輸送物		
	遮へい性能の劣化	密封性能の劣化	遮へい性能の劣化	密封性能の劣化	
想定事象	使用済燃料輸送物が特別の試験条件分別である800 、30火のでを超速のででででででででででででででは、10分ので	使用別の議員 使用別の訴人の が特の が特の がある面 動撃でが100% がで体え をでいる がで体え をでいる がでは をでいる がでは では がでは では がでは では のがに に ががに に ががに に ががに に ががに に ががに に ががに に な の の の の は の は の の は の は の は に は の に は の に は の に に が が に に が が に に が が に に が が に に が に に に が に に が に に に に が に に が に に が が に に が が に に が が に に が が に に が が に に が が に に が が に に が が に に が が に に が に に が に に が に に が に に が に に に に に に に に に に に に に	A 型輸送物の収納 物自体は新燃料等の 低線量放射性物質で あるため想定しな い。(収納物表面で 20~50 μ Sv)	天然UF。輸送物が8 00、30分を超える ような火災に遭遇 し、耐火保護カバー が劣化して、収納物 が放出することを想 定	
一般公衆への影響	・表mSv/h、 1 mで 25 m Sv/h、 1 mで 25 m Sv/h、 10 m Sv/c 25 m Sv/h(10 m Sv/c 25 m Sv/h)。 ま径 50 m の 距離で 20 μ Sv/h。 事態の m Sv/h。 事態の m Sv/h という はいいい 場合にで 10 m Sv/h 程度。 m Sv/h 程度。	・半径15mの に が16 µ Sv/h(10mSv に は で が で が で に が の の で に の の の の の の の の の の の の の	-	距離に依存せず100 μSv以下	
防護対策	ロープ等を用いて半 径15mの範囲を立入 禁止区域とし、土嚢 等で遮へい対策をす る。	ロープ等を用いて半 径15mの範囲を立入 禁止区域とし、シー ト等により拡散防止 対策をする。	-	初期消火後、ロープ 等を用いて半径15m の範囲を立入禁止区 域とし、シート等に より漏えい防止対策 をする。	

(ウ) 想定事象に対する評価結果

対象輸送物に法令の基準を超える事象を想定しても、輸送経路周辺の一般公衆の被ばく線量が10 mSvに達するまでにかなりの時間的余裕があること、対象輸送物は隊列輸送が行われており多人数 の輸送隊で構成されていること等を考慮すれば、この間に事業者による立入禁止区域の設定、汚染・漏えい拡大防止対策及び遮へい対策等が迅速かつ的確に行われることにより、原災法の原子力緊急事態に至る可能性は極めて低いと考えられる。

また、仮に原子力緊急事態に至る遮へい劣化又は放射性物質の漏えいがあった場合に、一般公衆が半径10mの距離に10時間滞在した場合においても、被ばく線量は5mSv程度であり、事故の際に対応すべき範囲として一般公衆の被ばくの観点から半径15m程度を確保することにより、防災対策は十分可能であると考える。

(参考)核燃料物質等の輸送に関する情報の取扱い

文部科学省は、核物質の輸送情報について、次のように取り扱っている。ただし、これらは核物質防護の観点から定めた原則であり、具体的運用に当たっては、情報管理に関する警備上の必要性を勘案して実情に即した運用がなされることがあること、国際輸送の場合には、関係国及び関係事業者の同意が得られる範囲内で運用されることとされている。

輸送前及び輸送中の情報

公開可能な情報	公開すべきでない情報
 ・搬出側施設名及び搬入側施設名 ・使用済燃料及び濃縮度20%未満の低濃縮ウランの輸送数量、輸送容器個数等貨物情報 ・輸送容器の型式 ・輸送事業者名(輸送手段が特定される場合を除く。) 	・輸送日時及び輸送経路 ・船名等輸送手段を特定する情報 ・プルトニウム(MOXを含む)及び濃縮度20% 以上の高濃縮ウランの輸送数量、輸送容器個 数等貨物情報 ・警備体制、施錠・封印等核物質防護措置

輸送終了後の情報

輸送経路及び警備体制、施錠・封印等核物質防護措置に関する情報を除き、公開可能。

2 放射性同位元素等の輸送

(1) 放射性同位元素等の運搬に関する規制の概要

放射性同位元素及び放射性同位元素によって汚染された物の運搬に関しては、法令で定める運搬の基準に従って行われている。事業所外において一定数量以上の輸送物を運搬する場合(B型輸送物を輸送する場合)放射線障害防止の措置が一定の技術上の基準に適合するよう、運搬物については文部科学大臣(陸上輸送)又は国土交通大臣(海上輸送及び航空輸送)の、運搬方法については国土交通大臣の確認を受けるとともに、陸上輸送及び海上輸送の場合は、あらかじめ、都道府県公安委員会及び管区海上保安本部の長に届け出なければならない。この場合、運搬に使用する容器に関する技術上の基準に適合することについて、陸上輸送及び海上輸送の場合、あらかじめ文部科学大臣又は国土交通大臣の承認(容器承認)を受けることができる。

(2) 放射性同位元素の輸送状況

輸送状況

放射性同位元素は、放射性医薬品を含めてわが国においても年間数十万個使われているといわれている。そのうち、放射性医薬品を除いたいわゆるRI輸送物は年間約13万件であり、これらの放射性同位元素輸送物の約80%は理化学研究用のトレーサや診断用に使われる短寿命短半減期の微量な(A値の1,000分の1以下)RIを収納してあるL型輸送物であって、残りの約20%のほとんどはA型輸送物又はIP型輸送物であり、高い放射能を収納したB型輸送物は年間300個程度となっている。

各輸送物の代表的な収納RI

B型輸送物 コバルト-60 (がん治療用、放射線滅菌用)

モリブデン-99(放射性医薬品の原料)

A型輸送物 コバルト-60、ラジウム-226(がん治療用、滅菌)

セシウム-137(がん治療用、工業用レベル計・密度計用)

クリプトン-85(工業用計測機器装置用)

イリジウム-192(非破壊検査、密封線源用)

アメリシウム-244 (煙探知器用)

プロメチウム-147(自発光塗料用)

ガリウム-67、モリブデン-99、テクネチウム-99(診療用)

L型輸送物 トリチウム、炭素-14、リン-32、イオウ-35、ヨウ素-125

(以上「放射性物質輸送のすべて」[1990年,青木成文,日刊工業新聞社]による。)

出荷梱包数の推移(輸送物区分別、年別)

(単位:個)

年 輸送物区分	1995	1996	1997	1998	1999
L 型輸送物	52,765	51,762	50,869	47,837	46,507
A 型輸送物	19,941	18,567	15,909	14,796	12,709
B型輸送物	61	40	69	64	49
合 計	72,767	70,369	66,847	62,697	59,265

(アイソトープ等流通統計2000〔社団法人日本アイソトープ協会〕による)

(3) 過去の事故事例

発生年月日	場所	事故の概要	放射線量
昭和51年7月7日	名阪国道下り車線 (三重県上野市)	非破壊検査用のイリジウム192を運搬中 のトラックがガードレールに衝突。運搬 容器の破損等はなかった。	10 µ Sv/h (表面から50cm)
平成元年 3 月13日	国道10号線 (大分県日出町)	コバルト60のボンベ6本を運搬中のトラックが道路脇に駐車中の車両に追突。	0.2mSv/h (容器から1m)

(4) 災害の想定

輸送物自体の安全性等については、核燃料物質等の輸送の場合と変わりはないため、防災指針の「核燃料物質等の輸送に係る仮想的な事故評価について」においてB型輸送物及びA型輸送物について示されている災害の規模、態様等を参考とすることとし、万一の事態に備え、関係法令等に基づき、兵庫県の地域において県、市町その他防災関係機関が講じるべき対策を定めることとする。

3 放射性同位元素取扱事業所

(1) 放射性同位元素の使用等に関する規制の概要

放射性同位元素又は放射線発生装置を使用しようとする者、放射性同位元素を業として販売又は賃貸 しようとする者及び放射性同位元素又は放射性同位元素によって汚染された物を業として廃棄しようと する者は、文部科学大臣の許可が必要となる(表示付放射性同位元素装備装置又は密封された放射性同 位元素で1工場又は1事業所当たりの総量が3.7GBq以下のものを使用しようとする者の場合は届出)。

文部科学大臣が許可を与えるに際して、安全確保のため、使用施設、貯蔵施設、廃棄施設などの位置、

構造及び設備が法令で定める技術上の基準(地崩れ等のおそれの少ない場所への設置、耐火構造、遮へい壁等の設置、管理区域の柵等の設置など)に適合していることを確認する必要がある。このため、 一定規模以上の貯蔵施設、放射線発生装置を使用する者等は、使用開始前の施設検査を受けなければな らず、許可を受けた後においても、定期検査を行い、これらの技術上の基準に適合していることを確認 する。

また、放射線業務従事者の安全を確保するため、教育訓練、被ばく線量の測定、健康診断を行わなければならない。さらに、事業所外の一般公衆の安全の確保を図るため、事業所境界における線量当量率の測定等が義務付けられている。

(2) 兵庫県における立地状況

平成13年1月1日現在、使用事業所231、販売事業所6、計237事業所が所在している。(「放射性同位元素等取扱事業所の許可等に関する書類」による)

市町別事業所数

市町	名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数	市町名	事業所数
神戸	과	65	加古川市	8	龍野市	2	三日月町	2
尼崎	ӊ	34	高砂市	12	赤穂市	4	豊岡市	1
西宮	市	14	小野市	2	市川町	1	八鹿町	1
芦屋	市	1	加西市	3	夢前町	1	和田山町	1
伊 丹	과	6	社 町	1	揖保川町	1	柏原町	1
宝塚	市	4	播磨町	11	御津町	1	山南町	2
川西	中	3	稲 美 町	1	太子町	1	洲本市	2
三 田	市	4	姫 路 市	30	上郡町	2		
明石	市	13	相生市	1	新宮町	1		

使用事業所の機関別内訳

教育機関	研究機関	医療機関	民間機関	その他機関	合 計
17	31	32	104	47	231

教育機関 : 学校教育法に基づく国立、公立、私立のすべての学校(大学の附属研究所及び研究施設を除く)

研究機関 :国立、公立、私立の研究所及び試験所並びに教育機関及び民間機関の附属研究所、試験所及び研究

施設

医療機関 : 医療法に基づくすべての病院及び診療所

民間機関 : 民間の工場及び事業所

その他機関:上記の分類に属さない機関(国、地方公共団体等)

(3) 火災・事故等による被害

放射性同位元素取扱事業所の火災・事故等は、全国的にみると何件か報告されているが、施設外に放射能の影響が生じた事例は報告されていない。

国内における放射線設備等の主な火災・事故事例

発生年月日	場所	出火原因	放射能汚染の状況
昭和40年7月27日	神奈川県	六フッ化ウランが 漏れたものと推定	六フッ化ウラン約100kgがガス状で研究室(耐 火構造 2 階建660㎡)に漏れ汚染した。
昭和46年7月13日	茨城県	放射性廃棄物(液体)の化学変化に よる自然発火と推 定	室内床面を広く汚染。消火従事者 2 名の靴下、 ズボン下に200dpm/ 5 ㎡の汚染が検出された。
昭和48年11月12日	茨城県	暖房用ボイラ	¹⁴⁷ P m塗布の時計針焼失により周囲汚染。

(4) 地震等自然災害による被害

国内の地震による被害では施設周辺環境に基準を超えた放射性汚染や放射線漏洩は報告されていない。

(社)日本アイソトープ協会が行ったアンケート調査によると、阪神・淡路大震災において、一部の事業所の放射線施設に亀裂等の損傷が見られたほか、非密封の放射性物質の入ったビン等が倒れ、中の溶液がこぼれた事例が3件報告されているが、施設の倒壊等施設外に放射線障害を発生させるような被害は生じていない。

(5) 災害の想定

以上のように、放射性同位元素取扱事業所については、これまで、施設の火災、事故又は地震等自然 災害によっても大きな被害は発生していない。また、県内に所在する放射性同位元素取扱事業所のほと んどがごく少量の放射性同位元素を取り扱っているのみであるという状況を勘案すると、火災等が発生 した場合でも、施設外に放射能が漏れるおそれは小さいと考えられる。

しかしながら、県内の放射性同位元素取扱事業所の多くは人口の多い都市部に立地しており、事故等が発生した場合の影響が大きいことから、万一に備えた対応を検討しておく必要がある。

本計画では、事業所のなかでも比較的放射性同位元素の取扱量の多い販売事業所において、水溶液状の放射性同位元素 4 TBq(一群換算)を貯蔵する貯蔵施設で火災が発生し、放射性物質及び放射線が異常な水準で事業所外に放出される事態(概ね敷地境界付近で 5 µ Sv毎時の放射線量を検出)を想定する。

4 放射性物質の不法廃棄等

(1) 過去の事例

国内の状況

前述のように、核燃料物質や放射性同位元素等の放射性物質の使用、保管、詰替、廃棄、譲渡し・譲受け、所持等については、原子炉等規制法及び放射線障害防止法により、種々の規制が講じられており、基本的に、各法令により許可を受け又は届出を行った事業所外で放射性物質が発見される事態は発生し得ない。

しかしながら、平成12年には、日本各地において、次に掲げるような不法廃棄・所持等の事案が多数発生した(なお、いずれの事案についても放射線障害は発生していない)。

主な不法廃棄等事案

発生時期	発生場所	事案の概要
平成12年 4 月	和歌山県和歌山市	フィリピンから輸入したステンレススクラップのコンテナから、コンテナ表面で、 線75 µ Sv/h、中性子線 6 µ Sv/hを検出した。後日、スクラップ中から水分密度計用とみられるセシウム137及びアメリシウム241 - ベリリウムが発見された。
5 月	兵庫県神戸市	業者が製鉄所に搬入しようとしていたスクラップから、放射線を放出する鉛容器が発見され、鉛容器表面で、最大で約1400 μ Sv/hの放射線を検出した。後日、容器の内容物はラジウム226密封線源(針)であることが判明し、警察の捜査により、和歌山県内の医療機関が所持していた医療用のラジウム針であることが判明した。
6月	日本各地	トリウム等を含むモナザイト鉱が、首相官邸、文部省、警察庁等に郵送される事件が発生し、以降、茨城県、千葉県、埼玉県、長野県、岐阜県、三重県において、倉庫等からモナザイト鉱計数十トンが発見された。

海外の事例

著名な例として、ブラジル国ゴイアニア放射線治療研究所からのセシウム137盗難による放射線被ばく事故の概要を以下に示す。(詳細は資料編の「過去に発生した災害等の事例」を参照)

1987年9月、ブラジル国ゴイアニア市で、廃院となった放射線治療医院からセシウム137線源が持ち出されて廃品回収業者の作業場で解体され、セシウム137による広範な環境放射能汚染と多数の人々の被ばくが生じた。汚染された者の数は249人(同年12月まで)被ばく線量は0.5Gy以上約70人、1 Gy以上21人、4 Gy以上8 人であり、死者は4 人であった。

(2) 災害等の想定

不法廃棄等事案では、不法廃棄等される放射性物質が 放射能は高いが少量の場合又は 放射能は低いが大量の場合が考えられる。本計画では、過去の事例も踏まえ、以下の事態を想定する。

放射能は高いが少量の場合

市街地に立地するスクラップ事業所において、作業中にスクラップ中から大量の医療用ラジウム針 $(74 \, \text{MBq} \times 20 \, \text{本} = 約1.5 \, \text{GBq} \, \text{と想定})$ が発見され、直接触れた作業員数名が被ばく(被ばく線量は約250 mGy と想定) するとともに、周辺住民に被ばくに関する不安が広がる事態

放射能は低いが大量の場合

市街地に立地する倉庫から、トリウムを含むモナザイト鉱数百kgが発見され、周辺住民に汚染・被ばくに関する不安が広がる事態

5 原子力事業所

原子力発電所及び核燃料加工施設等の原子力施設に対しては、原子炉等規制法、原災法等に基づき、種 々の安全・防災対策が講じられる。このため、原子力安全委員会が定める防災指針では、防災対策を重点 的に充実すべき地域の範囲(以下「EPZ」(=Emergency Plannig Zone)という。)について、下表に 示す各原子力事業所の種類に応じた距離を目安として用いることを提案している。

兵庫県周辺の原子力事業所の立地状況は後述のとおりであり、いずれの施設のEPZも兵庫県の地域に は存在しない。したがって、本計画では原子力事業所の事故等の直接的な被害が本県に及ぶことは想定し ないが、兵庫県周辺の原子力事業所において原子力災害が発生し、原災法に基づく対応が開始された場合 等には、本県県民の不安解消等に努める必要があることから、一定の対策を検討しておく必要がある。

表 各原子力施設の種類ごとのEPZの目安

施設	の 種 類	EPZのめやすの 距離 (半径)
原子力発電所、研究開発段階にあ の用に供する原子炉施設	約8~10km	
核燃料再処理施設		約 5 km
試験研究の用に供する原子炉	約50m	
施設(50MW以下) 	1kW < " 100kW	約100m
	100kW < " 10MW	約500m
	10MW < " 50MW	約1500m
	特殊な施設条件等を有する施設	個別に決定(1)
加工施設及び臨界量以上の核燃料物質を使用する使用施設	核燃料物質(質量管理、形状管理、幾何学的安全配置等による厳格な臨界防止策が講じられている状態で、静的に貯蔵されているものを除く。)を臨界量(2)以上使用する施設であって、以下のいずれかの状況に該当するもの・不定形状(溶液状、粉末状、気体状入不定性状(物理的・化学的工程)で取り扱う施設・濃縮度5%以上のウランを取り扱う施設・プルトニウムを取り扱う施設	約500m
	それ以外の施設	約50m
廃棄施設		約50m

1:特殊な施設条件等を有する施設及びそのEPZのめやすの距離

日本原子力研究所JRR-4 約1000m 日本原子力研究所HTTR 約200m

日本原子力研究所FCA 約150m 東芝NCA 約100m

2:臨界量は、水反射体付き均一U02 F2又はPu(NQ)水溶液の最小推定臨界下限値から 導出された量を用いる。

700g-²³⁵U ウラン(濃縮度5%以上) ウラン (濃縮度 5 %未満) 1200g-²³⁵U 450g-²³⁹Pu プルトニウム

兵庫県周辺における原子力発電所の立地状況

(平成12年3月末現在)

発電所名(〔設備番号)	所 在 地	炉型	認可出力 (万kw)	県境からの 距離
関西電力㈱	高浜(1号)	福井県大飯郡高浜町	PWR	82.6	約40km
	(2号)		"	82.6	
	(3号)		"	87.0	
	(4号)		"	87.0	
"	大飯(1号)	福井県大飯郡大飯町	PWR	117.5	約60km
	(2号)		"	117.5	
	(3号)		"	118.0	
	(4号)		"	118.0	
"	美浜(1号)	福井県三方郡美浜町	PWR	34.0	約90km
	(2号)		"	50.0	
	(3号)		"	82.6	
日本原子力発電	宣㈱敦賀(1号)	福井県敦賀市	BWR	35.7	約95km
	(2号)		PWR	116.0	
中国電力(株)島根	艮原子力(1号)	島根県八束郡鹿島町	BWR	46.0	約100km
	(2号)		"	82.0	

兵庫県周辺における核燃料加工施設等の立地状況 試験研究用及び研究開発段階にある原子炉施設

(平成12年3月現在)

設置者名(名称)	所 在 地	炉型	熱出力 (kW)	県境からの 距離
核燃料サイクル開発機構 (新型転換炉ふげん) (高速増殖原型炉もんじゅ)	福井県敦賀市明神町	A T R F B R	557,000 714,000	約95km
近畿大学(近大炉)	大阪府東大阪市小若江	濃縮ウラン軽水減速 黒鉛反射非均質型	1 W	約10km
京都大学(KUR)	大阪府泉南郡熊取町	濃縮ウラン軽水減速 軽水冷却非均質型	5,000	約35km

臨界実験装置

設置者名(名称)	所 在 地	炉型	熱出力 (kW)	県境からの 距離
京都大学 (KUCA:京都大学臨界集合体)	大阪府泉南郡熊取町	 濃縮ウラン非均質型 (軽水減速及び固体減速)	O . 1 短時間最大 1	約35km

核燃料加工施設

(平成12年3月末現在)

事業所名	所 在 地	濃縮度	年間最大 処理能力	処理方法	県境からの 距離
原子燃料工業㈱ 熊取製造所	大阪府泉南郡熊取町	5 %以下	284FYU	棒状加工	約35km
核燃料サイクル開発機構 人形峠環境技術センター	岡山県苫田郡上斎原村	5%以下	100F>SWU	ウラン濃縮	約45km

第 2 編 予 防 計 画

第1章 基本方針

基本方針

1 計画の目的

応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、防災に関する制度・システムの整備の内容等を定め、平時からの備えを充実する。

2 原子力災害等に関する法令

(1) 原子力関係の国内法体系

昭和30年に原子力の研究、開発及び利用を推進することによって、将来におけるエネルギー資源を確保し、学術の進歩と産業の振興とを図り、もって人類社会の福祉と国民生活の水準向上とに寄与することを目的に、「原子力基本法」(昭和30年12月19日法律第186号)が制定された。

この原子力基本法を柱に、原子力関係法が 組織、 放射線障害の防止等、 従業員の放射線被ばくの防止、 放射性物質の輸送、 災害対策及び原子力損害の賠償、 電源開発、 輸出入、 計量の8分野で整備されている。(別表)

本計画の実施にあたって、特に関係する重要な法律は、「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」(原子炉等規制法)(昭和32年法律第166号)、「放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律」(放射線障害防止法)(昭和32年法律第167号)及び「原子力災害対策特別措置法」(原災法)(平成11年12月17日法律第156号)である。

(2) 法令等に基づく各機関の予防対策に関する責務

原子炉等規制法及び放射線障害防止法に基づき、原子力事業者・放射性物質取扱事業者には、それぞれ、

保安規定(原子炉等規制法の適用を受ける事業所)

予防規定(放射線障害防止法の適用を受ける事業所)

を作成することが義務づけられている。

また、各事業所の特殊性を考慮して、個々の事業所ごとに予防対策を効率的に運用するための種々の管理上の基準が設けられており、それらは保安規定あるいは予防規定に詳細に記載されている。

さらに、原災法により、原子力事業者が行う予防対策として、次の事項が定められている。

原子力事業者防災業務計画の策定義務付け(第7条第1項)

原子力防災組織の設置(第8条第1項)

原子力防災管理者の選任(第9条第1項)

通報を行うために必要となる放射線測定設備の設置及び記録の公表の義務付け(第11条第1項及び 第7号)

放射線障害防護用器具、非常通信機器その他の資材又は機材の備付け(第11条第2項)

県・市町については、法令に特別の定めはないが、対象原子力災害等から県民の生命、身体及び財産 を保護するため、第3編「応急対策計画」に定める各種対策を実施する上で、適切な予防対策を講じる 必要がある。

「資料」「各機関に対する線源別関係法令の適用」

「放射線取扱に関連した各種資格」

別 表 原子力関係国内法一覧(主なもの)

	別 表 原子力関係国内法一覧(主なもの)
原子力基本法 —	├── 原子力委員会及び原子力安全委員会設置法(昭和30年法律第188号)
昭和30年	・原子力委員会及び原子力安全委員会の組織及び権限を定めるもの
法律第186号	—— 各省庁設置法
_	・各省庁の組織及び権限定めるもの
$\overline{}$	放射線障害防止の技術的基準に関する法律(昭和33年法律第162号)
組	・放射線審議会の組織及び権限を定めるもの
	── 日本原子力研究所法(昭和31年法律第92号)
縋	・日本原子力研究所の組織、業務、運営等について定めるもの
\smile	── 核燃料サイクル開発機構法(昭和42年法律第73号)
	・核燃料サイクル開発機構の組織、業務、運営等について定めるもの
	核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)
	・核原料物質、核燃料物質及び原子炉の利用が平和の目的に限られ、かつ、これ
	らの利用が計画的に行われることを確保し、併せてこれらによる災害を防止し
	て公共の安全を図るために、製錬、加工、再処理及び廃棄の事業並びに原子炉
$\overline{}$	の設置及び運転等に関して必要な規制を行うほか、原子力の研究、開発及び利
放	用に関する条約その他の国際約束を実施するために、国際規制物質の使用に関
射	して必要な規制を行うもの
線	電気事業法(昭和39年法律第170号)
障	[原子力発電所に関する部分]
害	── 船舶安全法(昭和8年法律第11号) ─ 原子力船特殊規則
の	[原子力船の船舶検査等に関する部分]
防	一 放射線同位元素等による放射線障害の防止に関する法律(昭和32年法律第167号)
止	・放射性同位元素(核原料物質、核燃料物質、放射性医薬品を除く)の使用、販
等	売、廃棄その他の取扱い、放射線発生装置の使用及び放射性同位元素によって
\smile	汚染されたものの廃棄その他の取扱いを規制することにより、これらによる放
	射線障害を防止し、公共の安全を確保するためのもの
	医療法(昭和23年法律第205号)
	[診療 X 線装置、診療照射機器、放射性医薬品の管理に関する部分]
	── 薬事法(昭和35年法律第145号) ── 放射性医薬品製造規則
	[放射性医薬品の製造、取扱い等に関する部分]
従被	── 労働安全衛生法(昭和47年法律第57号) ─ 電離放射線障害防止規則
業ば	[民間事業者の従業員の放射線被ばくの防止に関する部分]
員く	船員法(昭和22年法律第100号)
のの	[船員の放射線被ばくの防止に関する部分]
放防	── 国家公務員法(昭和22年法律第120号) ─ 人事院規則10-5(職員の放射線障害の防止)
射止	[国家公務員の放射線被ばくの防止に関する部分]

(放射性物質の輸送)	 航空法(昭和27年法律第231号) [放射性物質の航空輸送に関する部分] 船舶安全法(昭和8年法律第11号) [放射性物質の船舶輸送に関する部分] 港則法(昭和23年法律第174号) [放射性物質を積載した船舶および原子力船の入港規則に関する部分] 郵便法(昭和22年法律第165号) [放射性物質の輸送に関する部分] 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律
(災害対策及び)(原子力損害)	 災害対策基本法(昭和36年法律第223号) 「防災計画の作成、災害予防、災害応急対策等、災害対策の基本等に関する部分」 一災害には、放射性物質の大量放出により生ずる被害が含まれる。 原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号) ・原子力災害に対する対策の強化を図り、もって原子力災害からの国民の生命、身体及び財産を保護するためのもの 原子力損害の賠償に関する法律(昭和36年法律第147号) ・原子炉の運転等により原子力損害が生じた場合における損害賠償に関する基本的制度を定め、もって被害者の保護を図り、及び原子力事業の健全な発達に資するためのもの 原子量損害賠償制度補償契約に関する法律(昭和36年法律第148号) ・原子力損害の賠償に関する制度の一環として、政府が分担する補償契約に関し規定するもの
(電源開発)	
(A) (量)	

- (注1)主要なものだけを掲げた。
- (注2)規則レベルのものについては、専ら原子力を対象としない法律に基づき、専ら原子力について規定 するものを掲げた。
- (注3)「新版 原子カハンドブック」(1994年,浅田忠一他監修,オーム社)をもとに加筆

第2章 応急対策への備えの充実

第1節 緊急時モニタリング体制の整備

第1 趣旨

緊急時におけるモニタリング(空間放射線の測定、環境試料中の放射能の測定)体制の整備について定める。

第2 内容

1 原子力事業者の措置(核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等関係)

原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者(以下「原子力事業者等」という。)は、核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には、モニタリングの実施等といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため、事故時の応急措置、事故時対応組織の役割分担及び携行する資機材等を記載した運搬計画書並びに、迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに、運搬を行う際にはこれらの書類、必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行することとする。また、危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために所要の要員を配置するとともに、必要なマニュアルの整備を図るものとする。

2 放射性同位元素取扱事業者の措置(放射性同位元素等に係る事業所外運搬災害等及び放射性同位元素取扱事業所災害等関係)

放射性同位元素取扱事業者及び放射性同位元素取扱事業者から運搬を委託された者(以下「放射性同位元素取扱事業者等」という。)は、法令で定める放射線の量及び放射性物質による汚染の状況を測定するために必要な体制を整備することとする。(放射線障害防止法第20条、第33条)

3 県等の措置

(1) 各対象原子力災害等に共通の措置

ア 県は、国の委託を受け、衛生研究所で実施している環境放射能水準調査により、平常時の環境放射線量等のデータを収集し、もって、緊急時における対策のための基礎データとすることとする。

イ 県は、播磨科学公園都市に所在する(財)高輝度光科学研究センター等の公的研究機関及び(社)兵庫 県放射線技師会等の技術者団体など、放射線モニタリング実施体制を整備している機関との間で、緊急時モ ニタリングに係る協力体制を構築するよう努めることとする。

(2) 核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等に特有の措置

県は、県内で核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害が発生した場合に備え、当該原子力災害 発生時に、文部科学省、放射線医学総合研究所、指定公共機関(日本原子力研究所、核燃料サイクル開 発機構)原子力事業者から動員される緊急時モニタリング要員の受け入れについてあらかじめ体制を 整えることとする。

(3) 不法廃棄等事案に特有の措置

県、市町その他関係機関は、放射性同位元素取扱事業者以外の者で、放射性物質が不法に持ち込まれるおそれのある者に対し、検査体制の整備など必要な防止対策を講じるよう働きかけに努めることとする。

第2節 救援・救護活動体制の整備

第1 趣旨

対象原子力災害等に係る救援・救護活動体制の整備について定める。

第2 内容

- 1 消防活動体制の整備
 - (1) 消防機関は、放射性同位元素取扱事業所の立地状況等も踏まえ、次に掲げる消防活動体制の整備に努めることとする。

防災資機材(放射線計測資機材、放射線防護資機材を含む)の整備

職員の研修・訓練(放射線計測、放射線防護〔除染を含む〕、放射線による影響等に関する研修・訓練を含む)

事業所等の把握

(2) 県は、消防機関が実施する消防活動体制の整備について、国及び専門家と協力し、必要な助言、情報 提供等の支援を行うこととする。

2 緊急時医療体制の整備

(1) 関係職員の研修

県、市町及び医療関係機関は、医療従事者等に対し、放射線医学総合研究所等の関係機関が実施する 研修への参加等により、放射線の性質、単位等の基礎知識や放射線防護の技術(除染を含む) 放射線 障害、被ばく・汚染患者の取扱い等の知識・技術の取得に努めさせることとする。

(2) 緊急時対応可能医療機関の把握

県及び市町は、以下の区分により、地域内外の緊急時対応可能医療機関(救急疾患と汚染・被ばくを伴う患者の治療を行える施設)を事前に把握するよう努めることとする。

(区分)

ア 放射線障害専門病院

重度の内部汚染に対処できる能力を持つ施設

- イ 緊急被ばく医療施設
- ・5~6 Gy以上の全身被ばく患者の治療(緊急被ばく医療、救急医療、皮膚科、造血幹細胞移植専門家が必要)を行える施設
 - ・2 Gy以上の全身被ばく患者の治療を行える施設(無菌室が必要)
 - ・汚染(体表面、創傷部)を伴う患者の治療を行える施設
 - (3) 被ばく者等の受入体制の整備

県は、災害医療センターの整備に併せて構築される全県災害医療システムの中で、次のことを検討 することとする。

- ア 対象原子力災害等の発生時において、放射性物質又は放射線による汚染、被ばく若しくはそのお それのある者を覚知したときに搬送する医療機関(以下「搬送予定医療機関」という。)をあらか じめ指定すること
- イ 対象原子力災害等の発生時において、搬送予定医療機関に、緊急被ばく医療、保健物理、放射線 科、救急医療等の複数の領域の専門家が参集し、医療の内容の検討・助言及び適切な治療が可能な

緊急時対応可能医療機関を選定できる体制を整備すること

県は、原子力安全委員会専門部会ワーキンググループ等における緊急被ばく医療の充実強化に関する検討結果について、必要に応じその内容を取り入れることとする。

〔資 料〕 「消防本部における防護資機材等整備状況」

「研修可能機関一覧」

「緊急時対応可能医療機関一覧」

第3節 平時からの防災関係機関等との連携体制の整 備

第1 趣旨

対象原子力災害等対策に係る平時からの防災関係機関等との連携体制の整備について定める。

第2 内容

- 1 防災関係機関との連携体制の整備
 - (1) 防災関係機関との連携

県、県警察本部、市町その他防災関係機関は、第3編第2章第4節「防災関係機関等との連携及び 職員の派遣」に記載している対策を円滑に実施できるよう、必要な体制整備を図ることとする。

県は、自衛隊と連携・調整し、対象原子力災害等に関する災害派遣について、自衛隊の有する能力が最大限に発揮されるよう十分な配慮を求めることとする。

(2) 専門家派遣

核燃料物質等の事業所外運搬災害等

- ア 県及び市町は、原子力事業者から県内における特定事象発生の通報を受けた場合、必要に応じ国に対し事態把握のために専門的知識を有する職員の派遣要請の手続をあらかじめ定めておくこととする。(原災法第10条第2項)
- イ 県及び市町は、特定事象発生時等に原子力安全委員会に設置される緊急技術助言組織から現地に 派遣される緊急事態応急対策調査委員の受入れについてあらかじめ定めておくこととする。

放射性同位元素等の事業所外運搬災害等

県及び市町は、「放射性物質輸送の事故時安全対策に関する措置について(昭和59年2月,放射性物質安全輸送連絡会)」に基づき、放射性物質の輸送中の事故に際し必要に応じ国から派遣される専門家の受入れについてあらかじめ定めておくこととする。

2 専門家との協力体制の整備

(1) 専門家の把握

県は、対象原子力災害等発生時において、専門的な見地から助言を得るため、対象原子力災害等に係る専門的知識を有し協力を得ることが可能な専門家を事前に把握して名簿を作成し常に充実に努めるとともに、当該専門家との連携を図ることとする。なお、専門家は兵庫県内又は近隣に居住する者を中心に把握することとする。

(登録区分)

原子力施設に係る専門家

輸送に係る専門家

保健物理に係る専門家

環境安全に係る専門家

放射線計測に係る専門家

緊急時医療に係る専門家

社会科学(社会心理学等)に係る専門家

(2) 原子力等防災対策アドバイザー会議(仮称)の構成員の指名

県は、あらかじめ把握している専門家のうちから、対象原子力災害等発生時において必要に応じ設置 する原子力等防災対策アドバイザー会議(仮称)の構成員をあらかじめ定めておくこととする。

〔資 料〕 「緊急技術助言組織の構成員」

第4節 災害弱者支援対策の強化

第1 趣旨

高齢者、障害者、乳幼児等の災害弱者に対し、対象原子力災害等発生時に迅速、的確な対応を図るための体制整備について定める。

第2 内容

- 1 災害弱者の把握と情報伝達体制の整備
 - (1) 災害弱者の日常的把握

市町は、民生委員・児童委員、訪問介護員、自主防災組織、ボランティア、自治会等の活動を通じ、 高齢者、障害者等の要援護者の状況を把握し、コミュニティ・ファイル等を作成しておくなど、対象原 子力災害等発生時に迅速な対応ができる体制を整備することとする。

(2) 障害者への情報伝達方法の確立

県、市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等の派遣・協力システムを整備することとする。

また、県、市町は、防災知識の普及啓発に努めるほか、防災上の相談・指導を行うこととする。

2 社会福祉施設等の防災体制の整備

県、市町等は、次の対策を講じることとする。

- (1) 社会福祉施設等の緊急保護体制の確立
- (2) 社会福祉施設の対応強化
- (3) 社会福祉施設等の整備
- (4) 県立社会福祉施設の地域社会等に対する支援拠点としての位置づけ
- (5) 高齢者、障害者等に配慮した避難所の整備

3 外国人対策の強化

外国人に対する日常の情報提供及び対象原子力災害等発生時の情報伝達等の方法については、兵庫県地域防災計画(風水害等対策計画)第2編第2章第14節「外国人支援対策の強化」に基づき必要な対応を図ることとする。

- 4 市町地域防災計画に定めるべき事項
 - (1) 災害弱者の日常的把握
 - (2) 障害者への情報伝達方法の確立
 - (3) 社会福祉施設等の整備
 - (4) その他必要な事項

第3章 知識の普及・啓蒙等の実施

第1節 原子力災害等に関する学習等の充実

第1 趣旨

対象原子力災害等に関する知識の普及及び啓蒙を図るため、防災学習の推進に関する事項について定める。

第2 内容

1 県の措置

(1) 周知方法

県は、次に掲げる方法により、知識の普及及び啓蒙に努めることとする。

防災科学館の活用

インターネット、ラジオ、テレビ等による普及

新聞、冊子、その他印刷物による普及

標語、図画、作文募集等による普及

県民を対象とした研修会(「ひょうご防災カレッジ」等)の開催

(2) 周知内容

放射性物質及び放射線の特性に関すること(放射線の単位、汚染と被ばくの違い、放射線の人体影響等)

放射性物質規制の概要(法体系、利用用途、用途毎の存在形態等)

原子力施設等の概要に関すること

対象原子力災害等とその特性に関すること

緊急時に県等が講じる対策の内容に関すること

対象原子力災害等発生時における留意事項

(特に身体の防護方法、妊婦・乳幼児等に配慮した緊急措置方法)

その他必要と認められる事項

(3) 市町への協力

県は、市町が住民に対して行う知識の普及・啓蒙活動に関し、必要な助言、情報提供等の支援を行う こととする。

2 市町の措置

市町は、県の措置に準じ、住民に対し、知識の普及及び啓蒙のため、必要な措置を講じるよう努めることとする。

3 防災関係機関等の措置

指定地方行政機関その他防災関係機関並びに原子力事業者及び放射性同位元素取扱事業者は、県及び市町が行う知識の普及・啓蒙活動について協力するとともに、各機関等の責務に応じ、住民に対する知識の普及・啓蒙活動を行うよう努めることとする。

- 4 市町地域防災計画で定めるべき事項
 - (1) 実施責任
 - (2) 住民に対する防災意識の普及・啓蒙方法及び内容
 - (3) その他必要な事項

第2節 災害対策要員の研修・訓練の実施

第1 趣旨

対象原子力災害等の対策に関する研修・訓練等について定める。

第2 内容

1 研修の実施

県は、対象原子力災害等の対策業務に携わる者に対して、対象原子力災害等の対策に関する次に掲げる 事項について研修を実施することとする。なお、研修の実施方法として、専門家招へいによる講習会のほか、関係機関が行う研修等を活用することとする。

放射線の性質、単位等の基礎的な事項に関すること 対象原子力災害等の対策体制及び組織に関すること 原子力施設等の概要に関すること 対象原子力災害等とその特性に関すること 放射線による健康への影響及び放射線防護に関すること モニタリング実施方法及び機器に関すること 防災対策上の諸設備に関すること 緊急時に県等が講じる対策の内容に関すること 放射線緊急被ばく医療(応急手当を含む)に関すること 過去の事故及び対処事例に関すること その他緊急時対応に関すること(除染の基礎技術等)

2 訓練の実施

県は、緊急時通信連絡等の訓練を実施することとする。

3 関係資料の整備

- (1) 県は、研修、訓練及び災害時において活用するため、地図、気象資料、平常時環境放射線モニタリングに関する資料等の整備を図ることとする。
 - (2) 防災関係機関は、防災に関する資料の収集にあたり、相互に協力することとする。

〔資料〕 「研修可能機関一覧」

第3節 防災訓練等の実施

第1 趣旨

防災関係機関等が単独又は共同して行う防災訓練の内容について定める。

第2 内容

1 防災訓練への取り入れ

県は、対象原子力災害等に係る訓練を、県が実施する防災訓練の一項目として取り入れるよう努めることとする。なお、この実施にあたっては、原子力事業所立地府県の訓練実施状況を参考とすることとする。

2 実践的な訓練の工夫と事後評価

県は、訓練を実施するにあたり、必要に応じ国からも助言を求め、現場における判断力の向上や、迅速 ・的確な活動に資する実践的な訓練となるよう工夫することとする。

県は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、専門家からも意見を聴取しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにすることにより、対象原子力災害等に対する防災体制の改善に取り組むこととする。

県は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うこととする。

第 3 編 応 急 対 策 計 画

第1章 基本方針

基本方針

1 計画の目的

応急対策を迅速かつ円滑に展開するため、県、市町その他の防災関係機関の緊急時の情報の収集・伝達体制、組織体制、防災関係機関相互の連携の仕組みを盛り込んだ応急活動体制及び必要な対策について定める。

2 各機関の応急対応の概要

(1) 事業所外運搬災害等の場合

核燃料物質等の事業所外運搬の場合

ア 原子力事業者等

原子力事業者が選任する原子力防災管理者は、県内における核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象(原災法第10条第1項で定める通報すべき事象)発見後又は発見の通報を受けた場合は、15分以内を目途として、その旨を国、県、事故発生場所を管轄する市町等に通報することとする(第2章第1節「情報の収集・伝達」)。

また、原子力事業者等は、直ちに、立入制限区域の設定、汚染、漏えいの拡大防止対策、遮へい対策、モニタリング、消火・延焼の防止、救出、避難等の危険時の措置を的確かつ迅速に行うことにより、原子力災害の発生の防止を図ることとし、さらに、直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに、必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の支援要請を行うこととする。

原子力緊急事態宣言が行われた場合には、国とともに、原子力事業所に準じた緊急事態応急対策(原災法第26条第1項)を主体的に講じることとする。

イ 県・市町

県・市町は、特定事象発生の通報があった場合には、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努めることとする。また、原子力緊急事態宣言が行われた場合には、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施することとする。

放射性同位元素等に係る事業所外運搬の場合

ア 放射性同位元素取扱事業者等

放射性同位元素取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、直ちに、その旨を県警察本部又は海上保安本部に通報するとともに、消火、延焼防止、避難の警告、救出、汚染の拡大防止及び除去等の応急の措置を講じることとする。また、放射性同位元素取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省又は国土交通省に届け出ることとする。(放射線障害防止法第33条第1項、第2項)併せて、消防本部にも通報することとする。

イ 発見者

放射性同位元素に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を県警察本部又は海上保安本部に通報することとする。(放射線障害防止法第33条第2項)あわせて、消防本部にも通報することとする。

ウ 県・市町

県・市町は、上記事案の発生を覚知した場合は、直ちに、応急対策の実施に備え、必要な体制を整えるとともに、情報の収集・伝達に努めることとする。また、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認めるときは、直ちに、災害対策本部を設置するとともに、災害広報、避難対策、緊急時医療対策、飲料水等の摂取制限、社会秩序の維持対策等の応急対策を実施することとする。

(2) 放射性同位元素取扱事業所災害等の場合

(1) と同様に対応することとする。

(3) 不法廃棄等事案の場合

発見者

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者(鉄鋼関連事業者等)は、直ちに、 その旨を消防本部、県警察本部及び海上保安本部に通報することとする。また、関係法令による規制 の対象になる場合又は対象になる可能性があると判断される場合には、文部科学省にも通報すること とする。なお、一般発見者の通報先は、消防本部、県警察本部又は海上保安本部のいずれかとする。

県・市町

県は、通報を受けた消防本部等から連絡を受けた場合は、その旨を消防庁に報告することとする。 なお、一般発見者からの通報の場合で、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性 があると判断される場合には、文部科学省にも連絡する。さらに、県・市町は、必要に応じ、災害広 報等の応急対策を実施することとする。

(4) 県外原子力災害等事案の場合

県・市町

県は、県外において対象原子力災害等が発生した場合は、関係省庁、関係府県及び原子力災害等が発生した原子力事業所の原子力事業者等からの情報収集に努めるとともに、必要に応じ、入手した情報を市町等関係機関に提供することとする。

また、県・市町は、必要に応じ、災害広報等の応急対策を実施することとする。

関西電力(株)

関西電力㈱は、同社が運転する原子力発電所において、原子力災害が発生するおそれがあり又は発生した場合には、県に連絡することとする。

3 応急対策の流れ

(1) 事業所外運搬災害等の場合

核燃料物質等の事業所外運搬の場合

事項	原子力事業者 ・ 発見者(通報のみ)	国	県	市町
事故等の発生	・事故等発生の通報		715	.13
		・事故等発生の通報	・事故等発生の通報	・事故等発生の通報
		の受領	の受領(警察)	の受領(消防)
		・放射性物質輸送事		・県、市町長部局へ
		故対策会議の開催_		の連絡(消防)
			・事故等発生の連絡	
 危険時の措置	・立入制限区域の設		の受領	
心陝时の相直	定			
	・汚染、漏えいの拡			
	大防止対策			
	・遮へい対策			
	・モニタリング			
	・消火・延焼の防止			
	・救出			
	・避難			
	・必要な要員の派遣・他の原子力事業者			
	に対する要員・資			
	機材の派遣要請			
特定事象の発	・特定事象発生の通			
生	報			
		・特定事象発生の通	・特定事象発生の通	・特定事象発生の通
		報の受領	報の受領	報の受領
			・隣接市町への通報	
			・関係機関への連絡	・関係機関への連絡
		・関係省庁事故対策	・災害警戒本部の設	・災害警戒本部の設
		連絡会議の開催	火百言水平品の改 置	火占言が不品の取 置
		・職員及び関係機関		
		の専門家の派遣		
		・必要な資機材の動		
		員		
原子力緊急事	・モニタリング結果			
態の発生	等の継続的連絡			
		・原子力緊急事態宣 言の発出		
		=の光出 ・原子力災害対策本	 ・災害対策本部の設	 ・災害対策本部の設
		部及び現地対策本	・炎舌対象本品の設 置	没古灯泉本品の設
		部の設置	_ 	
	・原子力災害合同対	・原子力災害合同対	・原子力災害合同対	・原子力災害合同対
	策協議会への参画	策協議会の設置	策協議会への参画	策協議会への参画
応急対策 (緊	*緊急事態応急対策	* 緊急事態応急対策		
急事態応急対	の実施	の実施		
策)の実施	・モニタリングの継	・必要な情報収集		
	・モータリフクの経 続的実施			
	がいて、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には、一次には			

・地方公共団体が	 行	・緊急時モニタリン	・緊急時モニタリン
うモニタリング		グの結果の収集	グを実施した場合
動の支援	動の支援	・公的研究機関等へ	の結果の連絡(消
		の緊急時モニタリ	防)
		ング実施要請	・緊急時モニタリン
・通信手段の確保	・通信手段の確保		グ結果の収集
・周辺住民等への	情・周辺住民等への情	・災害広報の実施	・災害広報の実施
報伝達活動	報伝達活動		
・国民への的確な			
報の伝達	報の伝達		
		・各種相談の実施	・各種相談の実施
	・避難勧告等の実施		・避難対策の実施
	の指示		
・救助・救急活動	の		・救助・救急活動の
実施	D /h	PLEL PLANT.	実施(消防)
	・防衛庁長官に対す	・救助・救急活動に	・救助・救急活動に
	る自衛隊の部隊の	係る関係機関への	係る関係機関への
	派遣要請	協力(出動)要請	協力(出動)要請
	・広域緊急援助隊の 必要的派遣	等	等
	・緊急消防援助隊の		
	必要的派遣		
	・緊急被ばく医療派	 ・緊急時医療対策の	 ・緊急時医療対策の
	遣チームの派遣	実施	実施
	・除染・障害治療		
・消火活動の実施	19.21		 ・消火活動の実施
			(消防)
	・地方公共団体への		()
	助言		
		・飲料水、飲食物の	・飲料水、飲食物の
		摂取制限等	摂取制限等
・放射性物質によ	る	・汚染の除去に係る	・汚染の除去に係る
汚染の除去		協力	協力
		・災害弱者対策の実	・災害弱者対策の実
		施	施
		・社会秩序の維持対	・社会秩序の維持対
		策の実施	策の実施
		・交通の確保対策の	
		実施(県管轄道路)	

放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

F	可证儿系守切争来所外原		I	±==
事項	放射性同位元素取扱事業者 ・発見者(通報のみ)	国	県	市町
事故等の発生	・事故等発生の通報			
		・事故等発生の通報	・事故等発生の通報	・事故等発生の通報
		の受領	の受領(警察)	の受領(消防)
		・放射性物質輸送事		・県、市町長部局へ
		故対策会議の開催		の連絡(消防)
			・事故等発生の通報 の受領	
危険時の措置	・消火・延焼の防止	・放射性同位元素取	・災害警戒本部の設	・災害警戒本部の設
	・避難の警告	 扱事業者に対する	 置	置
	・救出	措置命令	_	_
	・汚染の拡大防止・			
	除去			
	・放射性同位元素の			
	移動、立入禁止			
	・その他放射線障害			
	を防止するために			
	必要な措置(放射 線量の測定等)			
 災害の発生	終重の測 に寺) * 危険時の措置の継	└───── ・必要な対策の実施		・災害対策本部の設 ・災害対策本部の設
炎呂の光王	続的実施	必要な対象の天順	火呂刈水本品の設 置	次古が水本品の成 置
応急対策の実			<u></u> ・緊急時モニタリン	・緊急時モニタリン
施			グの結果の収集	グを実施した場合
1,50			・公的研究機関等へ	の結果の連絡(淵)
			の緊急時モニタリ	・緊急時モニタリン
			ング実施要請	グ結果の収集
			・災害広報の実施	・災害広報の実施
			・各種相談の実施	・各種相談の実施
				・避難対策の実施
				・救助・救急活動の
				実施(消防)
			・救助・救急活動に	・救助・救急活動に
			係る関係機関への	係る関係機関への
			│ 協力(出動)要請 │ 等	協力(出動)要請 等
			・緊急時医療対策の	・緊急時医療対策の
			実施	実施・消火活動の実施
				・消火活動の実施 (消防)
			・飲料水、飲食物の	・飲料水、飲食物の
			摂取制限等	摂取制限等
			・汚染の除去に係る	・汚染の除去に係る
			協力	協力
			・災害弱者対策の実	・災害弱者対策の実
			施	施
			・社会秩序の維持対	・社会秩序の維持対
			策の実施	策の実施
			・交通の確保対策の	
L 上記 の文			│ <u>実施(県管轄道路)</u> №のおそれのある船舶 <i>†</i>	

上記 の対策は、放射性物質により汚染され、又は汚染のおそれのある船舶が県内の港に入港する場合(入港している場合を含む)にも適用することとする。

(2) 放射性同位元素取扱事業所災害の場合

(1) と同様に対応することとする。

(3) 不法廃棄等事案の場合

事	項	発見者	国	県	市町
不法廃	棄等の	・発見の通報			
発見			・発見の通報の受領	・発見の通報の受領	・発見の通報の受領
危険時	の措置		・必要な対策の実施	・災害警戒本部の設 置	・災害警戒本部の設 置
災害の	発生			・災害対策本部の設 置	・災害対策本部の設 置
応急対	策の実			*必要に応じ次の対	*必要に応じ次の対
施				策を実施	策を実施
				・緊急時モニタリン	・緊急時モニタリン
				グの結果の収集	グを実施した場合
				・公的研究機関等へ	の結果の連絡(消
				の緊急時モニタリ	防)
				ング実施要請	・緊急時モニタリン グ結果の収集
				・災害広報の実施	・災害広報の実施
				・各種相談の実施	・各種相談の実施 ・救助・救急活動の 実施(消防)
				・救助・救急活動に 係る関係機関への 協力(出動)要請	・救助・救急活動に 係る関係機関への 協力(出動)要請
				等 ・緊急時医療対策の	等・緊急時医療対策の
				実施	実施 ・消火活動の実施 (消防)
				・飲料水、飲食物の 摂取制限等	・飲料水、飲食物の 摂取制限等
				・汚染の除去に係る 協力	・汚染の除去に係る 協力
				・災害弱者対策の実	・災害弱者対策の実
				施	施
				・社会秩序の維持対	・社会秩序の維持対
				策の実施	策の実施
				・交通の確保対策の	71 7. 11.0
				実施(県管轄道路)	

(4) 県外原子力災害等事案の場合

事項	原子力事業者	国・立地都道府県	県	市町
原子力災害が	・事象発生の通報			
発生するおそ		・事象発生の通報の	・事象発生の連絡の	
れのある事象		受領	受領	
の発生			・市町等への連絡	・連絡の受領
災害の発生	(・原子力事業者と	(・国・立地都道府	・災害警戒本部の設	・災害警戒本部の設
	しての緊急事態応急	県としての緊急事態	置	置
	対策の実施)	応急対策の実施)	・災害対策本部の設	・災害対策本部の設
			置	置
応急対策の実			*必要に応じ次の対	* 必要に応じ次の対
施			策を実施	策を実施
			・緊急時モニタリン	
			グの結果の収集	
			・公的研究機関等へ	
			の緊急時モニタリ	
			ング実施要請	
			・災害広報の実施	・災害広報の実施
			・各種相談の実施	・各種相談の実施
			 ・緊急時医療対策の	 ・緊急時医療対策の
			実施(放射線被ば	実施(放射線被ば
			く検査の実施)	く検査の実施)
			・飲料水、飲食物の 摂取制限等	・飲料水、飲食物の 摂取制限等
			 ・災害弱者対策の実	 ・災害弱者対策の実
				施
			・社会秩序の維持対	・社会秩序の維持対
			策の実施	策の実施

第2章 迅速な応急活動体制の確立

第1節 情報の収集・伝達

第1 趣旨

対象原子力災害等の発生時等における情報の収集・伝達を防災関係機関が連携して迅速、的確に行うために必要な事項を定める。

第2 内容

- 1 事業所外運搬災害等の第一報の情報伝達
 - (1) 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

原子力事業者

- ア 原子力事業者が選任する原子力防災管理者は、県内における核燃料物質等の運搬中の事故による 次に掲げる特定事象(原災法第10条第1項で定める通報すべき事象)発見後又は発見の通報を受け た場合は、15分以内を目途として、その旨を国(官邸(内閣官房)、文部科学省、経済産業省、国 土交通省、内閣府)、県、事故発生場所を管轄する市町、県警察本部、消防本部、海上保安本部等 に文書により通報することとし、主要な機関に対してはその着信を確認することとする。
- (ア) 火災、爆発その他これらに類する事象が発生した際に、運搬容器(事業所外運搬に使用する容器)から1m離れた場所において、1時間当たり100 µ Sv以上の放射線量が検出された場合又は の蓋然性が高い状態にある場合
 - (4) 火災、爆発その他これらに類する事象が発生した際に、運搬容器から放射性物質が漏えいした場合又は漏えいの蓋然性が高い状態にある場合
 - イ 原子力防災管理者は、特定事象の通報を行った後においても、応急対策の活動状況等を随時連絡 することとする。
 - (その他、地震、火災その他の災害が起こったことにより、核燃料物質等による災害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、原子炉等規制法第64条第1項に定めるところによる。)

県

県は、 ア又は により通報を受けた場合は、直ちに、その旨を発生市町に隣接する市町及び消防 庁に連絡することとする。

市町

市町は、次に掲げる事態を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後 30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

- (ア) 核燃料物質等を輸送する車両において、火災の発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)及び核燃料物質等の運搬中に事故が発生した旨原子力事業者等から消防機関に通報があったもの。
- (イ) 原災法第10条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が消防本部にあったもの。

情報伝達系統図

「図1-1 核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等の情報伝達系統図」のとおり

原子力緊急事態宣言発出後における現地の情報収集は、情報収集ルートが錯綜することを避ける観点から、原則として原子力災害合同対策協議会(原災法の規定に基づき、原子力緊急事態宣言があったときに、国、県、市町等の関係機関により設置)に一元化することとする。

(2) 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

放射性同位元素取扱事業者等

放射性同位元素取扱事業者等は、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合には、直ちに、その旨を県警察本部又は海上保安本部に通報することとする。また、放射性同位元素取扱事業者等は、遅滞なく、その旨を文部科学省又は国土交通省に届け出ることとする(放射線障害防止法第33条第1項、第2項)。あわせて、消防本部にも通報することとする。

発見者

放射性同位元素に関し、地震、火災その他の災害が起こったことにより、放射線障害が発生するおそれがあり、又は発生した場合は、その事態を発見した者は、直ちに、その旨を県警察本部又は海上保安本部に通報することとする(放射線障害防止法第33条第2項)。あわせて、消防本部にも通報することとする。

県

県は、通報を受けた県警察本部等から連絡を受けた場合は、直ちに、その旨を消防庁に報告することとする。

市町

市町は、放射性同位元素等を輸送する車両において、火災の発生したもの(発生するおそれがあるものを含む。)を覚知した場合には、第一報を県及び消防庁に対して、原則として覚知後30分以内で可能な限り早く、分かる範囲で報告するものとする。

情報伝達系統図

「図1-2 放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の情報伝達系統図」のとおり

2 放射性同位元素取扱事業所災害等の第一報の情報伝達

「 1 (2)放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」に準じて対応することとする(ただし、国土交通省への通報は要しない)。

3 不法廃棄等事案発生時の情報伝達

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質が発見される事態が発生した場合には、放射線障害等の被害を防止し、公共の安全を確保するため、「1(2)放射性同位元素等の事業所外運搬の場合」及び「2 放射性同位元素取扱事業所災害等の第一報の情報伝達」の対応に準じ、次のとおり対応することとする。

発見者

放射性同位元素取扱事業所外において放射性物質を発見した者(鉄鋼関連事業者等)は、直ちに、 その旨を消防本部、県警察本部及び海上保安本部に通報することとする。また、関係法令による規制 の対象になる場合又は対象になる可能性があると判断される場合には、文部科学省にも通報すること とする。なお、一般発見者の通報先は、消防本部、県警察本部又は海上保安本部のいずれかとする。

県

県は、通報を受けた消防本部等から連絡を受けた場合は、火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第 267号)に基づき、その旨を消防庁に報告することとする。なお、一般発見者からの通報の場合で、関係法令による規制の対象になる場合又は対象になる可能性があると判断される場合には、文部科学省にも連絡する。

情報伝達系統図

「図2 不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統図」のとおり

通報受領後の対応

国、県、市町その他関係機関は、相互に密接な連携を図り対応することとする。

- 4 県外原子力事業所災害事案発生時の情報伝達
 - (1) 県外に立地する原子力事業所における異常な事象等の情報

県は、県外に立地する原子力事業所において異常な事象等が発生した場合は、関係省庁(文部科学省、経済産業省、国土交通省、内閣府、消防庁等)、関係府県等からの情報収集に努めることとする。

県外に立地する原子力事業所に係る原子力災害について原子力災害合同対策協議会が設置された場合に、必要な情報を収集するため、県は、当該協議会にオブザーバーとして参画できるよう関係機関と調整を行うこととする。

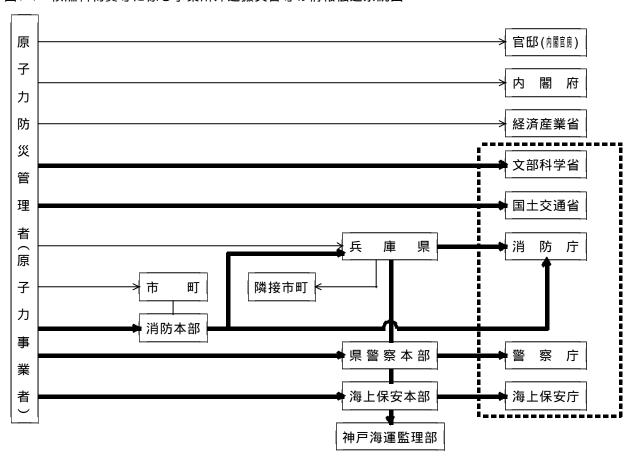
(2) 関西電力㈱が運転する原子力発電所において原子力災害が発生し、又は発生するおそれがある場合の情報連絡

関西電力㈱は、同社が運転する美浜発電所、高浜発電所、大飯発電所において、原子力災害が発生し、 又は発生するおそれがある場合には、県に対して、情報連絡を行う。

情報連絡事項

- ア 関西電力㈱における防災体制発令に係る情報連絡
- イ 原災法第10条第1項に基づく通報(特定事象発生の通報)に係る情報連絡
- ウ 原災法第15条第1項に基づく報告(原子力緊急事態発生の報告)に係る情報連絡
- (3) 県は、必要に応じ、(1)及び(2)により収集した情報を市町等関係機関に提供することとする。

図1-1 核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等の情報伝達系統図



━━ : 特定事象発生時若しくは災害に至らない場合又は災害に至る前段階の情報伝達系統

一 : 特定事象発生時の情報伝達系統

-- : 放射性物質輸送事故対策会議(災害に至らない場合、又は災害に至る前段階で開催される。)

県内における関係機関(海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部)は相互に情報を交換することとする。

連絡先(電話・FAX番号は「第5編 資料編」を参照)

官邸(内閣官房): 内閣情報集約センター、内閣官房副長官補(安全保障・危機管理担当)付

内閣府 : 政策統括官付参事官室(災害応急対策担当)

経済産業省: 資源エネルギー庁原子力・安全保安院原子力防災課

文部科学省 : 科学技術・学術政策局原子力安全課防災環境対策室、原子力規制室

国土交通省 : 自動車交通局技術安全部環境課(事象発生場所が陸上の場合)

海事局検査測度課(事象発生場所が海上の場合)

消防庁 : 特殊災害室

警察庁 : 生活安全局生活環境課、警備局警備課

海上保安庁 : 警備救難部救難課運用司令室

兵庫県:企画管理部防災局防災企画課、消防課

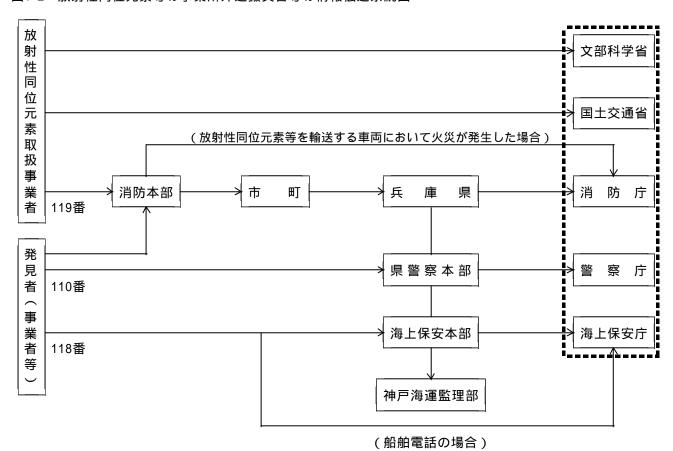
兵庫県警察本部 :生活安全部銃器対策課、警備部災害対策課

海上保安本部 : 第五管区海上保安本部警備救難部救難課(事象発生場所が瀬戸内海側の場合)

第八管区海上保安本部警備救難部(事象発生場所が日本海側の場合)

市町 :「第5編 資料編」参照 消防本部 :「第5編 資料編」参照

図1-2 放射性同位元素等の事業所外運搬災害等の情報伝達系統図



----::放射性物質輸送事故対策会議

県内における関係機関(海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部)は相互に情報を交換する こととする。

連絡先(電話・FAX番号は「第5編 資料編」を参照)

文部科学省: 科学技術・学術政策局原子力安全課放射線規制室

国土交通省 : 自動車交通局技術安全部環境課(事象発生場所が陸上の場合)

海事局検査測度課(事象発生場所が海上の場合)

消防庁 : 特殊災害室

警察庁: 生活安全局生活環境課、警備局警備課

海上保安庁 : 警備救難部救難課運用司令室

兵庫県: 各県民局市町・防災担当(勤務時間内の場合)

企画管理部防災局防災企画課、消防課(勤務時間外及び緊急の場合)

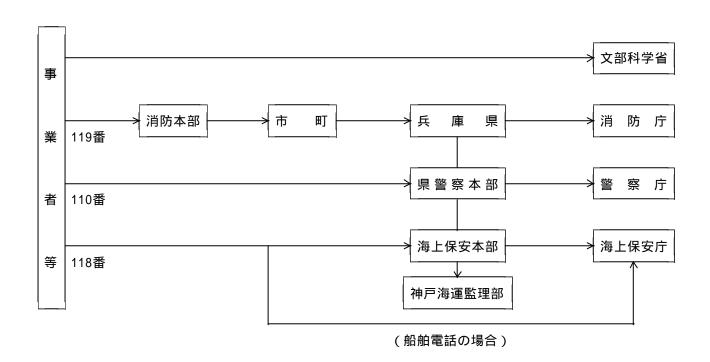
兵庫県警察本部 :生活安全部銃器対策課、警備部災害対策課

海上保安本部 : 第五管区海上保安本部警備救難部救難課(事象発生場所が瀬戸内海側の場合)

第八管区海上保安本部警備救難部 (事象発生場所が日本海側の場合)

市町 :「第5編 資料編」参照 消防本部 :「第5編 資料編」参照

図2 不法廃棄等事案発生時の情報伝達系統図



県内においては、関係機関(海上保安本部、県警察本部、県、市町、消防本部)は相互に情報を交換することとする。

一般発見者の通報先は、消防本部、県警察本部又は海上保安本部のいずれかとし、それ以外の伝達経路は上表に準じる。この場合、文部科学省への通報は、兵庫県から行うこととする。

連絡先(電話・FAX番号は「第5編 資料編」を参照)

文部科学省:科学技術・学術政策局原子力安全課原子力規制室(核原料物質等の場合)

放射線規制室(放射性同位元素の場合)

消防庁 : 特殊災害室

警察庁 : 生活安全局生活環境課、警備局警備課

海上保安庁 : 警備救難部救難課運用司令室

兵庫県: 各県民局市町・防災担当(勤務時間内の場合)

企画管理部防災局防災企画課、消防課(勤務時間外の場合)

兵庫県警察本部 :生活安全部銃器対策課、警備部災害対策課

海上保安本部 : 第五管区海上保安本部警備救難部救難課(発見場所が瀬戸内海側の場合)

第八管区海上保安本部警備救難部(発見場所が日本海側の場合)

市町 :「第5編 資料編」参照消防本部 :「第5編 資料編」参照

5 災害情報等の収集、報告等

(1) 収集の方法

県、市町は、対象原子力災害等の状況及びこれに対してとられた措置に関する情報(以下この節においては「災害情報」という。)を収集することとする。

その際、当該対象原子力災害等が、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることができないような災害である場合は、至急その旨をそれぞれ市町にあっては県、県にあっては内閣総理大臣(窓口:消防庁。以下この節において同じ。)に通報するとともに、速やかにその規模を把握するための情報を収集するよう特に留意し、被害の詳細が把握できない状況にあっても、迅速な当該情報の報告に努めることとする。

(2) 報告基準

市町は、以下の種類の対象原子力災害等が発生したときは、県に災害情報等を報告することとする。 災害対策本部を設置したもの

対象原子力災害による被害に対して、国の特別の財政的援助を要するもの

対象原子力災害等の状況及びそれが及ぼす社会的影響等からみて特に報告の必要があると認められる程度のもの

に定める災害になるおそれのある対象原子力災害等

県は、同様の基準により内閣総理大臣に災害情報を報告することとする。

(3) 報告系統

市町は、県に災害情報を報告することとする。

県は、市町から災害情報の報告を受け、それを取りまとめて内閣総理大臣に報告することとする。なお、報告すべき対象原子力災害等は、原則として、覚知後30分以内に可能な限り早く、分かる範囲で報告することとする。

市町は、通信の不通等により県に報告できない場合及び緊急報告を要する場合、内閣総理大臣に対して直接災害情報を報告することとする。ただし、その場合にも市町は県との連絡確保に努め、連絡がとれるようになった後は、県に対して報告することとする。

(4) 災害情報の伝達手段

災害情報の報告を行う機関は、対象原子力災害等の発生を覚知したときは、速やかに防災端末に情報を入力することとする。

市町は、あらかじめ県が指定する時間ごとに市町域の災害情報をとりまとめ、防災端末に入力することとする。

災害情報の報告を行う機関は、必要に応じて有線若しくは無線電話又はファクシミリなども活用することとする。

有線が途絶した場合は、兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系・地上系) 西日本電信電話株式会社 災害対策用無線、警察無線等の無線通信施設等を利用することとする。

必要に応じ、他機関に協力を求め、通信手段を確保することとする。

すべての通信施設が不通の場合は、通信可能な地域まで職員を派遣する等、あらゆる手段をつくして伝達するよう努めることとする。

(5) 関係機関との連携

県警察本部は、県災害対策本部及び自衛隊、海上保安本部等の関係機関との相互の情報交換を図る こととする。

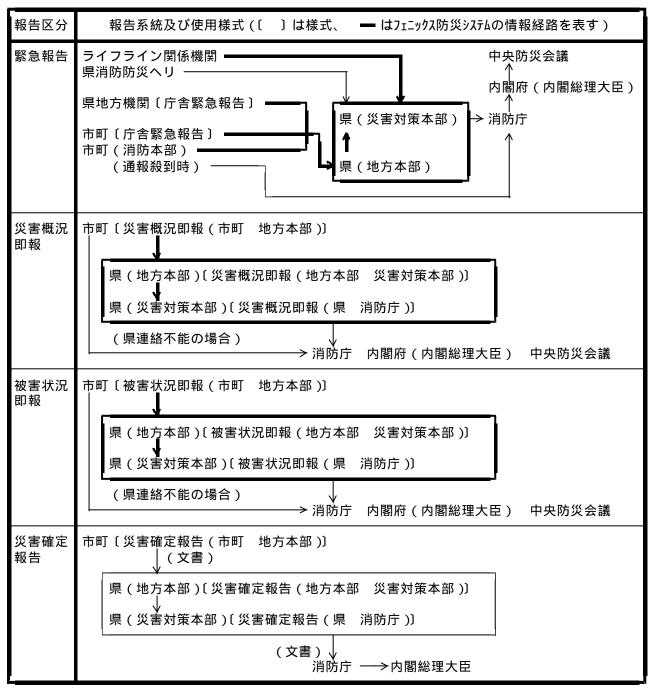
〔主な情報交換事項〕

- ア 被害状況、治安状況、救援活動及び警備活動の状況
- イ 交通機関の運行状況及び交通規制の状況
- ウ 犯罪の防止に関しとった措置

海上保安本部は、海上における対象原子力災害等について情報を収集するとともに、県、県警察本部、各消防本部、自衛隊等の関係機関との相互の情報交換を図ることとする。

(6) 報告内容

報告系統



- (注)1 本部が設置されない場合も上図に準ずる。
 - 2 市町は、県(地方本部)に連絡が取れない場合、又は緊急の場合は、直接県(災害対策本部) に報告することとする。
 - 3 報告は、原則として防災端末とするが、それによりがたい場合は、衛星電話・ファクシミリ等 最も迅速な方法で行うこととする。
 - 4 消防庁の連絡窓口は次のとおりとする。

```
(NTT回線)

03-5253-7777

03-5253-7553(FAX)

(消防防災無線)

7780

7789

(地域衛星通信ネットワーク)

TN-048-500-7789(FAX)
```

緊急報告

県は、対象原子力災害等が発生した場合には、直ちに以下の方法で対象原子力災害等の規模を把握 し、内閣総理大臣に報告することとする。

ア 県(地方機関) 市町は、事務所の周辺の状況を〔庁舎緊急報告〕の様式により県(災害対策本部が設置されている場合は災害対策本部、地方本部経由。以下「県(災害対策本部、地方本部経由)」という。)へ、衛星電話、ファクシミリ等最も迅速な方法で通報することとする。

また、防災端末設置機関は、原則として防災端末(事務所被害報告の機能を活用)により報告することとする。

報告内容は、庁舎周辺で覚知できる状況のみでよく、必ずしも数値で表せる情報である必要は ない。また、緊急の場合には口頭報告で差し支えないこととする。

イ 県は、必要により、県消防防災へリコプターによる調査活動を実施することとする。

また、県は、状況に応じて県警察本部、自衛隊、海上保安本部及び神戸市消防局に対し、航空機による調査活動を依頼することとする。

〔重点調査事項〕

- (ア) 対象原子力災害等の発生場所
- (イ) 対象原子力災害等の状況
- (ウ) 住民の動向、その他
- ウ 市町は、多くの死傷者が発生する等、消防本部への通報(電話・来庁を問わない。)が殺到した場合、直ちに消防庁、県(災害対策本部、地方本部経由)それぞれに対し報告することとする。消防庁に対しては、県を経由することなく直接報告し、その旨県にも後で報告することとする。

報告内容は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、通報受信状況の概要で足りることとし、把握できている異常事象に係る情報があれば適宜補足することとする。報告は様式にこだわらず、原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法で行うこととする。

- エ ライフライン関係機関は、供給等に支障を来した場合、下記の項目について速やかに県にその状 況を通報することとする。
 - (ア) 電話回線の障害状況
 - (イ) 交通機関の運行状況及び施設の被災状況(高速道路、JR・私鉄等、航空機、船舶)
 - (ウ) 電力の供給状況
 - (I) 都市ガスの供給状況
 - (オ) 水道の供給状況

災害概況即報

ア 市町は、報告すべき対象原子力災害等を覚知したときは、直ちに第一報を県(災害対策本部、地方本部経由)に報告し、対象原子力災害等の初期段階で被害状況が十分把握できていない場合には、

速やかに人的被害の状況等の情報を収集し、被害規模に関する概括的情報も含め、〔災害概況即報〕の様式により把握できた範囲から、逐次、県(災害対策本部、地方本部経由)へ報告すること とする。

特に、対象原子力災害等が自らの対応力のみでは十分な対策を講じることができない規模であると予想される場合は、至急その旨を県(災害対策本部、地方本部経由)へ報告することとする。

対象原子力災害等の規模に関する情報は必ずしも具体的な被害状況を含んでいる必要はなく、 災害規模を推定できるなんらかの情報で足りることとする。至急の報告は様式にこだわらず、 原則として防災端末、又はそれによりがたい場合は衛星電話やファクシミリ等最も迅速な方法 で行うこととする。

- イ 県は、必要に応じ市町に職員を派遣し、市町の災害情報の収集に努めることとする。 その際、防災行政無線等の車載・携帯無線機により連絡手段の確保を図ることとする。
- ウ 県は、災害概況即報をとりまとめ、内閣総理大臣に報告することとする。 被害状況即報

ア 市町は、被害状況に関する情報を収集し、〔被害状況即報〕の様式により県(災害対策本部、地方本部経由)に報告することとする。

県は、被害状況に関する情報をとりまとめる時間を指定するが、市町は内容が重要と判断される 情報を入手したときは、随時報告することとする。

イ 県は、原則として災害対策本部設置期間中毎日一回(午後5時現在のもの)被害状況即報をとりまとめ、内閣総理大臣に報告することとする。

ただし、内閣総理大臣が特にとりまとめ時間を指定した場合、及び内容が重要と判断される情報 を入手したときは、この限りではないこととする。

災害確定報告

市町は、応急措置完了後速やかに県(災害対策本部、地方本部経由)に文書で災害確定報告を行う こととする。

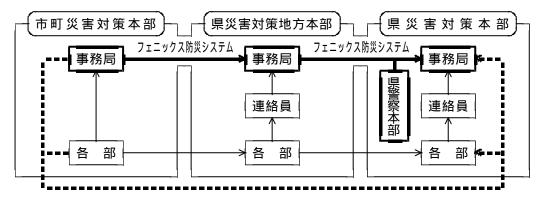
県は、応急措置完了後20日以内に災害確定報告をとりまとめ、内閣総理大臣及び消防庁長官に対して文書で報告することとする。

その他

本計画に定めるほか、対象原子力災害等に関する報告事項については、災害報告取扱要領(昭和45年4月10日付消防防第 246号)及び火災・災害等即報要領(昭和59年10月15日付消防災第 267号)により行うこととする。

(7) 県における災害情報の収集伝達

被害状況等の収集及び伝達系統は次のとおりとする。



- (注)1 緊急を要する場合については ■■■ 線の伝達経路によることがある。
 - 2 県地方機関の所管に属さない事項については、本部において定める伝達経路による。
 - 3 本部が設置されない場合も上図に準じる。

県災害対策地方本部は、市町から被害情報を収集し、その結果を速やかに県災害対策本部長に報告 することとする。

(8) 市町における災害状況等の収集伝達計画

市町における被害状況

市町における被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示伝達は、それぞれ市町地域防災計画の定めるところによる。

市町の地域防災計画で次に掲げる事項を定めることとする。

- ア 災害情報の収集系統及び県、国等への報告系統
- イ 応急対策の指示伝達系統
- ウ 緊急を要する災害情報の隣接市町への通報体制
- エ その他必要な事項

(9) 指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等における災害情報の収集、伝達

指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関等における被害状況及び応急対策実施状況の収集並びに応急対策の指示伝達は、それぞれ防災業務計画等に基づき各機関の定めるところによることとする。

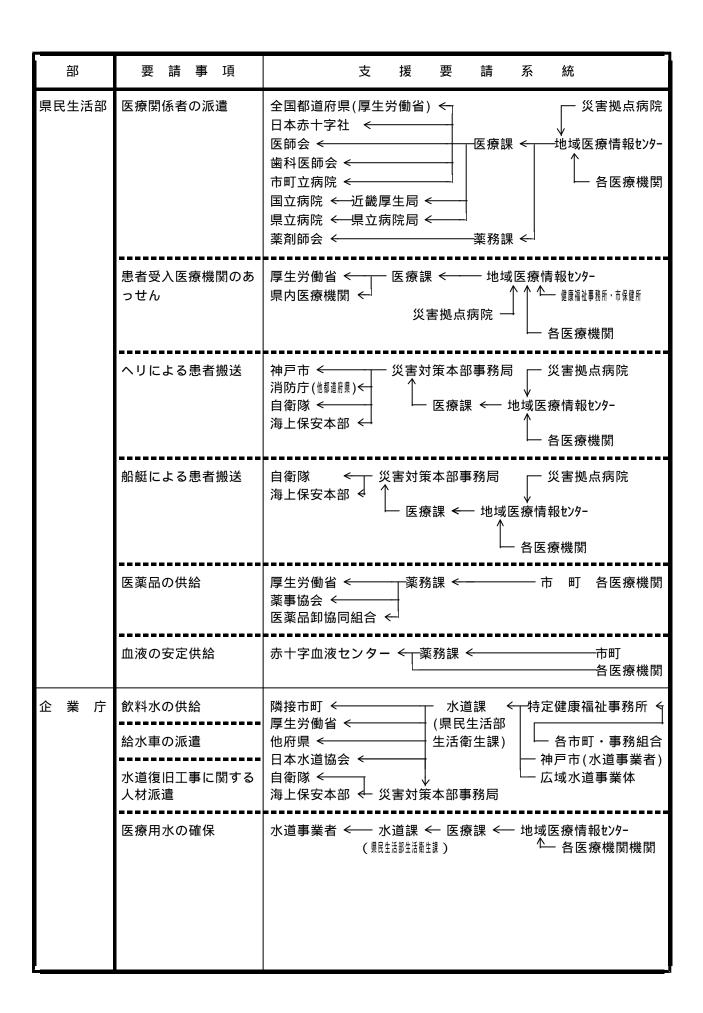
(10) 支援要請

県、市町は、大規模な被害により単独に応急活動を実施することが困難になった場合の主な応援要請 系統をあらかじめ定めておくことする。

部	調査事項	調査(報告)系統
災害対策本部 事務局	災害即報(被害の全般 的な状況)	事務局 <
	各部局が把握した被害 の状況	事務局 ←── 各部局総務課等
	ライフライン被害・復 旧状況	事務局 ←
	人的被害	事務局 ←──── 地方本部 ←─── 市町
	避難所開設状況	事務局 ←──── 地方本部 ←─── 市町
県民生活部	社会福祉施設等の被害	総務課 ―― 長寿社会課 ―― 障害福祉課 ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― ―― ――
	医療施設の被害	総務課 ← 医療課 ← 兵庫県医師会
産業労働部	商工業被害状況	総務課 課長(産業構造政策)

部	調査事項	調査(報告)系統
農林水産部	農林水産業被害	総務課 ← 農林(水産)振興事務所・但馬水産事務所 ← 市町
県土整備部	道路の不通状況	総務課 ← 道路保全課 ← 土木事務所等 [県管理]
企 業 庁	水道施設の被害・復旧 状況	水道課 (県民生活部生活衛生課) (県民生活部生活衛生課) (県民生活部生活衛生課) (県民生活部・事務組合 神戸市(水道事業者) 広域水道事業体等
警察本部	対象原子力災害等全般の被害調査	災害対策課 < 警察署 < 交番・駐在所

部	要請事項	支 援 要 請 系 統
災害対策本部 事務局	自衛隊派遣 · 各種支援要請	第3師団〔陸上·航空〕 第3特科連隊〔陸上〕 阪神基地隊〔海上〕 地方本部 一 市町 各部総務課 — 各主管課
	放送要請	N H K 神戸放送局 ← 市町 サンテレビジョン ← ラジオ関西 ← 兵庫エフエムラジオ放送 ← 毎日放送 ← 明日放送 ← 関西テレビ放送 ← 読売テレビ放送 ← 大阪放送 (ラジオ大阪) ← F M C O · C O · L O ← 「
	緊急警報放送要請	NHK神戸放送局 ←── 事務局 ←── 地方本部 ←─── 市町
	報道要請	神戸新聞社 ← 市町 朝日新聞社 ← 市町 朝日新聞社 ← 市町 朝日新聞 ← 日新聞 ← 日新聞 ← 日本経済新聞社 ← 日刊工業新聞社 ← 日刊工業新聞社 ← 日通信社 ← 共同通信社 ← 共同通信社 ← 工業新聞社 ←
	消防・救急応援	消防庁 ←──── 事務局 ←── 消防本部
	ヘリの出動	神戸市
	専門家の派遣	事前に把握している専門家 ← 事務局 ← 地方本部 ← 市町



部	要請事項	支 援 要 請 系 統
警察本部	警察官の協力要請	警察署 ← 市町
	交通誘導の実施	警備業協会 ← 果警察本部
	他府県警察官の派遣要 請	他府県公安委員会 —— 県公安委員会
	他府県警察へリの派遣 要請	他府県公安委員会 ← 県公安委員会
	救助用建設資機材	建設業協会 ← 県事務局 ← 市町 ← 警察署

6 対象原子力災害等発生時などの通信手段の確保

県は、対象原子力災害等の発生後直ちに情報通信手段の機能確認を行うとともに、支障が生じた施設の 復旧を行うこととする。

(1) 災害対応総合情報ネットワークシステム(フェニックス防災システム)

フェニックス防災システムは、主な県関係機関を専用線、衛星通信で結んでいるほか、市町・消防本部との間をISDN、衛星通信で二重化するなどの対策を講じていることから、災害報告、支援要請等の連絡に活用し、関係機関間の情報の共有化を図ることとする。

防災端末設置数

3 3 1 台(本庁関係課室、各県民局、関係地方機関、市町、消防本部、県警察本部、警察署、海上保安本部、自衛隊、ライフライン事業者等)

主な機能

観測情報収集、地震被害想定、被害情報収集、地図情報、映像情報、広報等

(2) 兵庫衛星通信ネットワーク

衛星系

県、市町等は、被災、ふくそう等により公衆回線網・専用線が使用できない場合には、兵庫衛星通信ネットワーク(衛星系)を使用して関係機関との通信を確保することとする。

ア構成

計 172局(うち併設局8局)

県庁局1局、県関係局36局(県民局6局、総合・集合庁舎局12局、ダム等単独庁舎局18局) 市町・消防本部 124局(うち併設局8局) 防災関係機関局10局、衛星車載局1局

地域衛星通信ネットワークの一翼を担うことにより、消防庁、東京事務所、各都道府県(整備が 完成している40都道府県)との通話が可能

イ機能

- (ア) 音声、ファクシミリ
- (イ) データ回線
- (ウ) 映像情報伝送
- ウ 通信統制の実施

県は、災害時等に、衛星回線に通信が集中し、重要な通信に支障を来すおそれがあるときは、通 信統制を行うこととする。

(ア) 通信統制権者

防災企画課防災通信室長及び河川課長は、災害時に必要に応じて通信統制を行うこととする。 通信統制が重複する場合には、防災企画課防災通信室長の通信統制を優先することとする。

(イ) 通信の優先順位

通信の優先順位は、次のとおりとする。

- a 人命に関するもの。
- b 財産に関するもの。
- c 対象原子力災害等の予防、発生及び救助に関するもの。
- d 対象原子力災害等の予報又は警報に関するもの。
- e その他防災企画課防災通信室長が必要と認めたもの。

エ 回線設定の変更

県は、対象原子力災害等の発生時など緊急時に、衛星通信回線を緊急時モードの回線設定が行われた機関との間に限り通話可能な状態に切り替えることができることとする。

オ 衛星ホットラインの設定

県は、必要に応じて衛星ホットラインの設定及び解除を行うこととする。

カ 優先回線の確保

県は、対象原子力災害等の発生時などに衛星通信回線が不足する場合には、(財)自治体衛星通信機構に優先回線割当てを依頼することとする。

キ 衛星車載局の出動

県は、衛星回線障害時には直ちに要員を待機させることとする。

県は、必要に応じて被災地に衛星車載局を派遣し、通信回線を確保することとする。

ク 緊急時の対応

県は、障害に備えて保守業者との間の連絡方法をあらかじめ定めておくこととする。

地上系

被災等により衛星系システムが使用できない場合には、地上系システムにより通信の確保を図ることとする。

ア 固定系無線局・第1全県移動系

- (ア) 固定系無線局・第1全県移動系は、県庁(河川課、河川開発課、道路保全課) 県土木事務所 等に配置する固定型及び車載型無線機である周波数により8つのグループに分割され、各グループごとに1回線(60MHz帯)が割り当てられており、グループ同士の交信ができるほか、一斉呼び出し等も可能である。
- (イ) 河川課から通信統制をかけ、強制的に回線を使用することができる。 また、陸上移動系として、河川課に車載型無線機を配置する。

イ 第2全県移動系

(ア) 第2全県移動系は、県庁(防災企画課、河川課、道路保全課)及び県民局に配置する車載型及び可搬型無線機(150MHz帯)で、互いに交信できるほか、県庁、総合庁舎等の内線電話機との通話が可能である。

県庁内線電話機 第2全県移動系 ■■■■■■ 88-無線電話番号で交信

第2全県移動系 県庁内線電話機 ---- 県庁内線番号で交信

第2全県移動系 衛星経由で総合庁舎等 ---- 87-地球局番号-端末番号で交信

(イ) 防災企画課防災通信室から通信統制をかけ、強制的に回線を使用することができる。

(3) 通信事業者回線

県は、NTT西日本等通信事業者回線について、専用線の使用などによりふくそうの防止に配慮しつつ、災害時等の通信手段として効果的な活用を図ることとする。

災害時優先電話

県は、災害時に優先接続される「災害時優先電話」をあらかじめ登録し、災害時の緊急連絡等に活用することとする。

非常通話、緊急通話

県は、必要により、あらかじめ登録をした災害時優先電話から102番を呼び出し、優先した通話を申 し込むこととする。

ホットライン

県(防災企画課)は、手回し発電式のホットラインを設置し、災害時に活用することとする。

ホットラインは、県(防災企画課)と陸上自衛隊第3師団(伊丹) 第3特科連隊(姫路) 海上 自衛隊阪神基地隊(東灘区)とを結んでいる。

警察雷話

県は、県庁内に設置されている警察電話を緊急時に活用することとする。

(県庁内の設置場所)

災害対策センター(防災企画課、消防課、災害対策本部室等) 秘書課、財政課、管財課、 生活創造課(交通安全対策室) 道路保全課、会計課、管理課、議会事務局、選挙管理委員会 事務局、人事委員会事務局、交通事故相談室、第3号館へリポート

携帯電話、ポケットベルの活用

県は、幹部の公用車に携帯電話を装備し、緊急時の連絡手段を確保することとする。

県は、災害対策本部員及び防災局幹部に災害など非常緊急時においても、優先的に接続される優先 携帯電話を配備するほか、その他の幹部についても携帯電話の携帯を図り、緊急時の連絡手段を確保 することとする。

県は、局長、課室長、指定要員、災害対策本部の本部連絡員・業務要員にポケットベルを配備し、 緊急時の呼び出し等に活用することとする。

(4) 無線系通信

消防防災無線及び水防無線等

対象原子力災害等の発生時に公衆回線網等が使用できない場合は、マイクロ回線等により、国との連絡手段を確保することとする。

現在の通信ルートは以下のとおりである。

県(防災企画課) - 消防庁(消防防災無線)

県(防災企画課) - 内閣府(中央防災無線(緊急連絡用))

県(河川課) - 国土交通省(水防無線)

県(警察本部) - 警察庁(警察無線)

NTT西日本無線通信設備等

県等は、NTT西日本の無線通信設備等の活用を図ることとする。

ア 孤立防止対策用衛星電話

県内の公共機関や学校等で、必要と考えられる箇所に設置している。

イ 防災相互無線の活用

県、防災関係機関に防災相互無線局を整備している。

ウ 移動無線局の活用

県は、移動無線局保有の機関に対し、有線電話途絶区間に出動を要請し、通信連絡の確保を図る こととする。

(5) 非常通信経路計画

内容

兵庫地区非常通信協議会は、有線電気通信回線が利用できないか、または利用することが著しく困 難な場合に、県内各市町から県庁まで等の通信経路を確保するため、「兵庫地区非常通信経路計画 」 を策定することとする。

非常時に、電波法第52条、災害対策基本法第57条及び第79条、災害救助法第28条及び水防法第20条 の規定により、設置者の協力を求めて使用することができる通信設備で県下の主要なものは次のとお りであり、これらの通信設備を利用して各市町から神戸市、神戸市から大阪市・東京都等への非常通 信経路も確保することとする。

1 警察通信設備

2 海上保安庁通信設備

3 国土交通省通信設備

4 気象庁通信設備

5 法務省無線通信設備

6 NTT無線通信設備

7 JR通信設備

8 県無線通信設備

9 市町無線通信設備(消防無線を含む)

10 道路公団無線通信設備

11 関西電力通信設備

12 大阪ガス無線通信設備

13 各私鉄通信設備

14 KDDI無線通信設備 15 日本通運無線通信設備

16 各漁業無線

17 アマチュア無線局

18 NHK、各民放、新聞社の無線通信設備

19 各タクシー会社の無線通信設備

利用方法

ア 通報内容

- (ア) 人命の救助、遭難者の救助に関するもの。
- (イ) 犯罪、交通制限など秩序の維持に関するもの。
- (ウ) 防災関係機関が応急対策を講ずる場合に必要なもの。
- (I) 鉄道、道路、電力設備、電話回線の障害状況及びその復旧のための資材の調達、運搬要員の確 保などに関するもの。
- (オ) その他気象観測資料、災害復旧や救援物資の調達、配分、輸送に関すること等災害に関係して 緊急措置を要するもの。

イ 非常通報の記載方法

- (ア) 用紙は特に規定していないが、できるだけ電報頼信紙を使用することとする。
- (イ) 頼信紙の記載欄又は用紙の上部に「非常」と朱書することとする。
- (ウ) あて先は、住所、氏名をはっきり書くこととする。また、なるべく電話番号を括弧で囲み付記 することとする。
- (I) 通報の形式は、文書形式でも電報形式でもよいが、本文の文字は 200字以内(カタカナ)とす ることとする。
- (オ) 本文の末尾に発信機関名を記入することとする。
- (カ) 発信人の住所、氏名、電話番号を発信人欄に記載することとする。

ウ 発信依頼

非常通報の発信(伝送)の依頼は、原則として「非常通信経路計画」により選定した受付局に対 して行うこととする。

工 受 付

受付は、次の事項を審査のうえ「額表」を記載することとする。

- (ア) 通報の内容は、(2)(非常通報の内容)に掲げる事項のものであるかどうか。
- (イ) 発信人は、適当な者であるかどうか。
- (ウ) 通報には、「非常」の表示があるかどうか。
- (I) 頼信紙の額表の種類に「ヒジョウ」を、字数に本文の字数(文書形式の場合は不要)を、発信局に受付通信施設名を、番号に発信番号を、受付時分に受付けた時間を24時間制で記入。
- (1) 局内心得には、通報を中継して伝送する通信施設が自局名を順次記入。

オ 連絡の設定

- (ア) 非常事態発生のおそれがある地域及びその周辺にある無線局は、通信の相手方に対し後刻非常通信を実施するおそれがある旨を連絡し、実施の場合の連絡方法、連絡時刻、周波数等をあらかじめ協議しておくこととする。新規連絡を必要とするときは、あらかじめ連絡を必要とする無線局にその連絡要領を便宜の方法により通知しておくこととする。
 - (1) 非常用電波(A1A4630KHz)を持っている無線局は、この周波数で毎時0分と30分から10分間聴取することとする。

力 通信方法

- (ア) 呼出応答事項の前に「OSO」(電話の場合は「ヒジョウ」)を3回前置することとする。
- (1) (ア) の呼出しを受信した無線局は、応答する以外は混信を与えないように注意するとともに傍 受することとする。
- (5) 通信波でどうしても通信ができないときに限り、A 1 A 4630 K H z の電波を使用して通報を送ることとする。
- (I) 非常用電波で試験電波を発射するときは、毎時 0 分と30分から10分間以外の時間でなるべく短時間に行うこととする。

キ 報 告

非常通信を終了したときは、近畿地方及び兵庫地区非常通信協議会長に次の事項を文書で報告することとする。

- (ア) 非常通信を取扱った通信施設者
 - a 非常災害の種類、範囲、程度
 - b 非常通信の実施区間と、これに関係のある有線通信施設の被害状況
 - c 無線局の被害状況
 - d 非常通信の実施状況 (通信系、通信開始、終了日時、通信状況、取扱通数等)
 - e 将来の参考となる事項
- (イ) 発信人(通信施設の施設者を除く)
 - a 非常災害の種類、範囲、程度
 - b 受付通信施設名及び取扱通数
 - c 将来の参考となる事項

7 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 災害情報の収集・伝達系統(住民を含む)
- (2) 応急対策の指示伝達系統
- (3) 緊急を要する災害情報の隣接市町への通報体制
- (4) 県・国等への災害情報の報告基準・報告内容・報告系統
- (5) 県等への応援要請系統
- (6) フェニックス防災システムの活用
- (7) 有線系・無線系通信手段の活用
- (8) その他必要な事項

第2節 動員の実施

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関における対象原子力災害等の発生時等の職員の動員(参集・配備)体制に ついて定める。

第2 内容

1 県の動員体制

(1) 本庁の動員体制

本庁職員の動員体制は、次のとおりとする。

ただし、県災害対策本部の各部のうち、企業部については公営企業管理者が、教育部については教育 長が、警察部については警察本部長が、それぞれ地域防災計画の内容を踏まえ、別途定めることとする。

災害対策本部又は災害警戒本部が未設置で、以下の場合

- ア 放射性物質の運搬に係る事故等が発生したとき。
- イ 放射性同位元素取扱事業所に係る事故等が発生したとき。
- ウ 放射性同位元素取扱事業所外で放射性物質が発見されたとき。
- エ 県外において原子力災害等が発生したとき。

災害の状況		配 備 体 制
勤務時間中	原則として	て平常勤務体制で対応することとする。
勤務時間外	当直職員	直ちに情報収集に当たることとする。
	防災責任者	直ちに情報収集・伝達に当たるとともに、必要に応じて、これらの状況を知事等に報告し、原子力災害対策本部の設置及び職員の配備体制等についての指示を仰ぐこととする。
	防 災 担 当 指定要員等	防災担当指定要員及び防災企画課、消防課等のあらかじめ定め た職員は、直ちに参集し、情報収集・伝達等に当たることとす る。
	部局指定要員	部局指定要員は、原則として直ちに参集し、所属の初動事務に 当たることとする。
	業務要員	業務要員のうちあらかじめ定めた職員は、速やかに参集できる体制を整え、防災責任者の指示により参集し、情報収集・伝達等に当たることとする。
		状況により、防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び課室等の職員に連絡できる体制を整えることとする。
	本部連絡員	防災責任者からの指示に応じて速やかに参集できる体制及び災 害対策本部に連絡できる体制を整えることとする。

災害警戒本部が設置されたとき

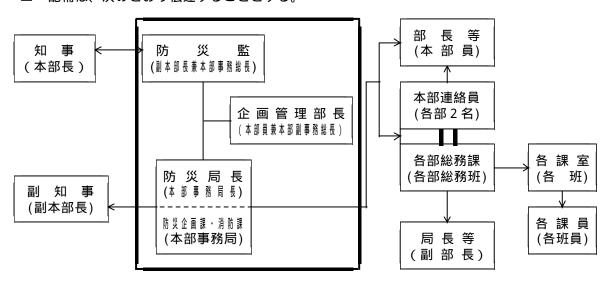
ア 災害警戒本部長(防災監) 副本部長(企画管理部長) 事務総長(企画管理部防災局長) 事務局長(防災企画課長) 事務局次長(消防課長) 警戒本部員、防災企画課、消防課その他各部 応急対策主管課のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な応急対策を実施することとする。

- イ 上記以外の職員については、原則として、平常時勤務体制で対応することとする。 災害対策本部が設置されたとき
- ア 災害対策本部員、本部連絡員、防災企画課、消防課等のあらかじめ定めた職員、災害待機宿舎入 居者(勤務時間外のみ) 局長、課室長等は、直ちに配備につくこととする。
- イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。 配備は原則として、災害対策本部長(知事)が決定することとする。

	災 害 の 状 況	配備体制
第1号配備	(ア) 原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき(イ)対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認められるとき	各関係応急対策主管課の職員のうちあらかじめ定めた少数(概ね2割以内)の人員を配備し、主として情報の収集・伝達等に当たる体制
第2号配備	原子力緊急事態宣言があり、兵庫県の地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となり、相当程度の被害が生じ、又は生じるおそれがあるとき	各関係応急対策主管課の職員のうちあらかじめ定めた概ね5割以内の人員を配備し、 応急対策に当たる体制

本部長(知事)は、災害の状況から必要と認めるときは、風水害等対策計画に準じて配備体制を決定する。

- ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各部別動員計画を基本として、対象原子力災害等の 状況などを勘案し、災害対策本部の各部長が決定することとする。
- エ 配備は、次のとおり伝達することとする。



(2) 地方機関の動員体制

地方機関職員の動員体制は、次のとおりとする。

災害対策地方本部又は災害警戒地方本部が未設置で、以下の場合 当該地域において次の事項に該当する場合

- ア 放射性物質の運搬に係る事故等が発生したとき。
- イ 放射性同位元素取扱事業所に係る事故等が発生したとき。
- ウ 放射性同位元素取扱事業所外で放射性物質が発見されたとき。
- エ 当該地域に近接する地域において原子力災害等が発生したとき。

災害の状況	配	備	体	制	
勤務時間中	 原則として平常勤	カ務体制で対	応するこ	ととする。	
勤務時間外	県民局その他の地 方機関のあらかじ め定めた職員	直ちに参 ることとす		報収集・伝	達等に当た
	県民局その他の地 方機関の長等				*きる体制及 を整えるこ

災害警戒地方本部が設置されたとき

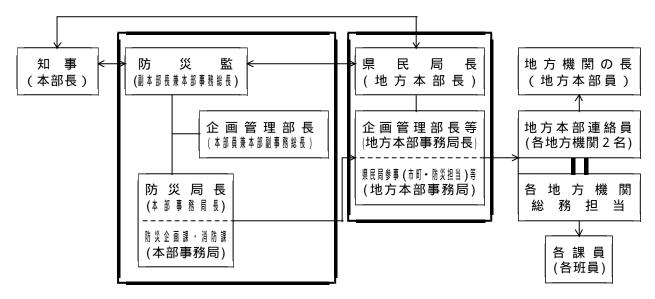
定

- ア 災害警戒地方本部長(県民局長) 副本部長(県民局部長) 事務局長(県民局企画管理部長等) 地方本部員、県民局その他応急対策主管事務所のあらかじめ定めた職員は、直ちに参集し、情報の収集・伝達等に当たり、状況により、必要な応急対策を実施することとする。
- イ 上記以外の職員については、原則として、平常時勤務体制で対応することとする。 災害対策地方本部が設置されたとき
- ア 災害対策地方本部員、地方本部連絡員、県民局その他の地方機関のあらかじめ定めた職員等は、 直ちに配備につくこととする。
- イ 上記以外の職員については、原則として、次のいずれかの配備体制をとることとする。 配備は原則として、災害対策地方本部長(県民局長)が、災害対策本部長(知事)と協議して決 することとする。

	災 害 の 状 況	配備体制
第1号配備	(7) 原子力緊急事態宣言があり、当該地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となったとき(1) 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認められるとき	各関係応急対策主管機関の 職員のうちあらかじめ定めた 少数(概ね2割以内)の人員 を配備し、主として情報の収 集・伝達等に当たる体制
第2号配備	原子力緊急事態宣言があり、当該地域の一部が当該原子力緊急事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域となり、相当程度の被害が 生じ、又は生じるおそれがあるとき	各関係応急対策主管機関の 職員のうちあらかじめ定めた 概ね5割以内の人員を配備 し、応急対策に当たる体制

地方本部長(各県民局長)は、対象原子力災害等の状況から必要と認めるときは、風水害等対策計画 に準じて配備体制を決定する。

- ウ 具体的な配備人員等については、別に定める各事務所班(地方機関)別動員計画を基本として、 災害の状況等を勘案し、災害対策地方本部の各事務所班(地方機関)の長が決定することとする。
- エ 配備は、次のとおり伝達することとする。



(3) 配備の命令を受けた県職員の行動

原則として、勤務時間の内外を問わず、直ちに各所属で配備につくこととする。

勤務時間外に配備の命令を受けた場合において、職員自身又は家族の被災等のため配備につくことができないときは、直ちにその旨を所属長に連絡することとする。

2 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の動員

指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における対象原子力災害等発生時の動員体制 については、各機関が定めるところによる。

3 技術者等の動員

県、市町は、災害対策を実施するため、技術者が不足し、又は緊急の必要があると認めるときは、従事命令又は協力命令を発し、技術者その他の災害対策要員の確保を図ることとする。(災害対策基本法第71条第1項、第2項)

- 4 市町地域防災計画で定めるべき事項
 - (1) 動員の内容
 - (2) 動員の基準
 - (3) 伝達方法
 - (4) 勤務時間外における動員

第3節 組織の設置

第1 趣旨

県、市町その他の防災関係機関の対象原子力災害等の発生時等の防災組織について定める。

第2 内容

1 県の組織

(1) 兵庫県原子力災害警戒本部及び兵庫県原子力災害警戒地方本部

名 称	5. 年間 ロマカ 巛 実敬 ボ * 如	F.库旧匠之为《宝敬·武·孙·大·龙
	兵庫県原子力災害警戒本部	兵庫県原子力災害警戒地方本部
設 置 者	防災監	各県民局長
		県民局長は、警戒地方本部を設置したとき は、その旨を速やかに防災監に報告すること とする。
本 部 長	防災監	各県民局長
設置場所	災害対策センター	各県民局
設置基準	1 原子では、	原子力災害警戒本部の設置基準に準じる。
廃止基準	1 警戒に当たる必要がなくなったと認められるとき2 災害対策本部が設置されたとき	1 当該地域において警戒に当たる必要がなくなったと認められるとき 2 災害対策地方本部が設置されたとき 3 なお、地方本部長は、警戒地方本部を廃止したときは、その旨を速やかに防災監に報告することとする。

業	務	災害警戒本部は、対象原子力災害等に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、 災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との連絡・調整及び応急対応にかかる業務を 重点的に行うこととする。	災害警戒地方本部は、対象原子力災害等に備えるため、動員の実施、事前対策の検討、 災害情報の収集・伝達、防災関係機関等との 連絡・調整及び応急対応にかかる業務を重点 的に行うこととする。
組織	・運営	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計 画の定めるところによる。	兵庫県災害警戒本部設置要綱及びこの計画 に定めるところによる他、各県民局長の決定 するところによる。

(2) 兵庫県原子力災害対策本部及び兵庫県原子力災害対策地方本部 組織の概要

名 称	兵庫県原子力災害対策本部	兵庫県原子力災害対策地方本部
設 置 者	知事	災害対策本部長(知事) ただし、緊急を要する場合、県民局長は、 災害対策本部長に代わり災害対策地方本部を 設置することができることとする。 県民局長は、緊急的に災害対策地方本部を 設置した場合、その旨を速やかに災害対策本 部長(知事)に報告することとする。
本 部 長	知事 災害対策本部の設置をはじめ、予防(被害の拡大防止)及び応急対策に係る知事の職務に関して、知事に事故があるときは、副知事、防災監の順で、その職務を代理することとする。	各県民局長
設置場所	災害対策センター	各県民局
設置 基準	1 兵庫県の地域の一部が当該原子力緊事態宣言に係る緊急事態応急対策実施区域域となったとき 2 対象原子力災害等が発生した場合において、その状況を勘案して、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認められるとき 3 その他不測の事態が生じ、又は生じるおそれがあるため必要があると認められるとき	災害対策本部の設置基準に準じるほか、対象原子力災害等の状況等により、特に当該地域において、応急対策を実施するため又は応急対策に備えるため必要があると認められるとき
廃止基準	1 原子力緊急事態解除宣言があったとき 2 応急対策が概ね終了したと認められる とき 3 応急対策に備えるために設置した場合 で、対象原子力災害等の発生するおそれ が解消したと認められるとき	1 原子力緊急事態解除宣言があったとき 2 当該地域における応急対策が概ね終了したと認められるとき 3 当該地域における応急対策に備えるために設置した場合で、対象原子力災害等の発生するおそれが解消したと認められるとき
業務	災害対策本部は、県の予防(被害の拡大 防止)及び応急対策に係る業務を総合的に 推進する。特に初動時においては、動員の 実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等 との連携促進等に係る業務に重点的に当た ることとする。	災害対策地方本部は、当該地域における県の予防(被害の拡大防止)及び応急対策に係る業務を総合的に推進する。 特に初動時においては、動員の実施、情報の収集・伝達、防災関係機関等との連携促進等に係る業務に重点的に当たることとする。

		兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計 画に定めるところによるほか、県民局長の 決定するところによる。
その他	1 災害対策本部の運営にあたっては、対 象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 2 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときはることとする。(核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害の場合)。 3 災害対策本部を設置又は廃止したと市で、大変に告示するとともに、関係にあるの防災関係機関及び報道機関に同いでは、対策を対策を対したともに、関係にあることとする。	1 災害対策地方本部の運営に当たっては、 対象原子力災害等の規模や態様に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 2 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする(核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害の場合)。

伝達方法

災害対策本部又は災害対策地方本部の設置その他の事項の伝達方法は、配備の伝達に準じることとする。

(3) 兵庫県原子力災害現地対策本部

名 称	兵庫県原子力災害現地対策本部
設 置 者	知事
本 部 長	災害対策副本部長のうちから災害対策本部長が指名する。
設置場所	被災地を管轄する県民局
設置基準	局地的かつ激甚な対象原子力災害等が発生するなど、対象原子力災害等の状況などにより特に被災地において、予防(被害の拡大防止)及び応急対策を実施するため必要と認められるとき
廃止基準	現地における予防(被害の拡大防止)及び応急対策が概ね終了したと認められるとき
業務	1 災害対策本部長が、現地災害対策本部長に委任した事務の実施 2 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときの、これと の調整・協議(核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害の場合)
告 示	現地災害対策本部を設置又は廃止したときは、直ちに告示するとともに、関係市町その 他の防災関係機関及び報道機関に周知することとする。
組織・運営	災害対策基本法、兵庫県災害対策本部条例、兵庫県災害対策本部設置要綱及びこの計画 の定めるところによる。
その他	 1 現地災害対策本部は、被災地において災害対策地方本部が設置されている場合は、その組織を包含することとする。 2 現地災害対策本部の組織については、対象原子力災害等の規模、態様等により弾力的な対応が可能となるよう配慮するとともに、その運営に当たっては、状況に応じた特別班の設置や、時間の経過とともに変化する対策に即応した体制の整備など、機動的な対応を図ることとする。 3 国の原子力災害現地対策本部、原子力災害合同対策協議会が置かれたときは、これと緊密な連絡調整を図ることとする(核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害の場合)。

(4) 応援体制

被害が軽微な又は被害が生じていない地域の県民局その他の地方機関は、災害対策本部の指示に基づき、災害対策本部又は他の災害対策地方本部に対する応援活動に当たることとする。

この場合、主な応援活動の内容は、次のとおりとする。

- ・被害情報、各種応急対策に係る情報の収集・伝達
- ・防災関係機関等の連絡調整
- ・職員の派遣
- ・災害対策要員の食料、水、物資等の供給

(5) 標識

腕章

災害対策本部、災害対策地方本部及び現地災害対策本部の本部長、副本部長、本部員等は、応急対策に係る業務に従事するときは、原則として腕章をつけることとする。

標旗等

応急対策に係る業務に使用する県の自動車には、原則として「兵庫県災害対策本部」の記載のある標旗又は横幕をつけることとする。

身分証明証

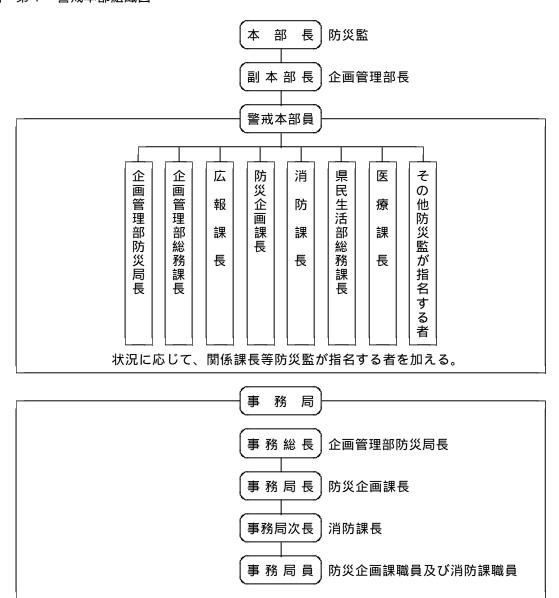
応急対策に係る業務に従事する兵庫県職員は、それを証する身分証明証を携帯することとする。

3 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等の防災組織 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等における対象原子力災害等発生時の防災組織 については、関係省庁の防災業務計画等に基づき、各機関が定めるところによる。

4 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 市町災害対策本部の設置基準
- (2) 市町災害対策本部の業務内容
- (3) 市町災害対策本部の組織、運営
- (4) 市町長に事故があるときの対応
- (5) その他必要な事項

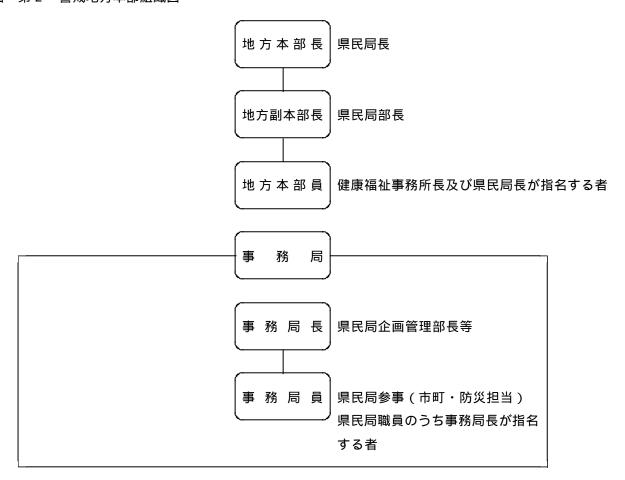
別図 第1 警戒本部組織図



その他防災監が指名する警戒本部員の一般的な基準

この他例及無が指古する言成本部員の一覧	Xロ100条件
基準	該当者
大規模な災害が発生す環境放射能水準調査	大気課長
を活用する必要があると認めら	
れるとき	
健康管理対策(健康相談等)について特に	健康増進課長
必要があると認められるとき	
水道水が汚染されるおそれがあるとき	生活衛生課長、企業庁総務課長、水道課長
食品が汚染されるおそれがあるとき	生活衛生課長
農林水産物が汚染されるおそれがあるとき	農林水産部総務課長、農産園芸課長、畜産課長、林務
	課木材利用推進室長、水産課長
工業用水が汚染されるおそれがあるとき	企業庁総務課長、水道課長
県管理道路の交通規制を行う必要が生じる	県土整備部総務課長、道路保全課長、県警察本部災害
おそれがあるとき	対策課長

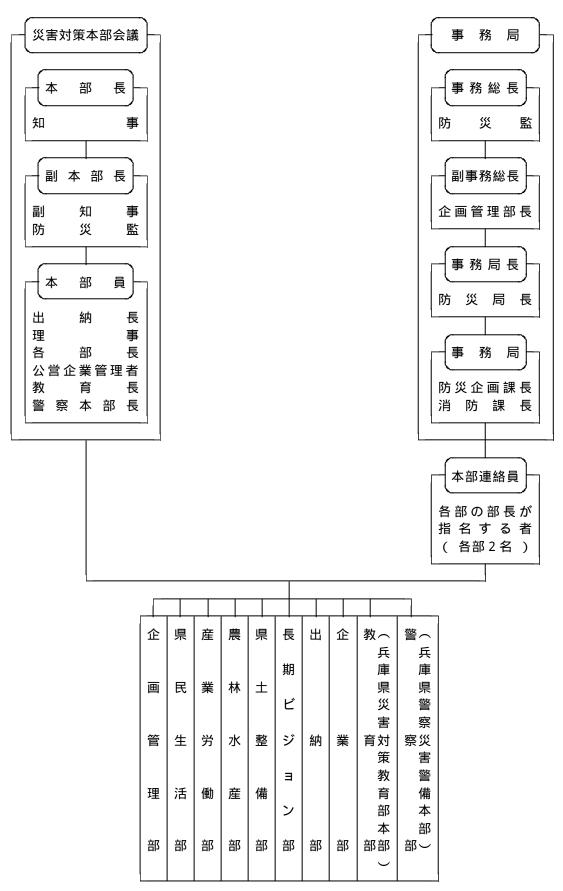
別図 第2 警戒地方本部組織図



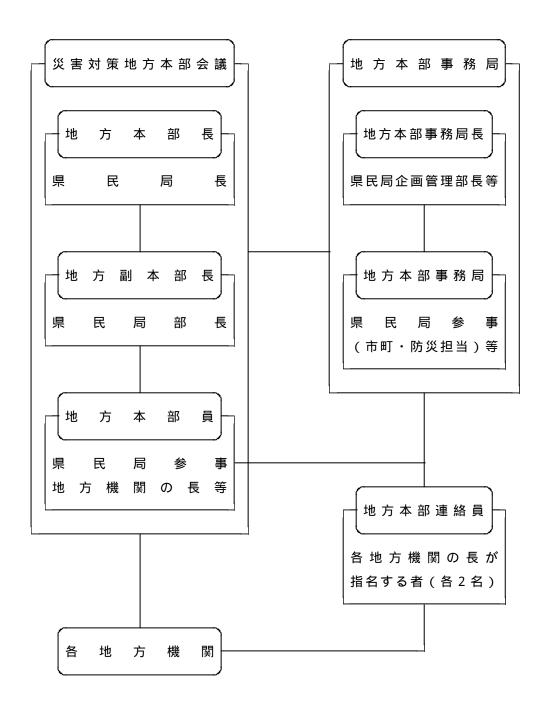
県民局長が指名する地方本部員の一般的な基準

基準	該当者
多数の者が被ばくするおそれがあるとき	県立病院管理局長
水道水が汚染されるおそれがあるとき	猪名川広域水道事務所長、北摂広域水道 事務所長、東播磨利水事務所長、姫路利 水事務所長
食品が汚染されるおそれがあるとき	食肉衛生検査センター所長
農林水産物が汚染されるおそれがあるとき	農林(水産)振興事務所長、但馬水産事 務所長
工業用水が汚染されるおそれがあるとき	東播磨利水事務所長、姫路利水事務所長
県管理道路の交通規制を行う必要が生じる おそれがあるとき	土木事務所長、警察署長

別図 第3 災害対策本部組織図



別図 第4 災害対策地方本部組織図



第4節 防災関係機関等との連携及び職員の派遣

第1 趣旨

応急対策の実施にあたり、国、県、市町をはじめ防災関係機関・団体等の連携に関する事項について定める。

第2 内容

- 1 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害に関する国との連携
 - (1) 国の災害対策本部等との連携

県は、国の原子力災害対策本部、現地対策本部及び原子力災害合同対策協議会が組織されることとなったときは、これらと緊密な連携を図るよう努めることとする。

(2) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣

県は、原子力災害合同対策協議会が組織されることとなったときは、本部長(知事)が指名する者を派遣し、緊急事態応急対策の実施方法、原子力災害の拡大防止のための応急措置の実施方法等について協議することとする。

(3) 国等に対する専門家の派遣要請

県は、特定事象発生の通報がなされた場合、必要に応じ、国(文部科学省、経済産業省、国土交通省) に対して専門家の派遣を要請することとする。(原災法第10条第2項)

2 県の措置

(1) 指定行政機関等に対する災害応急対策の実施の要請

県は、必要があるときは、災害対策基本法第70条第3項の規定により、指定行政機関の長又は指定地方行政機関の長等に対して、応急対策の実施を要請することとする。

なお、長期にわたる職員の派遣の要請及び内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第29 条、第30条の規定による。

(2) 他の都道府県に対する応援要請及び応援

近畿府県との相互応援協定に基づく応援要請

隣接府県との相互応援協定に基づく応援要請(岡山県、鳥取県)

全国都道府県における広域応援協定に基づく応援要請

その他の応援要請

長期にわたる職員の派遣の要請又は派遣は、地方自治法第 252条の17の規定により、また、内閣総理大臣のあっせんについては、災害対策基本法第30条第 1 項の規定によることとする。

(3) 市町に対する応援

市町長からの応援要請に対する協力(災害対策基本法第68条)

市町間の応援に対する必要な指示、調整(災害対策基本法第72条)

市町長の事務の代行(市町が事務をできない状態にある場合)

ア 知事による避難の指示等の代行(災害対策基本法第60条第5項~7項)

イ 知事による応急措置の代行(災害対策基本法第73条)

(4) 業界、民間団体等に対する応援協力の要請

県は、応急対策の実施に係る協定等に基づき、応援協力を要請することとする。

3 県公安委員会の措置

- (1) 大規模災害発生時における他都道府県警察への援助要求 県公安委員会が他の都道府県公安委員会に対し援助の要求を行うこととする。
- (2) (1)の要請に基づく他都道府県の警察官は、県公安委員会の管理の下にその職務を行うこととする。

4 消防本部の措置

(1) 大規模災害時における広域消防応援体制

兵庫県広域消防相互応援協定に基づく応援

非常事態の場合の都道府県知事の指示(消防組織法第24条の2)

消防庁長官への応援要請(消防組織法第24条の3)

知事は、県内の消防力で対応が困難な場合、消防庁長官に対し、緊急消防援助隊(特殊災害部隊 等) 大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱に基づくヘリコプターの応援を要請する こととする。

ただし、消防庁長官は、都道府県の要請を待ついとまがない場合、要請を待たずに応援のための措置を求めることができる。

(2) 関係機関との連携

消防及び警察の相互協力(消防組織法第24条)

消防及び自衛隊の相互協力(大規模災害に際しての消防及び自衛隊の相互協力に関する協定(消防 庁、防衛庁))

ア 連絡調整責任者

消防側 県防災監、神戸市消防局長

自衛隊側 第3特科連隊長

イ 情報交換内容

- ・ 大規模災害の状況に係る情報
- ・ 救援活動の態勢に係る情報
- ・ その他消防及び自衛隊の任務遂行に資する情報

5 市町の措置

- (1) 知事等に対する応援要請(災害対策基本法第68条)
- (2) 他の市町長に対する応援要請(災害対策基本法第67条)

指定地方行政機関の長や他の市町長に対する長期にわたる職員派遣の要請及び知事のあっせんについては、災害対策基本法第29条~第30条第1項、地方自治法第252条の17の規定による。

6 関係機関の連携強化

県は、対象原子力災害等の発生時に、警察、消防機関、自衛隊、海上保安庁の関係者等に参集を要請し、 必要な協議調整の場を設けるなど、災害情報の共有化を促進することとする。

また、県は、フェニックス防災システムの効果的活用を図ることとする。

7 広域応援の実施

被災都道府県からの要請に基づき広域応援を実施する必要があると知事が判断した場合は、要請内容に 基づき以下の措置を講じる。

(1) 応援手順

被災都道府県から広域応援の要請を受けた場合には、直ちにその要請内容を検討し、兵庫県で対応できるか否かの判断を行う。

(2) 応援項目

避難者緊急搬送手段の提供

兵庫県が保有する車両、船舶、航空機(以下、「車両等」という。)のうち、避難者を緊急に搬送することが可能な車両等を要請機関の指定する場所へ派遣する。

必要に応じて県トラック協会等関係機関への要請及び民間車両の借り上げ等を検討することとする。

避難者の受入れ

県営住宅、県営宿泊機関等に避難者を受け入れることとする。なお、その際には、家族、親戚等の 家族構成に十分に配慮することとする。

また、県の施設で要請をまかなえない場合には、県下市町が設置・管理する施設の提供の申入れを行う。

救援物資の提供

県が保有する物資及び協定等により調達可能な物資を提供することとする。

防災用資機材の提供

県が保有する資機材及び協定等により調達可能な資機材を提供することとする。

8 自衛隊への災害派遣要請

対象原子力災害等に係る自衛隊への災害派遣要請については、兵庫県地域防災計画(風水害等対策計画) 第3編第2章第4節第1款「自衛隊への派遣要請」を適用することとする。

9 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 知事等に対する応援要請
- (2) 他の市町長に対する応援要請
- (3) 応援協定に基づく応援要請
- (4) その他必要な事項

第5節 専門家への協力要請

第1 趣旨

対象原子力災害等の発生時における専門家への協力要請について定める。

第2 内容

1 専門家の参集等

(1) 要請

知事(災害対策本部が設置されているときは本部長)は、対象原子力災害等が発生し、必要があると 認めるときは、あらかじめ把握し、連携を図っている専門家に参集を要請することとする。

(専門家から助言を得る事項の例示)

- ・ 情報の収集・伝達(事故等の状況、事態の推移の見通しの把握)
- ・ 動員、組織の設置(対策を講じるべき項目の選定)
- ・ 緊急時モニタリング(緊急時モニタリング結果の評価)
- 各種相談(放射性物質又は放射線に係る相談への回答)
- 避難対策(予測線量の算出、避難対策の実施の是非)
- 緊急時医療対策(放射線被ばく、放射能汚染に係る医療措置)
- 消火活動(職員の被ばく防護、消火手法)
- 飲料水等の摂取制限等(摂取制限等の実施の是非)
- ・ 放射性物質による汚染の除去(事業者による除去及び除染作業の確認)
- 環境放射線モニタリング(モニタリング結果の評価)
- 各種制限措置の解除(各種制限措置の解除の是非、安全宣言の是非)
- ・ 心身の健康相談(放射性物質又は放射線に係る相談への回答)

(2) 搬送

県は、参集可能な専門家のうち、遠方に居住する専門家について、県有ヘリコプターによる搬送など 迅速に参集できるよう措置することとする。

(3) 原子力等防災対策アドバイザー会議(仮称)の設置

県は、必要があると認めるときは、関係の分野の専門家による原子力等防災対策アドバイザー会議(仮称)を設置し、収集した情報を総合的に検討・評価し事態の全容を把握することとする。

(4) 被災市町への派遣

県は、市町からの要請又は必要に応じ、被災市町に専門家を派遣することとする。

(5) 経費の負担

専門家の派遣に要した経費は、県と派遣を受けた市町で協議の上、負担することとする。

第3章 円滑な応急活動の展開

第1節 緊急時モニタリングの実施

第1 趣旨

対象原子力災害等の発生時に効果的な応急対策を実施する判断材料を得るために行う緊急時モニタリング等について定める。

第2 内容

- 1 事業所外運搬災害等の場合
 - (1) 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

原子力事業者等の措置

原子力事業者等は、空間放射線量率、大気中及び環境試料中の放射能濃度等の測定を継続的に実施 し、その結果を国(文部科学省、経済産業省、国土交通省) 県、当該事象が発生した場所を管轄す る市町等に定期的に連絡することとする。原子力緊急事態宣言が行われた後においては、国の現地対 策本部にも連絡することとする。

県の措置

ア 県は、原子力事業者等が実施する緊急時モニタリングの結果を収集することとする。

イ 県は、必要があると認めるときは、あらかじめ協力体制を構築している公的研究機関・技術者団体に対し、緊急時モニタリングの実施を要請することとする。

消防本部の措置

事故等の通報を受け出動した消防本部は、放射線量の測定を実施した場合は、その結果を県、当該事象が発生した場所を管轄する市町等に連絡することとする。

海上保安本部の措置

海上保安本部は、海上における緊急時モニタリングに関し、県知事が管区海上保安本部長に対し、要請を行ったときは、巡視船艇を出動させ、現地に動員されたモニタリング要員及び資機材を搭載し、モニタリングのための海上行動に関し必要な支援をすることとする。

実施内容

- ア 各主体が行う緊急時モニタリングの実施地域、地点、分析項目、頻度、試料品目、分析核種については、国、専門家等の指導・助言のもと、各主体が連絡を密にし、役割に応じて決定することとする。
- イ 想定される試料を例示すると以下のとおりである。

飲料水、牛乳・乳製品、野菜類、穀類、肉、卵、魚その他必要と認められる試料

(2) 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

放射性同位元素取扱事業者等の措置

放射性同位元素取扱事業者等は、放射線障害を防止するために必要な措置として、放射線の量及び放射性同位元素による汚染の状況を測定し、その結果を県、当該事象が発生した場所を管轄する市町、通報を受けて出動した消防本部等に連絡することとする。

その他の機関の措置

(1)の 、 、 、 を準用することとする。

2 放射性同位元素取扱事業所災害等の場合

1の(2)(のイを除く。)を準用することとする。

3 不法廃棄等事案の場合

1の(1)の イ、 、 、 を準用(ただし、放射性同位元素に係る事案については、 イを除く。) することとする。

4 県外原子力災害等事案の場合

 $1 \, \sigma(1) \, \sigma$ 、 、 、 を準用(ただし、放射性同位元素に係る事案については、 イを除く。) することとする。

第2節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第1款 災害広報の実施

第1 趣旨

対象原子力災害等の発生時に住民に対して各種情報を迅速、的確に提供するための広報対策について定める。

第2 内容

1 基本方針

(1) 留意事項

核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害時においては、以下の事項に留意して広報を行うこととする。なお、その他の対象原子力災害等にあっても、以下に準じて対応することとする。

原子力災害対策本部、現地対策本部、指定行政機関、指定公共機関、県、市町及び原子力事業者は、 役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し、対象原子力災害等の状況、安否情報、医療機関など の情報、農林畜水産物の安全性の確認の状況、それぞれの機関が講じている施策に関する情報、交通 規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するものとする。なお、その際、民 心の安定及び高齢者、障害者、外国人、乳幼児その他の災害弱者及び一時滞在者等に配慮した伝達を 行うこととする。

関係機関は、原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で、情報の公表、広報活動を行うこととする。なお、核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害以外の対象原子力災害等が発生した場合は、原子力災害合同対策協議会は設置されないが、関係機関間で十分に内容を確認することとする。ただし、県外原子力災害等事案が発生した場合にあっては、関係省庁、関係府県等から収集した情報及び必要に応じ実施される県内におけるモニタリング結果等に基づき、専門家の意見を踏まえ、県内への影響について、迅速かつ的確な広報を実施することとする。

県は、放射性物質及び放射線の影響が五感に感じられないなどの対象原子力災害等の特殊性を勘案 し、緊急時における住民等の心理的動揺あるいは混乱を抑え、異常事態による影響をできる限り低く するため、住民等に対する的確な情報提供、広報を迅速かつ的確に行うこととする。

県は、住民等への情報提供にあたっては国と連携し、情報の発信元を明確にするとともに、できる限り専門的な用語の使用を避け、住民等が理解しやすい広報に配慮することとする。また、利用可能な様々な情報伝達手段を活用し、繰り返し広報するよう努めるものとする。さらに、国や市町と連携し、情報の一元化を図るとともに、情報の空白時間がないよう、定期的な情報提供に努めることとする。

県は、情報伝達に当たって、広報誌、広報車等によるほか、テレビやラジオ等の放送事業者、通信 社、新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また、交通情報、各種問い合わせ先等を随時入手 したいというニーズに応えるため、インターネット等を活用し、的確な情報を提供できるよう努める こととする。

(2) 広報の内容

各機関は、被災状況、応急対策の実施状況、住民のとるべき措置等について積極的に広報することと する。

各機関は、広報事項の内容については確実な責任機関から入手するとともに、広報の実施機関名等を 記して広報することとする。

広報を必要とする内容は、概ね次のようなものが考えられる。

被災状況と応急措置の状況

(事故等の発生場所、事故等の状況、放射性物質の放出状況、県や防災関係機関の対応状況〔組織の設置状況等〕等)

避難の必要性の有無、避難所の設置状況

住民のとるべき措置

ア デマや風評に惑わされることなく、正確な情報を受けて冷静な行動をとること

イ 今後、適宜市町等から出される指示を待って行動すること

また、いたずらに混乱を招かぬよう、次に掲げる県民への安心情報も積極的に広報することとする。

相談窓口の設置状況

電話・交通機関等の利用制約

災害伝言ダイヤル(171)の活用

(3) 広報の方法

防災関係機関は、記者発表等による情報提供のほか、あらゆる媒体を活用して広報に努めることとする。

各広報実施機関に所属する広報車等の活用

市町防災行政無線の活用

ケーブルテレビ、有線放送、コミュニティ放送等への情報提供

パソコン通信、インターネット、ファクシミリ等による広報

県・市町提供テレビ・ラジオ番組による情報提供

2 県における広報

(1) 対象原子力災害等発生時などの広報体制

災害広報責任者

県は、対象原子力災害等発生時などに、防災監を災害広報責任者とし、情報の一元化を図ることと する。

広報班の設置

ア 県は、災害対策本部事務局に広報班を置き、広報資料の作成等を統括する。

- イ 県は、企画管理部に広報班を置き、災害対策本部広報班と連携し、迅速かつ的確に災害情報を報 道機関、県民へ提供する。
- ウ 県(各部局)の広報主任は、それぞれの部局に関する広報資料の作成等を行うこととする。

(2) 広報の実施

放送・報道機関との連携

ア 県は、災害情報や県の応急対策等について、そのつど速やかに「県政記者クラブ」を通じて報道機関に発表するよう努めることとする。

記者発表は原則として、災害広報責任者(あるいは災害対策本部広報班長)が行い、定例化を 図ることとする。

- イ 県は、災害プレスセンターの設置、確保を図るなどの方策を講じることとする。
- ウ 県は、必要に応じ、兵庫県地域防災計画(風水害等対策計画)第3編第3章第11節第3款「災害放送の要請」に定めるところにより、放送の要請を行うこととする。
 - エ 県はラジオ関西との間に締結した「防災情報の提供と放送に関する覚書」に定めるところにより、 災害時には、被災者が必要とする情報を同社の回線を利用して、災害対策センターから直接ラジオ で提供することとする。

また、この覚書の実効性を高めるため、平時から、防災情報を直接県民に提供することなど緊急 時の運用に関する習熟に努めることとする。

住民に対する広報

- ア 県は、県民や被災者に対し、報道機関を通じて必要な情報や注意事項及び県の対策などの周知徹底を図るとともに、特にテレビ・ラジオの効果的な活用を図る。
- イ 県は、定期又は臨時の広報誌(紙)、県提供テレビ・ラジオ番組等の自主広報媒体を活用し、災害情報の提供を図ることとする。
 - ウ 県は、大規模災害時、被災市町、ライフライン各社、関係機関等からの情報を収集し、マスコミ に対して継続的かつ的確な情報の提供を行う「統合災害情報センター」(仮称)を災害対策本部内 に設置することとする。
 - エ 避難所等への情報提供

県は、市町と協力し、避難所等に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート ... 避難所巡回員等
- ・ 伝達手段 掲示板、広報資料、広報誌(紙)、電話、ファクシミリ、パソコン通信等
- オ 障害者・高齢者等に対する情報提供

県は、市町と協力し、障害者・高齢者等災害弱者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート ... 福祉ボランティア等
- ・ 伝達手段 ………… 広報資料、広報誌(紙)、文字放送、ファクシミリ(音声応答)、インターネット等
- カ 外国人に対する情報提供

県は、外国人に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図るとともに、主な広報資料の 外国語訳を行い、情報を提供することとする。

- ・ 情報提供ルート … 市町、外国人団体、ボランティア団体、外国人県民相談窓口との連携
- ・ 伝達手段 ………… 広報誌(紙)、電話、ファクシミリ、インターネット 等また、兵庫エフエムラジオ放送等を通じた外国語放送による情報提供に努めることとする。

3 市町における広報 市町は、県に準じて災害広報を行うこととする。

4 防災関係機関における広報

- (1) 指定地方行政機関、指定公共機関及び指定地方公共機関等は、それぞれ各機関において定めるところにより広報を実施することとする。
- (2) 報道機関は、災害の種別、状況に応じ、有効適切な災害関連番組を機動的に編成し、混乱の防止や人心の安定と災害の復旧に資するとともに、災害に関する官公庁その他関係機関の通報事項に関しては、的確かつ臨機の措置を講じて関係地域一般に周知徹底するよう努めることとする。
- 5 原子力事業者における広報(核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害の場合) 原子力事業者は、県、市町等防災関係機関と連絡をとりつつ、緊急時の第一報を含め、随時報道機関へ の発表を行うこととする。
- 6 市町地域防災計画で定めるべき事項
 - (1) 広報資料の収集方法
 - (2) 住民に対する広報の方法
 - (3) その他必要な事項

第2節 災害情報等の提供と相談活動の実施 第2款 各種相談の実施

第1 趣旨

被災者又は関係者からの医療、生活必需品等についての相談、要望、苦情に応ずるための相談活動について定める。

第2 内容

1 県の相談活動

(1) 災害関連相談体制

県は、対象原子力災害等発生直後から寄せられる、対象原子力災害等に関する多様な照会や相談に対応するため、通常の県民相談窓口に加えて、災害関連総合相談窓口を設置し、災害広報部門との連携のもと、効果的な情報提供、相談業務等を行うこととする。また、放射性物質及び放射線の影響が五感に感じられないなどの対象原子力災害等の特殊性を勘案し、放射性物質による被ばく・汚染に関する県民の不安等に応えるため、専門相談窓口を設置することとする。

(2) 関係機関との連携

県は、県民からの相談等で、十分な情報がないものについては、関係機関と速やかに連絡をとり、 情報を収集するとともに、即時対応に努めることとする。

県は、総合相談窓口と各種災害関連専門相談窓口との連携を十分図り、県民からの相談に対応することとする。

(3) 相談内容の記録、整理分類、関係機関への報告

県は、収集した情報や県民からの相談を記録、整理分類の上、必要により関係機関に報告し、対応を図ることとする。

2 市町の相談活動

市町は、被災者のための相談窓口を設け、市民からの相談又は要望事項を聴取し、その解決を図ることとする。

- 3 市町地域防災計画で定めるべき事項
 - (1) 被災者相談窓口の実施
 - (2) その他必要な事項

第3節 救援・救護活動等の実施 第1款 避難対策の実施

第1 趣旨

事業所外運搬に係る原子力災害等の発生など不測の事態に備え、必要な避難対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

(1) 避難のための立退き等の勧告・指示

避難のための立退き等の勧告・指示の実施責任機関は次のとおりとするが、知事は市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、市町長の実施すべき措置の全部又は一部を代行することとする。(災害対策基本法第60条第 5 項 * \sim 7 項 * 。「 * 」は原子力災害については原災法第28条により読み替えて適用されるもの。以下この款において同じ。)

核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等

ア 避難のための立退き又は屋内への退避の勧告 市町長(災害対策基本法第60条第1項*)
イ 避難のための立退き又は屋内への退避の指示 市町長(災害対策基本法第60条第1項*)
- 警察官 (警察官職務執行法第4条第1項)
- 自衛官(自衛隊法第94条第1項)
- 海上保安官(災害対策基本法第61条第1項*)

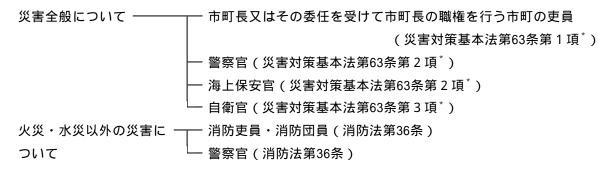
その他の対象原子力災害等

ウ 避難のための屋内への退避については、 に準じて住民等に対し指導することとする。

(2) 警戒区域の設定

原則として、住民の保護のために必要な警戒区域の設定は災害対策基本法に基づき、消防活動のための警戒区域の設定は消防法に基づいて行うこととする。

なお、知事は、市町が全部又は大部分の事務を行うことができなくなったときは、災害対策基本法第63条第1項に定める応急措置の全部又は一部を代行することとする(災害対策基本法第73条第1項*)



2 避難等の実施

(1) 組織的避難を要する場合

原災法第15条に規定する内閣総理大臣からの避難勧告等の実施の指示(以下「総理大臣指示」)があった場合

事故等により、予測線量が、原子力安全委員会が定める下表に掲げる指標に該当すると認められる場合

その他、核燃料物質、核原料物質、放射性同位元素又は放射線により地域住民が危険にさらされる おそれがある場合

表 屋内退避及び避難等に関する指標

予測線量(単位:mSv)		
外部被ばくによる実効線量	・放射性ヨウ素による 甲状腺の等価線量 ・ウランによる骨表面 又は肺の等価線量 ・プルトニウムによる 骨表面又は肺の等価 線量	防 護 対 策 の 内 容
10~50	100~500	住民は、自宅等の屋内へ退避すること。その際、窓等を閉め気密性に配慮すること。 ただし、施設から直接放出される中性子線又はガンマ線の放出に対しては、現地災害対策本部の指示があれば、コンクリート建家に退避するか、又は避難すること。
50以上	500以上	住民は、指示に従いコンクリート建家の屋内に退避するか、又は避難すること。

- 注)1.予測線量は、放射性物質又は放射線の放出期間中、屋外に居続け、なんらの措置も講じなければ受けると予測される線量である。
 - 2.外部被ばくによる実効線量、放射性ヨウ素による甲状腺の等価線量、ウランによる骨表面又は肺の等価線量、プルトニウムによる骨表面又は肺の等価線量が 同一レベルにないときは、これらのうちいずれか高いレベルに応じた防護対策 をとるものとする。

「原子力施設等の防災対策について」(平成12年5月一部改訂,原子力安全委員会)による。

(2) 避難等のための勧告及び指示

市町長

- ア 市町長は、総理大臣指示があったときは、指示内容に基づき、屋内退避等の区分に応じた措置をとるものとする。
- イ その他の場合にあっては、市町長は、事業者等が行う緊急時モニタリング結果等に基づき、被害 予想地区の住民に対し、屋内退避等の区分に応じた措置をとることとする。

警察官又は海上保安官

警察官又は海上保安官は、市町長が避難の指示をすることができないと認めるとき又は市町長から要求のあったときは、住民等に対して避難の指示をすることとする。この場合、警察官又は海上保安官は直ちに避難の指示をした旨を市町長に通知することとする。(災害対策基本法第61条第1項*)

自衛官

災害派遣を命じられた自衛官は、警察官がその場に居ない場合に限り、天災等により危険な事態がある場合において、その場に居合わせた者等に必要な警告を発し、特に急を要する場合においては、危害を受けるおそれのある者に対し、その場の危害を避けさせるために必要な限度で避難させることとする。(自衛隊法第94条第1項*)

勧告・指示の内容

市町長等は、避難等の勧告・指示を行う際、次に掲げる事項を伝達し、避難行動の迅速化と安全を 図ることとする。

- ア 避難等の勧告・指示が出された地域名
- イ 避難経路及び避難先
- ウ 避難時の服装、携行品
- エ 避難行動における注意事項

勧告・指示の伝達方法

市町長は、直ちに、同時通報用無線、広報車等による広報、消防車両等による広報、警察官、海上保安官、自主防災組織等の協力により周知徹底を図ることとする。

避難勧告・指示に係る広報文例

こちらは 市(町)です。

時 分頃、 道路 付近において核燃料物質を輸送中の車両に事故が発生しました。 今後、この地域では放射能による汚染が予想されますので、 地区の住民は直ちに屋内に退避(コンクリート屋内へ退避、 地区へ避難)してください。

(3) 警戒区域の設定

設定の基準(災害全般)

- ア 市町長は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、住民等の生命、身体 に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定することとする。 (災害対策基本法第63条第1項*)
- イ 消防吏員は、消防活動を十分に行うため必要があると認めるときは、警戒区域を設定することと する。(消防法第36条)
- ウ 警察官又は海上保安官は、市町長(権限の委託を受けた市町の職員を含む。)が現場に居ないとき、又は市町長から要請があったときは警戒区域を設定することとする。この場合、警察官又は海上保安官は、直ちに警戒区域を設定した旨を市町長へ通知することとする。(災害対策基本法第63条第2項*)
 - エ 災害派遣を命ぜられた自衛官は、市町長その他その職権を行うことができる者がその場に居ない

場合に限り、警戒区域を設定することとする。この場合、自衛官は直ちに警戒区域を設定した旨を 市町長へ通知することとする。(災害対策基本法第63条第3項*)

規制の内容及び実施方法

- ア 市町長等は、警戒区域を設定したときは、立入制限、禁止又は退去の措置を講じることとする。
- イ 市町長等は、住民等の退去の確認を行うとともに、可能な限り防犯・防火のためのパトロールを 実施することとする。

(4) 避難誘導

以下のほか、「原子力災害対策避難誘導等のための手引」(昭和56年1月,科学技術庁、消防庁)に よることとする

市町は、消防機関、県警察本部、自主防災組織等の協力を得て、組織的な避難誘導に努めるほか、 平時から避難経路の安全性の向上に努めることとする。

市町は、あらかじめ名簿等により災害弱者の所在を把握しておくとともに、自主防災組織等、地域の協力を得て、避難誘導と確認に努めることとする。

県民は、あらかじめ自らの地域の避難所と避難経路を把握しておくこととする。

県民は、予定していた避難所への到達が困難なときは、近くの公園等に一時的に避難し、安全を確認してから、避難所へ向かうこととする。

市町は、避難に自家用車を使用しないよう指導することとする。

海上保安本部は、船舶に対して、関係機関と協力し、安全な海域への避難誘導を行うこととする。

3 避難所の開設

(1) 対象者

災害によって現に被害を受けた者又は被害を受けるおそれがある者等

(2) 避難所の指定

市町は、収容能力、避難経路、避難に要する時間等を勘案の上、避難所を指定することとする。なお、 市町が避難所を指定する場合の順位は、原則として次のとおりとし、コンクリート建物を使用するよう 努めることとする。

- ア 公立小、中学校
- イ その他公立学校
- ウ 公民館
- エ その他の公共施設
- オ その他の民間の施設

なお、市町は、当該地域の避難所について、標識、案内板、防災マップ等により住民に周知徹底を図ることとする。また、学校を避難所とする場合については、特に教育機能の早期回復に留意することとする。そのため、指定にあたって、教育委員会と市町(防災担当部局)は十分協議することとする。

(3) 設置期間

市町は、放射性物質による汚染の状況等を勘案の上、国、県等と協議して設置期間を定めることとする。

(4) 避難所の運営

市町は、避難所ごとの担当職員を定めるなど、発災後の迅速な人員配置に努めるとともに、自主防 災組織等とも連携して、円滑な運営に努めることとする。

災害救助法(昭和22年法律第118号)第2条の規定に該当する災害であって県教育委員会が指定する極めて重大な災害時において学校に避難所が開設された場合、教職員が原則として、次の避難所運営業務に従事できることとし、この期間は7日以内を原則とすることとする。

- ア 施設等開放区域の明示
- イ 避難者誘導・避難者名簿の作成
- ウ 情報連絡活動
- エ 食料・飲料水・毛布等の救援物資の保管及び配給分配
- オ ボランティアの受入れ
- カ 炊き出しへの協力
- キ 避難所運営組織づくりへの協力
- ク 重傷者への対応

自主防災組織等は、避難所の運営に対して、市町に協力するとともに、役割分担を定め、自主的に 秩序ある避難生活を確保することとする。

市町は、避難所の運営について、管理責任者の権限を明確にすることとする。

市町は、ボランタリー活動について、ボランティアセンター等と連携したシステムを整備し、避難 所のニーズに応じた迅速な対応に努めることとする。

市町は、避難所を開設した場合は、速やかに避難者数の確認、避難者名簿の作成等により、その実態を把握し、避難生活に必要な物品の確保や食料、飲料水等の提供、炊き出し等を行うこととする。

市町は、必要により、県警察本部と十分連携を図りながら、避難所パトロール隊による巡回活動を実施することとする。なお、市町で対応が困難な場合は、県が実施することとする。

県、市町は、保健・衛生面はもとより、避難生活の状況によっては、プライバシーの保護、文化面など幅広い観点から、避難者の心身の健康の維持にきめ細かく配慮した対策を講じるよう努めることとする。

(5) 保健・衛生対策

救護班等の活動

ア 市町は、現地医療機関だけで対応できない場合を想定して、あらかじめ市町地域防災計画で救護所の設置予定場所を特定し、救護班は救護所を拠点に巡回活動も行うこととする。

- イ 県は、大規模災害等において、救護所だけで対応が困難な場合に、救護センターを設置すること とする。
- ウ 県は、災害によって生じる睡眠障害、急性ストレス反応、心的外傷後ストレス障害等に速やかに 対処するため、必要により、精神科救護所を設置するとともに、避難所への訪問活動も行うことと する。 (風水害等対策計画「医療・助産対策の実施」の項を参照)

保健活動の実施

県(健康福祉事務所)と市町は、医師会等関係機関と連携を図り、医師、保健婦、栄養士等による 健康相談や栄養相談等を実施することとする。

(風水害等対策計画「健康対策の実施」の項を参照)

仮設トイレの確保

市町は、避難所の状況により仮設トイレを設置管理することとする。その確保が困難な場合、県があっせん等を行うこととする。 (風水害等対策計画「し尿処理対策の実施」の項を参照)

入浴、洗濯対策

市町は、仮設風呂や洗濯機を設置管理することとする。その確保が困難な場合、県は、民間業者のあっせんや自衛隊への協力要請等を行うこととする。

食品衛生対策

県は、食品衛生監視員を避難所に派遣するなど、食品の衛生管理に配慮することとする。

(風水害等対策計画「食品衛生対策の実施」の項を参照)

(6) 宿泊施設、社会福祉施設等の活用

市町は、避難生活が長期化する場合、必要に応じて、希望者に、公的宿泊施設等の2次的避難所、ホームスティ等の紹介、あっせんを行い、県は、対象施設等の広域的な確保に協力することとする。

県、市町は、災害弱者のうち、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉 施設における受入れを促進することとする。

- 4 市町地域防災計画で定めるべき事項
 - (1) 警戒区域設定の実施責任者
 - (2) 避難勧告・指示の実施責任者
 - (3) 避難勧告・指示の方法(基準、伝達内容、伝達方法等)
 - (4) 避難方法
 - (5) 避難所の開設、運営体制
 - (6) 避難状況等の報告
 - (7) 避難の必要がなくなったときの公示
 - (8) 防災関係機関への連絡
 - (9) その他必要な事項

第3節 救援・救護活動等の実施 第2款 救急救助活動の実施

第1 趣旨

対象原子力災害等により、短時間に集団的に発生する負傷者等の発見、通報から搬送、救急医療の提供に 至るまでのケア対策について定める。

第2 内容

1 実施機関

	担	当 機	関
業務	事業所外運搬災害 等の場合	放射性同位元素取 扱事業所災害等の 場合	不法廃棄等事案の 場合
発見・通報 関係機関への 連 絡	事故等発見者 * ^{通報のみ} 事業者等	事 故 等 発 見 者 * ^{通報のみ} 放射性同位元素 取 扱 事 業 者	不法廃棄等発見者
現場における 傷 病 者 の 救 出 等	事 業 者 等 消 防 本 部 海上保安本部 (県 警 察 本 部)	放射性同位元素 取 扱 事 業 者 消 防 本 部 (県 警 察 本 部)	消防本部海上保安本部(県警察本部)
医療施設への傷病者の搬送	事 業 者本置等部者 道路 と の	放射性同位元素 取扱事業者等 消 防 本 部 海上保安本部	消 防 本 部 道 路 設 置 者 *一般有料道路、高速 道路上の場合のみ 海 上 保 安 本 部
援 護 班 ・ 医療関係者の 出 動 要 請	事 業 者 等 市 町	放射性同位元素取扱事業者市 明	市町
現場及び搬送 中の救急措置	医療関係者 及び救急隊員	医療関係者 及び救急隊員	医療関係者 及び救急隊員
傷病者の収容	救 急 指 定 病 院 緊急 時 医 療 対 関 可 能 機 男 事 業 者 野 市	救急指定病院 緊急時医療対 可能機 能同位素 取扱 集業 市	救急指定病院 緊急時医療対応 可能機関 市
死体の収容	事業者等市	放射性同位元素 取 扱 事 業 者 市 町	市 町
関係機関への協力(出動)要 請	事 業 者 等 県 警 察 本 部 消 防 本 町 県	放射性同位元素 取 扱 睾 業 者 県 警 察 本 部 消 防 本 町 市 県	県 警 察 本 部 消 防 本 部 市 駅

[「]事業所外運搬災害等の場合」の「事業者等」とは、核燃料物質等の事業所外運搬については原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者、放射性同位元素等の事業所外運搬については放射性同位元素取扱事業者及び放射性同位元素取扱事業者から運搬を委託された者を指す。

2 実施方法

(1) 負傷者の発見、通報並びに関係機関への連絡

負傷者等の発見者、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、対象原子力災害等に係る負傷者等を発見したときは、直ちに、1に掲げる現場における傷病者の救出等を行う救出担当機関又は医療施設への傷病者の搬送を行う搬送担当機関に通報することとする。また、原子力事業者等又は放射性同位元素取扱事業者等は、被害の状況及び汚染の有無を直ちに関係機関に通報することとする。

(2) 現場における負傷者等の救出等

モニタリング

事業者及び救出担当機関は、救出に当たってモニタリングを行う等、職員の十分な汚染・被ばく管理を行いつつ、救出を行うこととする。

救出

事業者は、負傷者等を速やかに救出することとする。また、救出を要する負傷者に関する通報を受けた救出担当機関は、災害の規模・内容等を考慮の上、直ちに必要な人員機材等を現場に出動させ、救出に当たることとする。なお、救出に当たっては、事業者側の放射線管理の専門家等と連携を図ることとする。

除染等

事業者は、放射性物質により汚染された負傷者若しくはそのおそれのある者(以下「汚染者等」という。)がいるときは、必要な除染及び応急処置を行い、速やかに医療施設へ搬送することとする。

(3) 現場から医療施設への負傷者等の搬送

負傷者等の発見の通報を受けた搬送担当機関は、直ちに職員、搬送車両等を現場に出動させ搬送に あたることとする。なお、搬送にあたっては、放射能測定等により負傷者の状態把握に努めるととも に、職員の十分な汚染・被ばく管理を行うこととする。

搬送車両等が不足する場合は、次の応急措置を講じることとする。

- ア 救急指定病院の患者搬送車の活用
- イ その他の応急的に調達した車両の活用
- ウ 隣接市町への広域応援要請

搬送担当機関は、ヘリコプターの搬送を要すると判断した場合は、二次汚染を防止するために必要な措置を講じ、以下により対応することとする。

ア 市町及び消防事務に関する一部事務組合の長又は消防長は、ヘリコプターによる搬送を要すると 判断した場合、県へヘリコプターの出動を要請することとする。(「兵庫県消防防災へリコプター 応援要綱」等)

なお、県は、必要と認める場合は、独自に、又は市町の要請に基づき、他機関に対してヘリコプターの出動を要請することとする。

(ヘリコプターを有する他機関)

- ・ 神戸市消防局 (「兵庫県大規模特殊災害時における広域消防航空応援実施要綱」による)
- ・ 他府県消防本部等 (「大規模特殊災害時における広域航空消防応援実施要綱」による)
- · 自衛隊 等
- イ 移送に際しては、専門家の指示を踏まえることとする。

搬送担当機関は、放射線により被ばくした者(被ばくしたおそれのある者を含む。) 放射性物質により汚染された者(汚染されたおそれのある者を含む。)(以下「汚染・被ばく者等」という。) 等を搬送する場合は、以下の事項に留意することとする。

- ア 職員の二次汚染を防ぐため、搬送に従事する職員は、ゴム手袋、帽子、汚染防止衣、マスク等を 着装する。
- イ 機材等の二次汚染を防ぐため、担架等に直接触れないようにビニール毛布等を使用する。また、 救急車等の床をビニールシート等でカバーする。
- ウ 過度の被ばく又は汚染を受けたと判断される負傷者の搬送にあたっては、頭部を三角巾で、体幹 四肢をビニールシート (濡れているとき)・毛布等で包み、直接身体に触れないよう注意する。な お、負傷者の発汗・過剰保温に留意する。

(4) 医療関係者の出動要請並びに現場及び搬送中の救急措置

事業者は、事故等の規模・内容を考慮の上、医療機関に対し、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者の出動を要請し、現場及び搬送中の負傷者等に対する救急措置の万全を期することとする。

県及び市町は、事故等の状況により自ら必要があると認めるとき、又は事業者等から要請があり必要と認めたときは、緊急被ばく医療についての研修・訓練を受けている医療関係者を現場へ出動させることとする。なお、その際には、放射線管理の専門家が同行又は合流することとする。

(5) 負傷者等の収容

負傷者等の収容については、事業者が特に指示する場合を除き、次のとおりとする。

ア 汚染・被ばく者等

緊急時医療対応可能機関

イ その他の負傷者

下記施設の活用を図ることとする。

- · 災害拠点病院
- 2 次救急医療機関
- ・ 救急告示病院・診療所
- ・ その他の医療施設
- ・ 公民館、学校に設置された救護所及び救護センタ -

負傷者等が死亡した場合又は死亡して発見された場合は、速やかに県警察本部に連絡し、死体見分 その他所要の処理を行わなければならない。

速やかな死体見分に支障が生じる程度の多数の死者が発生した場合は、日本法医学会に対し応援を要請するとともに、医師会を通じて臨床医の協力も得ることとする。

(6) 関係機関への協力要請

対象原子力災害等の規模・内容等により必要があるときは、時機を失することなく関係機関に協力を要請することとする。

- 3 市町地域防災計画で定めるべき事項
 - (1) 実施責任
 - (2) その他必要な事項

第3節 救援・救護活動等の実施 第3款 緊急時医療対策の実施

第1 趣旨

対象原子力災害等の発生時において、放射性物質による汚染、被ばく又はそのおそれのある者に対する緊 急時医療対策について定める。

第2 内容

- 1 避難者・一般傷病者に係る対応
 - (1) スクリーニングチームの設置

国から派遣される職員等によるスクリーニング(汚染・被ばくの程度によるふるい分け)チームを編成することとする。

(2) 放射線被ばく検査の実施

スクリーニングチームを救護所、病院、保健所、避難所等に派遣し、放射性物質による被ばく者等 及び検査を希望する者に対し、必要に応じて検査等を行う。

県は、必要があると認めるときは、あらかじめ協力体制を構築している(社)兵庫県放射線技師会に対し、放射能汚染の計測等に係る協力を要請することとする。

(3) 専門病院への移送

スクリーニングの結果、汚染の検査及び除染等が必要と認められるときは、あらかじめ把握している 県周辺の緊急被ばく医療施設又は放射線障害専門病院に移送することとする。

搬送に際しては県、県警察本部、神戸市、自衛隊、海上保安庁等のヘリコプターの利用も検討すること とする。

2 被ばく者等に係る対応

第2編第2章第2節「救援・救護活動体制の整備」において規定する搬送予定医療機関の事前指定が行われるまでの間については、暫定の措置として、対象原子力災害等により汚染・被ばく者等が発生したときは、必要な応急措置を講じた上で、専門家の助言も踏まえ、県周辺の緊急時対応可能医療機関に搬送することとする。

(参考1)緊急時医療の考え方

第1次的な医療

緊急時においては、多くの住民が、特に医療措置を必要としない程度であっても、心理的不安から 緊急時医療本部、各種医療施設及び避難所に検査等を求めて来ることを念頭において対応策を考える 必要がある。これらの人々に対しては、まず一般的な傷病の有無をチェックするとともに、放射能汚 染の程度、被ばく線量を迅速に推定し、統一された判断基準の下にスクリーニング及び一次除染等の 必要な措置を行うことが必要である。その際には、緊急時モニタリングによる情報、住民の行動状況 の聴取、身体的状態の問診や検査及び放射能汚染状況の簡易計測等が重要である。

第2次的な医療

第1次的な医療の後、汚染の残存する者及び相当程度の被ばくをしたと推定される者に対しては、あらかじめ定められた地域医療機関に移送して、精密な医学的診断、身体の放射能汚染の測定及び血液、尿等のバイオアッセイにより正確な被ばく線量の推定及び二次除染等の措置を行う。傷病者の容体等によって、明らかにある程度の被ばくをしたと考えられる者に対しては、第1次的な医療を経ずに第2次的な医療によって対応を行うことが実際的である。第2次的な医療の実施に当たっては、地域医療機関間のネットワークによる対応が重要である。

第3次的な医療

第1次的な医療、第2次的な医療の結果、さらに放射線被ばくによる障害の専門的診断、治療が必要とされる者については、放射線障害専門病院に移送して、専門的診断、治療、経過観察等を行うこととなる。傷病者が救命救急措置を必要とする場合は、高度救急医療機関と放射線障害専門機関が連携して、救命救急措置を第一に、適切な対応を行うことが必要である。

「原子力施設等の防災対策について」(平成12年5月一部改訂,原子力安全委員会)による。

(参考2)傷病の種類及びその対応

種類	分 類	処 置
第1群	放射線被ばく、又は放射能 汚染とは直接の関係はなく、 緊急時の混乱等により生じる 一般的傷病、身体的異常、疾 病の悪化等	通常の一般的傷病、身体的異常、疾病の悪化に対する処置で十分と考えられるが、この場合であっても、傷病者の心理的動揺等について十分配慮する必要がある。
第 2 群	急性障害は生じない程度の 放射線被ばく、又は体表面及 び体内の軽度の放射能汚染。 この場合、一般的傷病等との 複合がありうる。	まず放射能汚染除去の処置を行い、必要甲状腺モニタリング、 尿及び血液のバイオアッセイ等を行う。 一般的傷病が複合している場合、それらの重篤度に応じて、 放射能汚染が拡大しないように留意しつつ、医療措置を行うこ とが適当と考えられる。
第 3 群	臨床観察あるいは医療を要する程度の被ばく、又は治療を必要とする放射能汚染。この場合、一般的傷病との複合がありうる。	放射線障害の観点から、次の4つの型の障害又は放射能汚染が考えられる。 体外被ばくによる障害(外部からの全身又は局部への大量被ばく) 体内放射能汚染による障害(放射能の体内への大量取込み) 体表面放射能汚染(除去の困難な体表面放射能汚染) 放射能汚染創傷(創傷部位の放射能汚染) この他、

[「]原子力施設等の防災対策について」(平成12年5月一部改訂,原子力安全委員会)を基に作成

第3節 救援・救護活動等の実施 第4款 消火活動の実施

第1 趣旨

対象原子力災害等に関する消火活動の実施について定める。

第2 内容

- 1 放射性物質の輸送中の事故に伴う火災に対する消火活動
 - (1) 事業者の措置

原子力事業者等

原子力事業者等は、核燃料物質等の運搬に使用されている自動車等に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれがある火災が起こったときは、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちに、その旨を消防吏員又は海上保安官に通報することとする。(原子炉等規制法第64条第1項)

放射性同位元素取扱事業者等

放射性同位元素取扱事業者等は、放射性輸送物に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署、消防法第24条の規定により市町長が指定した場所又は最寄りの海上保安庁の事務所に通報することとする。(放射線障害防止法第33条第1項)

(2) 消防本部の措置

輸送責任者等との連携

- ア 消防本部は、輸送車両に放射性物質の輸送の実施について責任を有する者(以下「輸送責任者」 という。)又は専門家が同行している場合には、情報提供を受ける等最大限の協力を得るとともに、 県等関係機関と密接な連携をとり消火活動に当たることとする。
- イ 輸送責任者又は専門家が同行していない場合又はこれらの者が被災した場合等で、その協力を得ることができない場合は、輸送物の形式、輸送物の標識、表示等から収納物の把握に努め、また、 目視による確認、サーベイメータ等による計測等を行い、災害状況の把握に努めるとともに、その 情報を県等関係機関に連絡し、専門家等の支援を要請することとする。

現場における情報収集活動

消火にあたっては、輸送責任者又は同行の専門家から情報を収集し、放射性物質による汚染、被ば くの恐れがあることが判明した場合には、輸送責任者又は専門家の協力を得て、救急救助活動、消火活動、 消防警戒区域の設定、拡大防止対策等に関する方法等について慎重に検討することとする。

輸送車両には、「放射性物質の取扱方法等を記載した書類」の携行が義務づけられている(L型輸送物を除く)ので、可能な場合はこれを活用することとする。

【収集する情報の内容】

- ア 放射性物質自体の性状
 - (ア) 火気、熱気に対する危険性
 - (イ) 禁水性、劇毒性
 - (ウ) 汚染又は汚染拡大の可能性
- イ 火災等による放射性物質への影響
 - (ア) 輸送容器の亀裂等の有無及び程度
 - (イ) 火災と輸送容器との位置関係
 - (ウ) 放射線の強度等の検出状況
 - (I) 周辺への影響の可能性

専門家との連携

国の専門家等が派遣された場合には、その助言を受けて適切に対応することとする。

消防隊員等の安全確保

消防活動の実施に当たっては、防護服、自給式呼吸器等の着装、ポケット線量計、熱蛍光線量計(TLD)等の個人被ばく測定用具の所持等により消防隊員の汚染又は被ばくを最小限にとどめるよう配慮することとする。また、必要に応じ、汚染検査と除染を行うこととする。

(参 考) 主な核燃料輸送物の消火に係る留意事項

物質名		留	意	事	項		
低濃縮六フッ化	輸送用シリンダ内に充	填される	ているので	、概ね	3 時間程度	を の火災では漏	洩等の
ウラン輸送物	恐れはないが、3時間	以上火約	炎にさらさ	れた場	合には、シ	リンダからの	漏洩の
	恐れが生じる。その場	合は、抗	放射能汚染	及び化	学的毒性に	対する防護の	観点か
	ら泡消火法又は噴霧注	水法で同	T能な限りi	遠隔か!	らの消火活!	動が望ましい。	
	また、消火を行う際、:	土のう積	み等により)汚染区	[域の局限化	とを図る必要か	^{である。}
酸化ウラン粉末	二重三重の容器又は燃	料棒中	こ収納され	ている	ので、長時	間の火災に遭	遇して
及び燃料集合体	も輸送容器外に漏えい	する恐∤	れはない。				
の輸送物							

(注)「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」による。

(3) 海上保安本部の措置

海上保安本部は、輸送船舶について、事故の状況把握に努めるとともに、事故の状況に応じて海上保 安職員等の安全確保を図りつつ、事業者、消防機関及び関係機関と協力して、必要な措置を実施するこ ととする。

2 放射性同位元素取扱事業所の火災に対する消火活動

(1) 放射性同位元素取扱事業者の措置

放射性同位元素取扱事業者は、放射線施設に火災が起こり、又はこれらに延焼するおそれのある場合には、消火又は延焼の防止に努めるとともに、直ちにその旨を消防署又は消防法第24条の規定により市町長が指定した場所に通報することとする。

(2) 消防本部の措置

消防活動の実施

放射性同位元素取扱事業所の火災は、放射線による被ばくや放射性同位元素による汚染のおそれがあることから、事業者の協力を求めるとともに、あらかじめ作成した警防計画や次の点に留意して消火活動を実施することとする。

- ・火災が放射線施設等に係るものか否か、又は放射線施設等への延焼危険の有無
- ・放射性同位元素の拡散危険の有無
- ・要救助者の有無
- ・放射線量

消防警戒区域の設定

消防警戒区域を設定するに当たっては、風向や放射線レベルに関する施設側の意見を考慮の上、一般の警戒区域より広く設定することとする。

放射線危険区域の設定

職団員の安全管理及び汚染の拡大防止を図るため、施設管理者に対して概ね1mSv/hr以上の放射線が検出された範囲を基準として放射線危険区域の設定を求めることとする。

施設外へ放射能が広がる可能性がある場合は、至急県等関係機関に連絡し、助言を仰ぐとともに、 周辺住民への広報、避難勧告等の実施を検討することとする。

危険区域への進入

危険区域への進入に当たっては、防護服とともに自給式呼吸器等を着装するとともに、ポケット線量計、熱蛍光線量計(TLD)等の個人被ばく測定用具を所持することとする。

危険区域から退出する前に、必ず汚染検査を行うことを原則とし、その結果必要があれば除染を行うこととする。

3 その他

消火活動の詳細については、消防庁が定める「放射性物質輸送時消防対策マニュアル」「放射線施設等の消防活動のための手引」に基づき、各消防本部において定めることとする。

第3節 救援・救護活動等の実施 第5款 飲料水、飲食物の摂取制限等

第1 趣旨

放射性物質により汚染された飲料水等の摂取制限等について定める。

第2 内容

1 摂取制限等に関する指標

県は、緊急時モニタリングの結果、飲料水、飲食物及び農林水産物の汚染度が、原子力安全委員会が定める下表の指標を越え、またはそのおそれがあると認められるときは、国の指導・助言・指示に基づき、直ちに次の措置を行うこととする。

表 飲食物摂取制限に関する指標

対象	放射性ヨウ素 (混合核種の代表核種:I-131)
飲料水	3 × 10²Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類 (根菜、芋類を除く。)	2×10³Bq/kg以上

対象	放射性セシウム
飲料水	2 × 10 ² Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類	5 × 10 ² Bq/kg以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対 象	ウラン
飲料水	20Bq/kg以上
牛乳・乳製品	
野菜類	1 × 10 ² Bq/kg以上
穀類	
肉・卵・魚・その他	

対象	プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種 (²³⁸ P u 、 ²³⁹ P u 、 ²⁴⁰ P u 、 ²⁴² P u 、 ²⁴¹ A m、 ²⁴² C m、 ²⁴³ C m、 ²⁴⁴ C mの放射能濃度の合計)		
飲料水	1 Bq/kg以上		
牛乳・乳製品			
野菜類	10Bq/kg以上		
穀類			
肉・卵・魚・その他			

注)乳児用として市販される食品の摂取制限の指標としては、ウランについては20Bq/kgを、プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種については1Bq/kgを適用するものとする。ただし、この基準は、調理され食事に供される形のものに適用されるものとする。

なお、上記の対象物中の放射能濃度の定量に当たっては、以下のものを参照することを提案する。

・ 放射性ヨウ素 : 科学技術庁放射能測定法シリーズ15「緊急時における放射性ヨウ素測

定法」

・ 放射性セシウム : 同シリーズ7「ゲルマニウム半導体検出器によるガンマ線スペクトロメ

トリー」及び同シリーズ24「緊急時におけるガンマ線スペクトロメトリ

ーのための試料前処理法」

・ ウラン : 同シリーズ14「ウラン分析法」

・ プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種:同シリーズ12「プルトニウム分析法」同シリー

ズ21「アメリシウム分析法」及び同シリーズ22「プルトニウム・アメリ

シウム逐次分析法」

「原子力施設等の防災対策について」(平成12年5月一部改訂,原子力安全委員会)による。

2 飲料水の摂取制限

県は、水道事業者(市町等)に対し、汚染水源の使用禁止を、市町に対し汚染飲料水の飲用禁止の措置 を講ずるよう指示することとする。

3 飲食物の摂取制限

県は、市町に対し、汚染飲食物の摂取を制限し、又は禁止する措置を講じるよう指示することとする。

4 農林水産物の採取及び出荷制限

県は、農林水産物の生産者、出荷機関及び市場の責任者等に汚染農林水産物の採取、漁獲の禁止、出荷制限等必要な措置を自ら行うか、又は市町に指示することとする。

5 飲料水等の供給

県及び市町は、飲料水等の摂取制限を実施したときに、万一、住民の備蓄飲料水等では不足すると認められる場合は、兵庫県地域防災計画(風水害等対策計画)第3編第3章第6節第1款「食料の供給」及び第2款「応急給水の実施」に基づき、関係住民への応急措置を講じることとする。

6 市町地域防災計画で定めるべき事項

- (1) 摂取制限等の指示の実施責任者
- (2) 摂取制限等の指示の方法
- (3) その他必要な事項

第4節 放射性物質による汚染の除去

第1 趣旨

放射性物質により汚染された物質の除去等について定める。

第2 内容

- 1 事業所外運搬災害等及び放射性物質取扱事業所災害等の場合
 - (1) 除去及び除染

事業者の措置

災害等の原因者である事業者は、放射性物質により汚染された物質の除去及び除染作業を実施する こととする。

事故等による放射性物質による汚染の除去は、原子力事業者、放射性同位元素取扱事業者及びこれらの者から運搬を委託された者の義務である。(原子炉等規制法第64条、放射線障害防止法第33条)

県、市町その他関係機関の措置

県、市町その他関係機関は、事業者による速やかな汚染物質の除去及び除染が行われるよう、汚染物質の一時保管場所の提供等の必要な協力に努めることとする。

(2) 除去及び除染の確認

県及び市町は、国の専門家等の助言を踏まえ、事業者による除去及び除染作業の確認を行うこととする。

2 不法廃棄等事案の場合

(1) 必要な措置の実施

放射性物質が発見された場所の管理者(以下、この節においては「管理者」という。)は、国、県、 市町その他関係機関と緊密に連携し、縄張り、立入禁止措置等危険防止のために必要な措置を講じるこ ととする。

(2) 除去及び除染

管理者は、当該放射性物質の除去等を行うこととする。この際、国、県、市町その他関係機関は、必要な協力を行うこととする。

ただし、当該不法廃棄等を行った者が直ちに判明したときは、不法廃棄等を行った者に除去及び除染を実施させることとする。

(3) 不法廃棄者等の捜査

県警察本部、海上保安本部等関係機関は、当該不法廃棄等を行った者の捜査を行うこととする。

(参考)汚染の除去

放射性物質の核種、汚染形態、汚染状況、汚染表面など各種の条件で異なるが、一般に、汚染後の経 過時間が長くなると除去効率も低下するので、できる限り早い時期に除染する必要がある。

a 身体の除染

除染するにあたっては、早期にかつ短時間(少数回)で皮膚をいためないようにする。次にその方法 例を示す。

対象物	除去剤	用法	長 所	短 所	備考
	せっけん	温水を用い2分ぐらいづつ3~4回繰り返す。軟らかいブラシを用いるとさらによい			1回3分を越えては不可
	中性洗剤	"	"		"
手	酸化チタン	(1)ラノリンと練ってペースト状にして用いる (2)粉末を散布し、水で 潤す	高度の汚染 の除去によ い		
皮膚	KMnO 4 NaHSO 3	(1) KMnO4 飽和溶液(0. 1NH2 SO4酸性)で洗浄、 水洗後NaHSO3水溶液(5 %)で洗う。 (2) KMnO4粉末を散布、水 で潤す。 KMnO4粉末を除 去後NaHSO3粉末散布、水	"	皮膚に対す る作用が強 い "	1回2分を越えては不可3~4回が限度
	クエン酸ナトリ ウム	水溶液(24%)	皮膚に対す る作用が少 ない	皮膚浸透性	1回の洗浄は手早くすま す。3~4回繰り返す

b 消防用資機材等の除染

原則として、これらのものについては、廃棄するのが望ましいが、再使用を目的として除染を行う場合の方法例を参考として示す。

対象 物	除去剤	用法	長 所	短 所	備考
	せっけん、中性 洗剤	専用の電気洗濯機を用いる	遠隔操作		
衣服類	クエン酸 シュウ酸	温溶液(3%)、電気洗濯機	"		絹、ナイロンにはクエン 酸。 ビニール、 ビスコー ス、木綿にはシュウ酸が よい
漢 貝	〔切除補修〕	汚染部位を切除し、補修 布をあてる	小部位の高 度の汚染の 除去に適す		

			1	ı	
ゴ ム 製	せっけん、中性 洗剤				
品	dil.NHO₃				¹⁴ C、 ¹³¹ Iなどには不 可
ガラ	せっけん、中性 洗剤、クレンザ				
ス器具・ボ	クロム酸溶液、 conc.HCI conc.HNO。				¹⁴ C、 ¹³¹ Iなどには不 可
磁製器具類	クエン酸、クエ ン酸アンモニウ ム、EDTAなど Na ₃ 、PO ₄ NH ₄ 、HF ₂	温溶液(3~5%) 温溶液(10%)			
金器具属類		 t剤、クエン酸ナトリウム、 、金属みがき	<u> </u> EDTA、NH₄、	L HF₂など、dil	.HCI
木	〔床削り機〕 〔グラインダー〕	表面を8㎜削りとる		機械の汚染	
プチ ラッ スク	せっけん、中性洌	- t剤、クエン酸アンモニウ <i>L</i>	、EDTA、希西	· 俊、有機溶媒	
	水、温水、蒸気、 洗剤液	汚染部位に吹き付ける	遠隔操作	あと大量の 汚染水を処 置する必要 がある	50~90%除去可能
۸٥	クエン酸、シュ ウ酸、EDTA	水溶液(3%)			
ペン	Na₃、PO₄	水溶液(10%)	除去力が大	AI上のペン キには不可	
+	HCI	10%			
	有機溶媒	ペンキを溶解除去		火気、換気 に注意	
	NaOH、KOH	溶液、ペンキを除去			
	〔削り取り〕		小部位の除 去に適す		

c 除染に伴う除染廃液や廃棄資機材の処理には万全の配慮が必要であり、極力施設側に行わせるようにする。

[「]放射線施設等の消防活動のための手引」(昭和57年,消防庁)による。

第5節 災害弱者支援対策の実施

第1 趣旨

高齢者、障害者、乳幼児等の災害弱者に対する迅速、的確な対応について定める。

第2 内容

1 災害弱者支援対策班の設置

県は、災害対策本部が設置された場合、災害弱者対策の実施状況の把握や関係機関等の支援を行うため に、関係課室の職員から構成される「災害弱者支援対策班」を災害対策本部に設置することとする。

2 情報提供

- (1) 県は、市町と協力し、高齢者・障害者等災害弱者に対する情報提供ルートの確立、伝達手段の確保を図り、必要な情報を提供することとする。
 - ・ 情報伝達ルート・・・・市町、県・市町社会福祉協議会、福祉ボランティア等
 - ・ 伝達手段・・・・・・・・広報資料、広報誌(紙)文字放送、ファクシミリ、インターネット等
 (「災害広報の実施」の項を参照)
- (2) 県・市町は、通常の音声・言語による手段では適切に情報が入手できない障害者に対し、必要に応じ、その情報伝達に必要な専門的技術を有する手話通訳者及びボランティア等を派遣することとする。

3 避難対策

- (1) 市町は、名簿等の活用により居宅に取り残された要援護者の迅速な発見を行うこととする。
- (2) 市町は、自主防災組織、民生委員、児童委員等地域住民の協力による災害弱者の避難誘導が行われるよう努めることとする。
- (3) 社会福祉施設等の管理者等は、地域近隣住民の協力を求め、迅速な避難等に努めることとする。
- (4) 市町は、避難所等において要援護者の把握とニーズ調査を行うこととする。
- (5) 県、市町は、援護の必要性の高い者について、設備の整った特別施設や社会福祉施設における受入れ を進めることとし、緊急に施設で保護する必要がある者に対しては、一時入所等の措置を講じることと する。 (「避難対策の実施」の項を参照)

4 生活支援

- (1) 市町は、おむつやポータブル便器等生活必需品に配慮することとする。
- (2) 市町は、粉ミルク、やわらかい食品等食事内容に配慮することとする。
- (3) 県及び市町は、手話通訳者やボランティア等の協力による生活支援を行うこととする。
- (4) 県及び市町は、巡回健康相談、戸別訪問指導や栄養相談等の重点的実施を行うこととする。
- (5) 県及び市町は、福祉サービスが必要な独居高齢者や障害者等に対して、ケースワーカーの配置や手話通訳者、訪問介護員の派遣等、きめ細かな対応に努めることとする。

5 その他

- (1) 県及び市町は、社会福祉施設の被害状況調査を行うこととする。
- (2) 県及び市町は、コミュニケーション手段に配慮した、福祉に関するあらゆる相談に対応できる窓口を設置することとする。

- 6 市町地域防災計画で定める事項
 - (1) 実施責任
 - (2) 情報提供方法
 - (3) 避難方法
 - (4) 生活支援方法
 - (5) その他必要な事項

第6節 社会秩序の維持対策の実施

第1 趣旨

対象原子力災害等が発生した場合の社会秩序の維持対策の実施について定める。

第2 内容

1 県の措置

(1) 治安の確保

県は、対象原子力災害等の発生場所及びその周辺における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すこととする。

(2) 流言飛語の防止

県は、第2節第1款「災害広報の実施」に基づき、対象原子力災害等に係る正確な情報を広報することにより、流言飛語を防止することとする。

(3) 悪質商法等の防止

県は、混乱に便乗した不当販売等を防止するため、商品及び役務の適正な取引に係る広報を実施するとともに、消費生活相談を強化することとする。

2 県警察本部及び海上保安本部の措置

県警察本部及び海上保安本部は、避難のための立退きの勧告又は指示等が行なわれた地域及びその周辺において、パトロール活動を強化する等により、盗難等各種犯罪の未然防止に努めることとする。

3 市町の措置

市町は、県の措置に準じて措置することとする。

第7節 交通の確保対策の実施

第1 趣旨

対象原子力災害等発生時における安全かつ円滑な交通の確保対策について定める。

第2 内容

1 被災情報及び交通情報の収集

- (1) 対象原子力災害等発生後、道路管理者及び県警察本部は緊密に連携し、それぞれ所管する道路又は地域について、被災状況等を把握し、通行の禁止又は制限に関する情報収集に努めることとする。
- (2) 道路管理者及び県警察本部は、県、市町の防災情報ネットワークや電力・ガス・通信企業等民間のセキュリティシステム等を利用して幅広い情報収集に努めることとする。
- (3) 県警察本部は、現場周辺の警察官、関係機関等からの情報収集に加え、交通監視カメラ、車両感知器等を活用して、通行可能な道路や交通状況を迅速に把握することとする。

2 陸上交通の確保

道路管理者及び県警察本部は、把握した被災状況等に基づき、直ちに通行禁止等の措置をとることとする。

(1) 道路法(第46条)に基づく応急対策

道路管理者は、対象原子力災害等の発生により、交通が危険であると認められる場合においては、管理する道路の保全と交通の危険を防止するため、区間を定めて道路の通行禁止又は制限を行うこととする。

一般国道

ア 災害対策部の設置

兵庫国道工事事務所、姫路工事事務所、豊岡工事事務所は、その所掌に係る一般国道(指定区間) に、対象原子力災害等が発生したとき、又は発生のおそれがある場合、災害対策部を設置すること とする。

イ 警戒体制の発令

災害対策部は、対象原子力災害等の状況に基づき警戒体制等の発令及び解除を指令することとする。

兵庫県が管理する道路 (「災害時における道路の通行の禁止又は制限の実施要領」による。県が管理する一般国道を含む。)

ア 通行の禁止、制限

県(土木事務所)は、災害時に交通の危険が生ずると認められる場合、管轄の警察署と協議のうえ必要な通行の禁止又は制限措置をとり、道路法第47条の4に規定する道路標識を設置することとする。

イ 情報の収集及び交換

県(土木事務所)は、管轄の警察署等と協力して通行の禁止又は制限に必要な情報の収集及び交換に努めることとする。

また、あらかじめ情報担当者を指定して、道路状況の情報収集に当たらせることとする。

神戸市が管理する道路

通行止め等の措置

管轄の警察署長又は消防署長等から対象原子力災害等発生の通報があった道路については、神戸市(所轄建設事務所長)が管轄の警察署長と協議して通行禁止又はその他交通制限を決定し、かつ必要な措置を講じることとする。

日本道路公団関西支社が管理する有料道路(「防災業務要領 - 日本道路公団関西支社」による。)

ア 交通規制の実施基準

- (ア) 日本道路公団関西支社は、対象原子力災害等の発生を発見した場合又は発生の通報があった場合、直ちに交通規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。
- (イ) 日本道路公団関西支社は、交通規制を実施する場合、県警察本部及び周辺道路の道路管理者に 必要な協議、通知等を行うこととする。

イ 交通規制の実施方法

- (ア) 日本道路公団関西支社は、通行止めを実施する場合に、可変情報板等により通行中の車両に対して通行止めの表示を行うとともに、通行止め区間内のインターチェンジ又は通行止め区間外の本線から通行止め区間内に車両が流入しないよう措置することとする。
- (イ) 日本道路公団関西支社は、対象原子力災害等の発生により通行止めを実施した場合において、 通行止め区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある車両に対しては、巡回車及びラ ジオ等により、原則として次のとおり指示することとする。
 - a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、公団若しくは県警察本部の指示又はラジオによる 公共機関の指示があるまでは走行しないこと。
 - b 車両の運転者は、やむを得ず車を離れるときは、車のキーをそのままにしておくこと。
 - c サービスエリア等にある車両は、公団又は県警察本部の指示があるまでは走行しないこと。

阪神高速道路公団が管理する有料道路(「阪神高速道路公団防災業務要領震災編」による。)

ア 初動体制

阪神高速道路公団は、対象原子力災害等が発生したときは、初動体制をとることとする。

イ 通行規制等措置

- (ア) 阪神高速道路公団は、通行規制等を実施するときは、県警察本部と協議するとともに、関連道 路管理者等に通知する。ただし、緊急を要するため、やむを得ないときは、通行規制の実施後速 やかに通知することとする。
- (イ) 阪神高速道路公団は、通行の禁止を行ったとき、本線上及びパーキングエリアの駐車場等にある車両に対して、次の指示を行うこととする。
 - a 本線上の車両は、できる限り右側の車線を開けて、左側に寄せて停車し、エンジンを止める こと。
 - b 公団、県警察本部又はラジオ等による公共機関の指示があるまでは、走行しないこと。
 - c 運転者は、やむを得ず車両を離れるときは、ドアをロックせず、キーをつけておくこと。

本州四国連絡橋公団第一管理局が管理する有料道路 (「防災業務実施要領 - 本州四国連絡橋公団第一管理局」による。)

ア 対象原子力災害等発生時の体制

本州四国連絡橋公団第一管理局は、対象原子力災害等が発生した場合は直ちに緊急体制に入ることとする。

イ 通行制限及び通行禁止の実施基準

- (ア) 本州四国連絡橋公団第一管理局は、対象原子力災害等の発生により交通が危険であると認められる場合は、直ちに通行制限又は通行禁止(以下「通行制限等」という。)の措置をとることとする。
- (1) 本州四国連絡橋公団第一管理局は、通行制限等を実施し又は変更したとき、県警察本部及び周辺道路の道路管理者に速やかにその内容を通知することとする。

ウ 通行制限の実施方法

- (ア) 本州四国連絡橋公団第一管理局は、通行制限等を実施する場合、道路標識、可変情報板等により通行中の車両に対して通行制限等の表示を行うこととする。
- (1) 本州四国連絡橋公団第一管理局は、通行禁止を実施した場合、通行禁止区間内のインターチェンジ又は通行禁止区間外の本線から通行禁止区間内に車両が流入しないよう措置するとともに、通行禁止区間内の本線上の車両又はサービスエリア内等の車両に対し、巡回車等により、原則として次のとおり指示することとする。
 - a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、公団又は県警察本部の指示があるまで走行しない こと。
 - b 車両の運転者がやむを得ず車両を離れるときは、車両のエンジンを切り、かつキーをそのままにしておくこと。
 - c サービスエリア等にある車両は、公団又は県警察本部の指示があるまで走行しないこと。

兵庫県道路公社が管理する有料道路(「兵庫県道路公社・防災対策要領」による。)

ア 通行規制の実施基準

- (ア) 兵庫県道路公社は、対象原子力災害等の発生を発見した場合又は発生の通報があった場合、直ちに通行規制を実施した上、速やかに点検を行うこととする。
- (イ) 兵庫県道路公社は、通行規制を実施する場合、管轄の警察署及び周辺道路の道路管理者に必要な協議及び通知等を行うこととする。

イ 通行規制の実施方法

兵庫県道路公社は、通行規制に際して、次の事項に留意し実施することとする。

- (ア) 通行禁止を実施する場合には、可変情報板等により通行中の車両に対して通行禁止の表示を行うとともに、通行禁止区間内のランプ又は通行禁止区間外の本線又は一般道から通行禁止区間内に車両が流入しないように措置するとともに、う回路の確保に努めることとする。
- (イ) 通行禁止を実施した場合に、通行禁止区間内の本線上にある車両又はサービスエリア等にある 車両に対しては、巡回車及びラジオ等により、原則として次のとおり指示することとする。
 - a 本線上にある車両は、左側路肩に停車し、公社若しくは県警察本部の指示又はラジオによる 公共機関の指示があるまで走行しないこと。
 - b 車両の運転者は、やむを得ず車を離れるときは、車のキーをそのままにしておくこと。

c サービスエリア等にある車両は、公社又は県警察本部の指示があるまでは走行しないこと。 芦有開発㈱が管理する有料道路(芦有ドライブウェイ維持管理要綱)

緊急体制(災害発生等緊急時)によって防災体制に入る。

(ア) パトロールの強化

芦有開発㈱は、対象原子力災害等発生時において芦屋 - 有馬間全線のパトロールを強化し、自動車道路の状況及び関連県道等の情報をもとに、通行の禁止又は制限を決定した場合は、各料金所に指令するとともに、関係機関及び阪急バス㈱に連絡することとする。

(イ) 通行禁止等の措置

芦有開発㈱は、料金所入口に指令に基づく看板を掲示し、通行車両の運転者に安全運行のため に必要な注意を与えることとする。

(2) 被災区域への流入抑制

県警察本部は、原子力災害発生直後において、優先的に避難路及び緊急交通路の確保を図ることとする。

県警察本部は、交通の混乱防止と避難路及び緊急交通路を確保するため、関係機関と緊密に連携して、 被災地周辺を含めた広域的な交通規制を実施することとする。

なお、その他の対象原子力災害等の場合においては、必要により迅速に災害対策基本法又は道路交通 法に基づく交通規制を実施することとする。

(3) 原災法に基づく交通規制

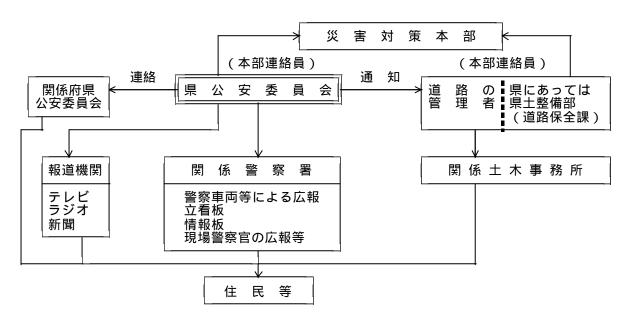
県公安委員会は、交通の実態を迅速に把握し、被害の拡大防止、負傷者の救出・救護、消防等の災害 応急対策が的確かつ円滑に行われるように、原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本 法第76条第1項の規定に基づく交通規制を迅速に実施することとする。

規制を行う区域又は区間

県公安委員会は、区域規制を被災地及びその周辺で行い、区間規制を当該被災地に至る複数のルートで行うこととするが、関係機関が行う災害応急対策の進捗状況、道路交通の復旧状況等に応じて、 区域規制を区間規制へ変更するなど臨機応変に規制を変更することとする。

周知徹底

県公安委員会は、原災法に基づく交通規制を行う場合、災害対策本部、関係都道府県公安委員会、 道路管理者、関係警察署等と連携して、通行禁止等を行う区域又は区間、対象、期間(終期を定めない場合は始期)などをあらゆる広報媒体を活用して住民等に周知することとする。



規制方法

県公安委員会による規制は、原災法に基づいて、次のいずれかの方法で行うこととする。

ア 標示を設置して行う場合

標示は、交通規制の区域又は区間の道路の入口及び区間内の交差点等必要な地点における道路の中央又は左側路端の車両の運転者から見えやすい場所に設置し、緊急交通路における交通規制の内容を周知させることとする。

イ 現場警察官の指示により行う場合

緊急を要するためアの標示を設置するいとまがない場合又は標示を設置して行うことが困難な場合については、警察官の現場における指示により規制を行うこととする。

警察官等の措置命令及び措置(原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法第76条の3)

- ア 警察官は、通行禁止区域等において、車両その他の物件が災害応急対策の実施に著しい支障が生じるおそれがあると認めるときは、当該車両その他の物件の占有者、所有者又は管理者に対して、 車両その他の物件の移動その他必要な措置をとることを命じ、又は警察官自ら当該措置をとることができることとする。
- イ アの措置命令及び措置は、自衛官又は消防吏員がその職務を執行するに当たって、警察官がその 場に居ない場合に限り、自衛官又は消防吏員に準用することとする。
- ウ 自衛官又は消防吏員が警察官の権限を行った場合は、その旨を管轄の警察署長に通知しなければ ならない。

う回路対策

- ア 県警察本部は、県公安委員会が原災法第28条第2項により読み替えて適用される災害対策基本法 第76条に基づき幹線道路等の通行禁止等を実施する場合、必要に応じてう回路を設定し、う回誘導 のための交通要点に警察官等を配置することとする。
- イ 県警察本部は、う回路について安全対策のために必要と認められるとき、大型車の通行禁止や速度規制等の交通規制を実施するほか、危険箇所がある場合は、道路管理者と連携し必要な表示を行う等所要の措置を講じることとする。

広報活動

- ア 道路管理者及び県公安委員会は、一般車両が被災地域に流入することにより交通渋滞に拍車をかけ、緊急通行車両の通行の障害となることを避けるため、交通規制状況及び道路の損壊状況等交通 に関する情報について、ドライバーをはじめ広く県民に周知することとする。
- イ 道路管理者及び県公安委員会は、ドライバー等への広報に当たり、警察車両等による広報、テレビ、ラジオ、CATV、立看板、横断幕、情報板及び現場警察官等による広報等あらゆる広報媒体 を活用するとともに、機動的に情報提供を行うため、サインカーの整備・活用を図ることとする。
- (4) 緊急通行車両等の事前届出、確認手続等(「緊急通行車両等の事前届出、確認手続等要領」による。) 緊急通行車両の事前届出

県公安委員会は、県と連絡を取りつつ、災害応急対策活動の円滑な推進に資するため、災害対策基本法施行令第33条第1項(原災法施行令第8条第2項により読み替えて適用される場合を含む。)の規定に基づく緊急通行車両の事前届出を実施することとする。

事前届出の対象とする車両

県公安委員会は、災害応急対策に従事する者又は災害応急対策に必要な物資の緊急輸送その他の災害応急対策を実施するための車両として、次のいずれにも該当する場合に事前届出を受理することとする。

- ア 災害時において、原災法第26条第1項に規定する緊急事態応急対策又は災害対策基本法第50条第1項に規定する災害応急対策を実施するために使用される計画がある車両であること。
- イ 指定行政機関の長、指定地方行政機関の長、地方公共団体の長、その他の執行機関、指定公共機関及び指定地方公共機関(以下指定行政機関等」という。)が保有し、若しくは指定行政機関等との契約等により常時指定行政機関等の活動のために専用に使用される車両又は災害時に指定行政機関等が他の関係機関・団体等から調達する車両であること。

事前届出に関する手続

ア 事前届出の申請

(7) 申請者

緊急通行に係る業務の実施について責任を有する者(代行者を含む。)

(イ) 申請先

当該車両の使用の本拠の位置を管轄する都道府県公安委員会(警察本部交通規制課及び警察署経由)

(ウ) 申請書類

緊急通行車両事前届出書2通、緊急通行車両一覧表及び輸送協定書等の当該車両を使用して行う業務の内容を疎明する書類(輸送協定書がない場合にあっては、指定行政機関等の上申書等) 及び自動車検査証又は軽自動車届出済証の写

イ 届出済証の交付

県公安委員会は、審査の結果、緊急通行車両に該当すると認められるものについて、緊急通行車 両事前届出済証を申請者に交付することとする。

事前届出車両の確認

- ア 緊急通行車両の事前届出制度により届出済証の交付を受けている車両については、他に優先して確認を行い、この場合、確認のための必要な審査は省略することとする。
- イ 県警察本部(交通規制課) 警察署(交番等を含む)又は検問所において、届出済証による確認 を行い、標章及び緊急通行車両確認証明書を交付することとする。

(5) 道路交通法に基づく交通規制

県公安委員会は、放射能レベルが安全な値になる等、被災地域等の安全が確保された場合、原災法又は災害対策基本法による交通規制から、必要により道路交通法に基づく公安委員会又は警察署長等による交通規制を実施することとする。

この際、県公安委員会等は、広域交通規制についても再検討を行い、規制の強化又は段階的な規制緩和や除外車両の取り扱いなど、地域のニーズを把握しながら適正な交通規制の見直しを行うこととする。

規制期間

道路交通法に基づく交通規制を行うべき期間は、放射能レベルが安全な値になる等、被災地域等の安全が確保されたときから、復旧活動のために使用される車両に対する優先通行を必要としなくなるまでの間とし、道路等の復旧状況に応じた弾力的な運用を行うこととする。

規制ルートの設定

県公安委員会は、規制ルートの設定について、復旧活動に必要とされる交通需要を考慮して適切な ルートを設定し、「復旧関連物資輸送ルート」、「生活関連物資輸送ルート」等適切な名称を付して 周知を図ることとする。

規制内容

県公安委員会は、道路交通法に基づく規制を行うに当たり、一般車両のほか、必要に応じて復旧活動車両についても、車種制限及び台数制限等を行うこととする。

ア 車種制限及び台数制限

県公安委員会は、復旧に係る交通需要を関係機関等から把握し、交通容量との関係を考慮して各制限内容を決定することとする。

イ 一般車両の通行制限

県公安委員会は、復旧活動の円滑化を図るため、原則として一般車両の通行を禁止し、事前にその趣旨、内容等について広報を徹底することとする。

ウ 規制内容の見直し

県公安委員会は、復旧段階において、道路及び橋梁等の復旧状況を随時把握し、道路管理者等と 適宜連携して、規制時間、規制区間、規制車種等について、逐次見直しを図ることとする。

交通誘導の実施等応援対策業務に係る警備業者(ガードマン)の運用

県警察本部は、警備業者との「災害時における交通誘導警備業務等に関する協定」に基づき、必要に応じて大災害時の交通規制に当たり、警備業者と連携して、ガードマンによる交通誘導業務の適正かつ効果的な運用を図ることとする。

(6) 道路の応急復旧作業

道路啓開の実施

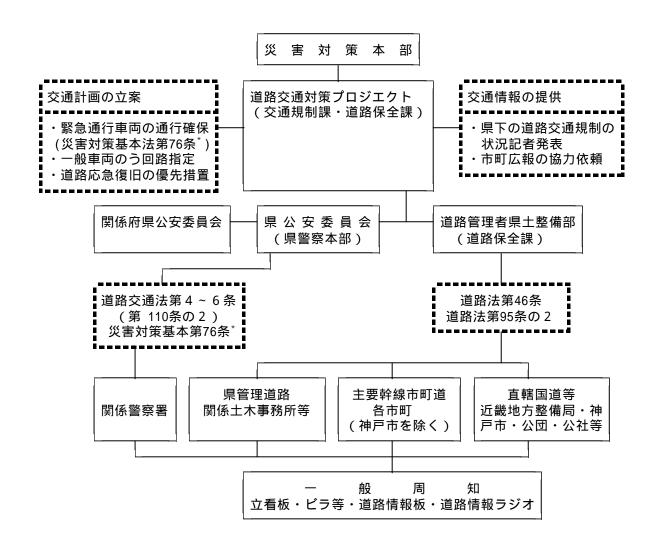
ア 道路管理者は、救急、消防、応急復旧対策等の緊急輸送を確保するため、関係機関と連携を図り 計画的に道路啓開を実施することとする。 イ 道路管理者は、被災地への円滑な緊急物資等の輸送を確保するため、緊急輸送(交通)路の確保 を最優先に応急復旧等を実施するとともに、被災地以外の物資輸送等を円滑に実施するため、広域 輸送ルートを設定し、その確保にも努めることとする。

応急復旧業務に係る建設業者等の運用

道路管理者は、建設業界と連携・協力し、対象原子力災害等発生時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等を確保することとする。また、県(県土整備部)は、兵庫県建設業協会との「災害時における応急対策業務に関する協定」に基づき、必要により対象原子力災害等発生時に障害物等の除去、応急復旧等に必要な人員、機材等の支援要請を行うこととする。

3 海上交通の確保

- (1) 海上保安本部は、緊急輸送を円滑に行うため、必要に応じ船舶の交通を制限し、又は禁止することとする。
- (2) 海上保安本部は、事故の状況に応じて、通行船舶に対し航行制限、航泊禁止等の措置を講じることとする。



「 * 」を付した法令・条項については、原災法第28条により読み替えて適用される場合を含む。

第 4 編 復 旧 計 画

第1節 環境放射線モニタリングの実施と結果の公表

第1 趣旨

事後に実施する環境放射線モニタリングについて定める。

第2 内容

- 1 事業所外運搬災害等の場合
 - (1) 核燃料物質等の事業所外運搬の場合

環境放射線モニタリングの実施地域、地点、分析項目、頻度、試料品目及び分析核種については、国、 専門家等の指導・助言のもと、各主体が連絡を密にして、役割に応じて決定することとする。

原子力事業者の措置

原子力事業者は、原子力緊急事態解除宣言があったときは、環境放射線モニタリングを行い、その 結果を県、市町等関係機関に報告することとする。

県の措置

ア 県立衛生研究所による測定

県は、国の委託を受けて県立衛生研究所で実施している環境放射能水準調査の結果をもって事後における環境放射線モニタリングとすることとする。なお、必要に応じて別途追加調査を実施することとする。

イ 公的研究機関等へのモニタリングの要請

県は、必要があると認めるときは、あらかじめ協力体制を構築している公的研究機関及び技術者 団体に、環境放射線モニタリングを要請することとする。

(2) 放射性同位元素等の事業所外運搬の場合

放射性同位元素取扱事業者の措置

放射性同位元素取扱事業者は、放射性同位元素等に係る事業所外運搬災害等についての応急対策が概ね完了し、放射性同位元素による汚染の除去作業が完了したときは、環境放射線モニタリングを行い、その結果を県、市町等関係機関に報告することとする。

県の措置

- (1) に準じて対応することとする。
- 2 その他の対象原子力災害等の場合

1に準じて対応することとする。

3 結果の公表

県その他関係機関は、環境放射線モニタリングの結果を速やかに公表することとする。

第2節 各種制限措置の解除

第1 趣旨

対象原子力災害等によってなされた各種制限措置の解除について定める。

第2 内容

- 1 核燃料物質等の事業所外運搬に係る原子力災害に関する各種制限措置の解除
 - (1) 県は、原子力緊急事態解除宣言があったときは、環境放射線モニタリング調査の結果、国が派遣する 専門家、原子力安全委員会緊急事態応急対策調査委員等の判断等を踏まえ、応急対策として実施された、 立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解 除を関係機関に指示するものとする。また、解除実施状況を確認することとする。
 - (2) 市町は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由がない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除することとする。
- 2 その他の対象原子力災害等に係る各種制限措置の解除
 - (1) 県は、環境放射線モニタリング調査結果、県が参集を要請した専門家の判断等を踏まえ、応急対策として実施された、立入制限、交通規制、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置の解除を関係機関に指示することとする。
 - (2) 市町は、県から各種制限措置の解除の指示があったときは、特別の理由のない限り、応急対策として実施された、立入制限、飲料水・飲食物の摂取制限及び農林水産物の採取・出荷制限等各種制限措置を解除することとする。

3 安全宣言

県、市町その他関係機関は、対象原子力災害等によってなされた各種制限措置が全て解除されたときは、 当該地域における安全が回復した旨を発表することとする。

- 4 市町地域防災計画で定めるべき事項
 - (1) 立入制限等の解除の実施責任者
 - (2) 立入制限等の解除の方法
 - (3) その他必要な事項

第3節 風評被害等の影響の軽減

第1 趣旨

対象原子力災害等による風評被害等の未然防止又は影響を軽減するための対策について定める。

第2 内容

1 県の措置

県は、国、市町はもとより、各マスメディアの協力を得ながら、的確な情報提供により、対象原子力災害等による風評被害等の未然防止を図ることとする。

万一、風評被害等が発生した場合は、農林水産物、地場産業の商品等の適正な流通の促進及び観光振興のために、広報活動の強化等により影響の軽減を図るとともに、農林水産業対策、観光対策等の施策に十分な配慮を行うこととする。

2 市町の措置

市町は、県の措置に準じて措置することとする。

- 3 市町地域防災計画で定めるべき事項
 - (1) 風評被害等の影響の軽減対策の実施
 - (2) その他必要と認める事項

第4節 心身の健康相談体制の整備

第1 趣旨

事後における健康相談体制の整備について定める。

第2 内容

1 原子力事業者の措置

核燃料物質等に係る事業所外運搬災害等について、原子力事業者は、相談窓口を設置する等、被災者への対応のため必要な体制を整備することとする。

2 県の措置

県は、国及び市町とともに、対象原子力災害等の発生場所付近の住民等に対する心身の健康に関する相談に応じるため、通常の健康相談窓口において相談に応じるほか、必要に応じ、応急対策として設置した専門相談窓口を継続する等必要な健康相談体制を維持することとする。

3 市町の措置

市町は、県の措置に準じて措置することとする。

- 4 市町地域防災計画に定めるべき事項
 - (1) 心身の健康に関する相談窓口の設置
 - (2) その他必要な事項

第 5 編 資 料 編

1 県内放射性物質取扱事業所一覧

(1) 販売事業所

【神戸市消防局管内】 (5事業所)

	事 業 所 名	所 在 地
1	三菱電機(株)電力・産業システム事業所(新放射線作業室)	神戸市兵庫区和田崎町1-1-2
2	日本測器(株)	神戸市中央区海岸通4-3-13
3	(株)神戸製鋼所機・エンシ゛ニアリンク゛事業本部エンシ゛ニアリンク゛ク゛ルーフ゜	神戸市灘区岩屋中町4-2-8
4	㈱島津製作所神戸支店	神戸市中央区明石町48
5	三菱重工業㈱神戸造船所電子・宇宙技術部	神戸市兵庫区和田崎町1-1-1

【三田市消防本部管内】 (1事業所)

	事業所	名	所	在 地
1	日本メジフィジックス㈱兵庫工場		三田市テクノパー	- ク9-1

(2) 使用事業所

【神戸市消防局管内】 (60事業所)

	事 業 所 名	所 在 地
1	(農林水産省)神戸農林水産消費技術センター	神戸市中央区小野浜町1-4-1
2	(文部科学省)神戸大学医学部	神戸市中央区楠町7-5-1
3	(文部科学省)神戸大学医学部付属病院	神戸市中央区楠町7-5-2
4	(神戸市)市立中央市民病院	神戸市中央区港島中町4-6
5	川重検査サービス㈱神戸事業所	神戸市中央区東川崎町3-1-1
6	(兵庫県)警察本部刑事部科学捜査研究所	神戸市中央区下山手通5-4-1
7	(神戸市)環境保健研究所	神戸市中央区港島中町4-6
8	(財)食品検査協会神戸検査所	神戸市中央区港島中町3-2-1
9	中外テクノス㈱関西支社関西環境技術センタ-	神戸市西区井吹台東町7-3-7
10	(兵庫県)県立公害研究所	神戸市須磨区行平町3-1-27
11	(厚生労働省)国立神戸病院	神戸市須磨区西落合3-1-1
12	(学)神戸森学園神戸学院大学RI実験室	神戸市西区伊川谷町有瀬518
13	(文部科学省)神戸大学放射性同位元素共同実験室	神戸市灘区六甲台町1-1
14	(文部科学省)神戸大学共同研究開発センター	神戸市灘区六甲台町1-1
15	(株)神戸製鋼所神戸製鉄所(灘浜地区)	神戸市灘区灘浜東町2
16	生活協同組合コープこうべ商品検査センター	神戸市東灘区岡本1-3-23
17	(学)甲南大学理学部11号館謝惟同位元素研究施設	神戸市東灘区岡本8-9-1
18	(学)甲南大学理学部7号館	神戸市東灘区岡本十文字山1200
19	(文部科学省)神戸商船大学商船学部	神戸市東灘区深江南町5-1-1
20	(学)神戸薬科大学	神戸市東灘区本山北町4-19-1

	事 業 所 名	所 在 地
21	(社)日本油料検定協会総合分析センター	神戸市東灘区御影塚町1-10-4
22	(神戸市)食品衛生検査所東部検査係	神戸市東灘区深江浜町1-1
23	(財)日本冷凍食品検査協会神戸事業所	神戸市東灘区向洋町西1
24	(兵庫県)県立兵庫工業高等学校	神戸市兵庫区和田宮通2-1-63
25	(兵庫県)衛生研究所	神戸市兵庫区荒田町2-1-29
26	鐘淵化学工業㈱機能性材料 R D センター神戸研究所	神戸市兵庫区吉田町1-2-80
27	鐘紡㈱鐘紡記念病院	神戸市兵庫区御崎町1-9-1
28	(神戸市)水道局技術部水質試験所	神戸市兵庫区楠谷町37-1
29	菱三工業㈱	神戸市北区長尾町宅原字上中57
30	(社) 全国社会保険協会連合会社会保険神戸中央病院	神戸市北区惣山町2-1-1
31	ツルイ化学㈱神戸技術センター	神戸市兵庫区和田崎町1-1
32	三菱重工業㈱神戸造船所	神戸市兵庫区和田崎町1-1-1
33	三菱電機(株)電力・産業システム事業所(新放射線作業室)	神戸市兵庫区和田崎町1-1-2
34	三菱電機㈱電力・産業システム事業所(ผมผฐ)	神戸市兵庫区和田崎町1-1-2
35	非破壊検査㈱神船出張所	神戸市兵庫区和田崎町1-1-1
36	(神戸市)食品衛生検査所	神戸市兵庫区中之島1-1-1
37	(神戸市)食肉衛生検査所	神戸市長田区苅藻通7-1-20
38	(財)兵庫県下水道公社武庫川上流管理事務所	神戸市北区道場町生野字飛瀬
39	(兵庫県)生活科学研究所	神戸市中央区港島中町4-2
40	三菱重工業㈱神戸造船所電子・宇宙技術部	神戸市兵庫区和田崎町1-1-1
41	(文部科学省)神戸大学遺伝子実験施設	神戸市灘区六甲台町1-1
42	神鋼パンテック(株)技術研究所	神戸市西区室谷1-1-4
43	医療法人慈恵会新須磨病院	神戸市須磨区磯馴町4-1-6
44	キソー化学工業㈱	神戸市灘区摩耶埠頭1鷹郷業級センターピル
45	(厚生労働省)神戸検疫所輸入食品検疫検査センター	神戸市兵庫区遠矢浜町1-1
46	㈱コベルコ科研西神事業所	神戸市西区高塚台1-5-5神戸総合技術研究所6号館
47	(財)神戸市地域医療振興財団西神戸医療センター	神戸市西区糀台5-7-1
48	(兵庫県)県立こども病院	神戸市須磨区高倉台1-1-1
49	白鶴酒造㈱本社	神戸市東灘区住吉南町4-5-5
50	サイエンスマイクロ(株)	神戸市北区有野町唐櫃3256-1
51	(財)ひょうご環境創造協会	神戸市須磨区行平町3-1-31
52	日本ケミカルリサーチ㈱パイオサイエンス研究所	神戸市西区室谷2-2-10
53	(財)兵庫県予防医学協会保健環境検査センター	神戸市東灘区御影本町4-4-20
54	麒麟麦酒㈱神戸工場	神戸市北区赤松台2-1-1
55	(財)順天厚生事業団第2ビル	神戸市中央区楠町2-5-8
56	摩耶堂制約㈱本社工場	神戸市西区玉津町居住65-1
57	アサヒプリテック(株)テクノセンタ-	神戸市西区室谷1-6-3
58	(財務省)神戸税関	神戸市中央区新港町12-1

	事 業 所 名	所 在 地
59	㈱コベルコ科研西神事業所環境化学室	神戸市西区高塚台1-5-5神戸総合技術研究所6号館
60	(文部科学省)神戸大学アイソトープ総合センター	神戸市灘区六甲台町1-1

【姫路市消防局管内】 (30事業所)

	事 業 所 名	所 在 地
1	(姫路市)東部析水苑	姫路市白浜町字戎新浜丙585
2	(厚生労働省)国立姫路病院	姫路市本町68
3	(日本赤十字社)姫路赤十字病院	姫路市龍野町5-30-1
4	シーダム㈱姫路工場	姫路市網干区新在家150
5	ダイセル化学工業㈱総合研究所	姫路市網干区新在家1239
6	(財)兵庫県下水道公社揖保川管理事務所	姫路市網干区興浜字第一味岡
7	新日本製鐵㈱広畑製鐵所	姫路市広畑区富士町1
8	㈱兵庫分析センター	姫路市広畑区正間通4-10-8
9	㈱東芝姫路工場	姫路市余部区上余部50
10	(姫路市)中部析水苑	姫路市飾磨区今在家字近藤新田1351-22
11	兵庫製紙㈱	姫路市豊富町豊富2288
12	㈱ニッテクリサ - チ	姫路市広畑区富士町1-1新日本製鐵㈱広畑製鐵所內
13	ユニ加工㈱兵庫工場	姫路市白浜町甲841-3
14	(兵庫県)県立姫路工業大学姫路キャンパス	姫路市書写2167
15	(姫路市)水道局保城浄水管理センター	姫路市保城527
16	(兵庫県)企業庁姫路利水事務所船津浄水場	姫路市船津町字平田4552-1
17	(兵庫県)県立高齢者脳機能研究センター	姫路市西庄甲520
18	㈱アサヒビール・パックス姫路工場	姫路市飾磨区今在家字近藤新田1351-1
19	フェニックス電機㈱姫路工場	姫路市豊富町御蔭字高丸703
20	ウシオ電機㈱播磨事業所	姫路市別所町佐土1194
21	㈱姫路分析	姫路市飾磨区英賀春日町2-8-2
22	ヤエガキ醗酵技研㈱総合研究所	姫路市林田町六九谷681
23	(姫路市)環境衛生研究所	姫路市坂田町3
24	秀栄トレイ工業㈱第2工場	姫路市実法寺110-1
25	ダイセル化学工業㈱姫路製造所網干工場	姫路市網干区新在家1239
26	ダイセル化学工業㈱姫路製造所広畑工場	姫路市広畑区富士町12
27	エヌケーケー条鋼㈱姫路製造所	姫路市飾磨区細江1280
28	医療法人社団新日本製鐵広畑病院	姫路市広畑区夢前町3-1
29	(兵庫県)県立姫路工業大学新在家地区	姫路市新在家本町1-1-12
30	(社)姫路市医師会	姫路市西今宿3-7-21

【尼崎市消防局管内】 (34事業所)

	事 業 所 名	所 在 地
1	関西保温工業㈱中央研究所	尼崎市上坂部2-2-35
2	㈱クボタ武庫川製造所	尼崎市大浜町2-26
3	積水化学工業㈱尼崎工場	尼崎市潮江5-8-6
4	㈱化学品分析センター	尼崎市南塚口町8-55-1
5	㈱環境科学コーポレーション関西事業所	尼崎市長洲西通1-3-26
6	三菱電機㈱先端技術総合研究所	尼崎市塚口本町8-1-1
7	和光純薬工業㈱大阪研究所	尼崎市高田町6-1
8	(労働福祉事業団)関西労災病院	尼崎市稲葉荘3-1-69
9	塩野義製薬㈱杭瀬工場	尼崎市杭瀬寺島2-1-3
10	木村化工機(株)本社尼崎工場	尼崎市杭瀬寺島2-1-2
11	セッツ㈱尼崎工場	尼崎市杭瀬南新町1-4-1
12	大同鋼板㈱本社工場	尼崎市杭瀬南新町3-2-1
13	東亜バルブ(株)本社工場	尼崎市西立花町5-12-1
14	(尼崎市)北部浄化センター	尼崎市東園田町7-82
15	ダイセル化学工業㈱神崎工場	尼崎市神崎町12-1
16	(尼崎市)東部第一浄化センター	尼崎市西松島町32
17	日工検サービス㈱尼崎事業所	尼崎市西向島町64㈱クボタル崎エ場内
18	住友ベークライト㈱尼崎工場	尼崎市東塚口町2-3-47
19	(兵庫県)県立塚口病院	尼崎市南塚口町6-8-17
20	(尼崎市)水道局神崎浄水場	尼崎市次屋4-6-1
21	(兵庫県)県立尼崎病院	尼崎市東大物町1-1-1
22	(阪神水道事業団)管理部水質試験所	尼崎市田能5-11-1
23	(財)兵庫県下水道公社武庫川下流管理事務所	尼崎市平左衛門町18-4
24	㈱ケイエヌラボアナリシス尼崎営業所	尼崎市大浜町1-1
25	環境計測サービス㈱	尼崎市塚口町5-8-5
26	住友精密工業㈱本社工場	尼崎市扶桑町1-10
27	(尼崎市)衛生研究所	尼崎市南塚口町4-4-8
28	王子製紙㈱神崎工場	尼崎市常光寺4-3-1
29	片山化学工業㈱尼崎工場	尼崎市東難波町3-26-22
30	日本油脂㈱尼崎工場	尼崎市大浜町1-56
31	三菱電線工業㈱尼崎製作所	尼崎市東向島西之町8
32	レンゴー(株)尼崎工場	尼崎市杭瀬南新町1-4-1
33	菱彩テクニカ(株)	尼崎市塚口本町8-1-1
34	三菱電機株通信機製作所	尼崎市塚口本町8-1-1

【明石市消防本部管内】 (13事業所)

	事 業 所 名	所 在 地
1	(厚生労働省)国立明石病院	明石市大久保町八木743-33
2	富士通㈱明石工場	明石市大久保町西脇字塚本64
3	新日本非破壊検査㈱関西営業所	明石市大久保町松蔭字戸井掛82-1,4
4	(明石市)水道部浄水課水質検査係	明石市大通町1-11-1
5	川重テクノサービス㈱	明石市川崎町1-1
6	(兵庫県)県立成人病センター	明石市北王子町13-70
7	(明石市)市立市民病院	明石市鷹匠町1-33
8	三菱重工業㈱神戸造船所二見工場	明石市二見町南二見1
9	非破壞検査㈱二見出張所	明石市二見町南二見1三菱重工業㈱内
10	(兵庫県)兵庫県水産試験場	明石市二見町南二見22-2
11	医療法人社団坂本眼科	明石市本町1-3-11
12	(明石市)大久保浄化センタ-	明石市大久保町八木742
13	川重テクノサ・ビス㈱明石事業所	明石市川崎町1-1

【西宮市消防局管内】 (14事業所)

	事 業 所 名	所 在 地
1	(学)武庫川女子大学薬学部	西宮市枝川町4-16
2	(西宮市)水道局施設部水質試験所	西宮市上大市5-26-6
3	(兵庫県)県立西宮病院	西宮市六湛寺町13-9
4	(学)兵庫医科大学兵庫医科大学病院	西宮市武庫川町1-1
5	川崎製鉄㈱千葉製鉄所西宮地区	西宮市朝凪町1-50
6	森永乳業㈱近畿工場	西宮市津門飯田町2-95
7	アサヒビール㈱西宮工場	西宮市津門大塚町11-52
8	(学)兵庫医科大学共同研究室放射性同位元素等使用施設	西宮市武庫川町1-1
9	日本山村硝子㈱テクニカルセンター	西宮市浜松原町1-10
10	(学)神戸女学院大学人間科学部	西宮市岡田山4-1
11	(西宮市)市立中央病院	西宮市林田町8-24
12	日本盛㈱(旧西宮酒造㈱)	西宮市用海町4-57
13	(学)武庫川女子大学薬学部	西宮市甲子園九番町11-68
14	大関㈱総合研究所	西宮市今津出在家町4-9

【芦屋市消防本部管内】 (1事業所)

		事	業	所	名		所	在	地	
1	(国土交通省)	海技	大学校			芦屋市西蔵	町12	-24		

【伊丹市消防本部管内】 (6事業所)

	事 業 所 名	所 在 地			
1	(公立学校共済組合)近畿中央病院	伊丹市車塚3-1			
2	(伊丹市)市立伊丹病院	伊丹市昆陽池1-100			
3	ニッタン精機㈱A工場	伊丹市鴻池字南畑 1			
4	(防衛庁)陸上自衛隊中部方面総監部	伊丹市緑が丘7-1-1			
5	武田食品工業㈱伊丹生産部	伊丹市鋳物師3-20			
6	全日空整備㈱事業推進本部(全日空空輸㈱太阪第2号格納庫)	伊丹市小坂田井デガサ116-1			

【相生市消防本部管内】 (1事業所)

	事	業	所	名		所	在	地	
1	石川島検査計測㈱相生事業所分室					相生市相生5292			

【加古川市消防本部管内】 (20対象)

	事 業 所 名	所 在 地
1	(兵庫県)県立加古川病院	加古川市古川町粟津770-1
2	関西熱科学㈱加古川工場	加古川市金沢町 7
3	㈱神戸製鋼所加古川製鉄所	加古川市金沢町 1
4	バンドー化学㈱加古川工場	加古川市平岡町土山郭珊州620-2
5	㈱ケイエヌラボアナリシス加古川事業所	加古川市金沢町 7 関西熱化学㈱加古川I場内
6	日本精化㈱加古川東工場	加古川市野口町北野377-1
7	㈱アイ・エム・シー播磨営業所	加古郡播磨町古田字戸平199-1
8	川崎重工業㈱播磨工場	加古郡播磨町新島8
9	㈱神戸製鋼所播磨工場	加古郡播磨町新島41
10	多木化学㈱本社工場	加古郡播磨町宮西346
11	住友精化㈱別府工場	加古郡播磨町宮西346-1
12	川崎重工業㈱播磨工場(旧プラントトサキホホッ)品質保証部	加古郡播磨町新島8
13	(株田岡化学分析センター兵庫事業所(旧E建加I(株)研究所)	加古郡播磨町宮西2-10-6
14	綜合検査㈱播磨営業所	加古郡播磨町新島37-4梯綱メックス㈱内
15	ハリマペーパーテック(株)	加古川市別府町西脇2-34
16	ダイワボウポリテック㈱播磨工場	加古郡播磨町古宮877
17	ダイワエンジニアリング(株)播磨分析センター	加古郡播磨町古宮877
18	(厚生労働省)国立加古川病院	加古川市神野町西条1545-1
19	㈱田岡化学分析センター兵庫事業所	加古郡播磨町宮西2-10-6
20	㈱平本商店土山工場	加古郡稲美町野谷字中割460-4

【龍野市消防本部管内】 (2事業所)【赤穂市消防本部管内】 (9事業所)

	事	業	所	名		所	在	地
1	リンテック(株)龍野工:	龍野市神岡町東	觜崎河	可田347				
2	ユーシーシー上島珈:	龍野市揖保町揖	保中22	20-1				

	事 業 所 名	所 在 地
1	(赤穂市)下水管理センター	赤穂市中広字東沖1862
2	大塚製薬㈱眼科・皮膚科薬品事業部	赤穂市西浜北町1122-73
3	(兵庫県)姫路工業大学新都市キャンパス	赤穂郡上郡町金出地1479-1
4	住友電機工業㈱播磨研究所	赤穂郡上郡町金出地1431-12
5	(財)高輝度光科学研究センタ-等、型放射光施設(SPring-8)	佐用郡三日月町光都1-1-1
6	赤穂化成㈱	赤穂市坂越329
7	(赤穂市)赤穂市民病院	赤穂市中広1090
8	(財)高輝度光科学研究センター、セ型放射光施設(ニュースバル)	佐用郡三日月町光都1-1-1
9	(兵庫県)県立粒子線治療センター(仮称)	揖保郡新宮町光都1-2-1

【宝塚市消防本部管内】 (4事業所)

	事 業 所 名	所 在 地		
1	住友化学工業㈱農業化学品研究所	宝塚市高司4-2-1		
2	日本メジフィジックス㈱兵庫工場宝塚分室	宝塚市高司4-2-1		
3	(宝塚市)環境保全課公害検査室	宝塚市東洋町1-1		
4	㈱住化分析センター大阪事業所宝塚分室	宝塚市高司4-2-1		

【高砂市消防本部管内】 (12事業所)

	事業所名	所 在 地		
1	㈱タクマ中央研究所	高砂市荒井町新浜1-2-1		
2	㈱タクマ播磨工場	高砂市荒井町新浜1-2-1		
3	三菱製紙㈱高砂工場	高砂市高砂町栄町105		
4	鏡淵化学工業㈱高砂工業所	高砂市高砂町宮前町1-8		
5	鏡淵化学工業㈱ライフサイエンスRDセンター高砂研究所	高砂市高砂町宮前町1-8		
6	非破壞検査㈱高砂出張所	高砂市荒井町新浜2-1=菱重፲業㈱高砂製作所内		
7	(高砂市)生活経済部環境保全課	高砂市高砂町東宮町1042-1		
8	高菱検査サービス㈱	高砂市荒井町新浜2-1-1		
9	三菱重工業㈱高砂研究所	高砂市荒井町新浜2-1-1		
10	㈱神戸製鋼所高砂製作所	高砂市荒井町新浜2-3-1		
11	東洋化成工業㈱化成品研究所	高砂市曽根町2900		
12	三菱重工業㈱神戸造船所電子・宇宙技術部	高砂市荒井町新浜2-1-1		

【川西市消防本部管内】 (3事業所)

	事 業 所 名	所 在 地
1	(川西市)水道部上水課久代浄水場	川西市久代3-2-1
2	(兵庫県)企業庁猪名川広域水道事務所	川西市多田院字厳険6-3
3	日本ペーリンガーインゲルハイム(株)川西医薬研究所	川西市矢問3-10-1

【小野市消防本部管内】 (2事業所)

	事 業 所 名	所 在 地
1	(財)兵庫県下水道公社加古川上流管理事務所	小野市黍田町字沖中曽根398-2
2	丸紅飼料㈱技術部小野研究所	小野市新部町字小垂1292

【三田市消防本部管内】 (3事業所)

	事	業	所	名			所	在	地
1	(株)上野製薬応用研	生物科	三田市テクノパーク4-1						
2	日本メジフィジッ	三田市テク	ノパー	- ク9-	1				
3	(三田市)三田市	民病院				三田市けや	き台3	-1-1	

【加西市消防本部管内】 (3事業所)

	事 業 所 名	所 在 地			
1	三洋電機㈱環境リサーチセンター	加西市北条町北条323			
2	播磨環境リサ・チ㈱本社内	加西市北条町古坂1-35			
3	(兵庫県)県立中央農業技術センター	加西市別府町南ノ岡甲1533			

【加東行政(事)消防本部管内】 (1事業所)

	事 業 所 名	所 在 地
1	日本臓器製薬㈱生物活性科学研究所	加東郡社町木梨字川北山442-1

【淡路広域消防(事)消防本部管内】 (2事業所)

	事	業	所	名	所 在 地
1	(兵庫県)県立淡路	病院	洲本市下加茂1-6-6		
2	三洋電機㈱ソフトエ	ナジ -	洲本市上内膳222-1		

【中播消防(事)消防本部管内】 (2事業所)

	事	業	所		名			所	在	地
1	1 総合検査㈱市川営業所						神崎郡市川町屋形888			
2	㈱姫科エンジニアリング夢前研究所						飾磨郡夢前	前町菅 🤄	生澗	

【あさご消防本部管内】 (1事業所)

	事	業	所	名	所	在	地	
1	(株)環境テクノス				朝来郡和田山岡	丁林垣22	21-1	

【養父郡消防本部管内】 (1事業所)

	事 業 所 名	所 在 地
1	(公立八鹿病院組合)公立八鹿病院	養父郡八鹿町八鹿1878-1

【氷上郡広域行政(事)消防本部管内】 (3事業所)

	事	業	所	名		所	在	地	
1	㈱栃本天海堂柏原工	場	氷上郡柏原町大新屋91新井工業団地						
2	兵庫パルプ工業(株)	氷上郡山南町谷	FJI 858						
3	3 (氷上多可衛生事務組合)水質試験室					氷上郡山南町南中45			

【揖南消防(事)消防本部管内】 (3事業所)

	事	業	所	名		戶	f Æ	È	地	
1	1 ㈱東芝姫路工場太子分工場						揖保郡太子町鵤300			
2	タキロン(株)網干コ	揖保郡御津町	「苅屋1	455						
3	3 ダイセル化学工業㈱播磨工場					揖保郡揖保川	町馬場	易20	5	

【北但消防本部管内】 (1事業所)

	事	業	所	名		所	在	地	
1	(公立豊岡病院組合) 公立	豊岡病	院	豊岡市立野	予町6-3	35		

2 各機関に対する線源別関係法令の適用

機関別	放射線源の 種類	核燃料物質 核原料物質	放射性医薬品	放射性同位 元素(左記 2欄のもの を除く)	放射線発生ックス線に対しては、このでは、このではでは、このでではできます。	エックス線 発生装置 (左記のも のを除く)
国立事業所	医療施設	規	医療法施行規則人事院規則	障害 療規規則 下降 人 下降 大	障害 療 規則 上 法 法 則 則 法 法 則 則	医療法 施行規則 人事院規則 人事院規則
民間事業所公立事業所	医療施設 一般施設 (医療品等製 造所を除く)	規 医施電 規電制療規 制 制 制 制 制 制 制 制 離	医療法 规则 電離則	障 医 施 電 障 電 下	障害 療規 電 障害 離 止 以 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計 計	医 療 規 則 電 離 則

(注1)規制法:核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律

障 害 防 止 法:放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

電 離 則:電離放射線障害防止規則(昭和47年労働省令第41号)

人 事 院 規 則:人事院規則10.5(職員の放射線障害の防止)

医療法施行規則:昭和23年厚生省令第50号

(注2)「放射線防護の基礎」(1989年,辻本忠・草間朋子著,日刊工業新聞社)による。

3 放射線取扱に関連した各種資格

資格名	内容	根拠法・省庁
放射線取扱主任者	放射線障害の防止についての監督 1事業所又は1工場に1名以上	障防法 (文部科学省)
原子炉主任技術者	原子炉の運転に関して保安の監督	原子炉規制法 (文部科学省)
核燃料取扱主任	核燃料物質の取扱いに関して保安の監督	原子炉規制法 (文部科学省)
エックス線作業主任者	放射線業務に係る作業 労働者の指揮その他 管理区域ごとに選任	電離則(厚生労働省)
ガンマ線透過写真撮影作業主任者	ガンマ線照射装置を用いて行う透過写真の撮影の作業 労働者の指揮その他 管理区域ごとに選任	電離則(厚生労働省)
作業環境測定士	作業環境の測定	環測規則 (厚生労働省)
診療放射線技師	人体に対して放射線を直接照射	診療放射線技師法 (厚生労働省)

(注1)障防法:放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律

電離則:電離放射線障害防止規則環測規則:作業環境測定法施行規則

(注2)「放射線防護の基礎」による。

4 消防本部における防護資機材等整備状況調べ

平成12年4月1日現在

																成12年	- 4 月	口現在
						防部	護 服	呼吸的	保護具		測	定		機	器	(個)	
消	防	i 本	;	部	名	(1	(1)		固)	- A		暴線量記					(サーベイ:	
/H	CGI	4		пÞ	П	空気呼吸器 以	その他	酸素ボンベ	その他	フィルムジ	ポケット 線量計	熱ルミネセ シス線量計	その他	電離箱式	G M 管式	シンチレー コンチレー	表面検査用	その他
神	戸	市	消	防	局	30	40	25	323		18			1	9			6
姫	路	市	消	防	局		2		73		9				3			
尼	崎	市	消	防	局	32		5	117		62				2	1		1
明	石	市消	防	本	部	4		15	85		2				2			
西	宮	市	消	防	局	10	17	15	93		9			2	1			
芦	屋	市消	防	本	部	4		5	34						2			
伊	丹	市	消	防	局	7		6	70		3				3			
相	生	市消	防	本	部			1	6									
加	古リ	川 市 消	当 防	本	部	10		7	82		12				2			
龍	野	市消	防	本	部													
赤	穂	市消	防	本	部				46									
宝	塚	市消	防	本	部	10	27	5	93		14				2			
Ξ	木	市消	防	本	部	2			2						1			
高	砂	市消	防	本	部	3		5	19		3				1			
Ш	西	市消	防	本	部	2		7	44						1			
小	野	市消	防	本	部	2		10	29		2				1			
Ξ	田	市消	防	本	部													
加	西	市消	防	本	部	3		6	30		5				1			
篠	Щ	市消	防	本	部		2	5	5						1			
猪	名儿	川町消	当 防	本	部	2		2	14						1			
		政 (事		防本				3	12						1			
淡路	烙広域	消防(事) :	消防本	部 2		2	8	38						1			
中扌	番消	防 (事) 消	防本	部		3		25						1			
佐用	郡広	域行政(事)	消防本	部	2			7		2			1				
-		ご消																
宍粟	医広域	消防(事);	消防本	部 2	3		1	11						1			
養う	と郡 広	5域(事	; (i	肖防本	部													
西服	協多可	行政(事)	消防本	略 z			5	19						1			
氷上	郡広	域行政(事)	消防本	部			2	8									
揖阝	南 消 🛚	防 (事) 消	防本	部			2	22						1			
美力	広域	消防(事):	消防本	略 2													
北但	旦広域	消防(事);	消防本	略 z				7									
	合			計		126	93	140	1314		141			4	39	1		7

(出典:消防庁「特殊災害対策の実態調査」による。)

5 研修可能機関一覧

機関名・所在地等	主な研修講座等
放射線医学総合研究所 〒263-8555 千葉市稲毛区穴川4丁目9番1号 TEL 043-251-2111 FAX 043-251-7819	緊急被ばく救護訓練課程 放射線看護課程 放射線防護課程 環境放射線モニタリング課程 緊急被ばく医療セミナー
日本原子力研究所 国際原子力総合技術センター [RI・放射線技術者の養成コース] 東京研修センター 〒113-0021 東京都文京区本駒込2丁目28番49号 TEL 03-3942-4221~4223 FAX 03-3944-4445	基礎講習 基礎課程初級コース、基礎課程 専門課程 ラジオアイソトープコース、放射線管理コース、環 境放射能測定コース 等
〔原子力エネルギー技術者の養成コース〕 〔一般向けの原子力講習〕 東海研修センター 〒319-1195 茨城県那珂郡東海村白方白根2番地の4 TEL 029-282-5667 FAX 029-282-6041	炉工学 原子力入門講座 等 専門別 放射線防護基礎課程、核燃料工学講座 等 防災 原子力防災対策講座 等
財団法人日本原子力文化振興財団 〒105-0004 東京都港区新橋 1 - 1 - 13 TEL 03-3504-1381 FAX 03-3580-8188	講師派遣制度 原子力研修講座 ア 総合コース 総合講座、実務者講座、指導者講座 イ 専門コース 「原子力施設と安全規制」 「原子力広報とマスコミ」 「核燃料サイクルと廃棄物処理処分」 「核燃料サイクルとプルトニウム利用」 「原子力発電所事故と防災計画」 「放射線と人体影響」

(研修講座等はいずれも平成12年度のもの)

6 緊急時対応可能医療機関一覧

(1) 放射線障害専門病院

放射線医学総合研究所(千葉市稲毛区穴川4-9-1 電話043-251-2111 FAX 043-251-7819)

(2) 緊急被ばく医療施設(自治体〔原子力施設〕が指定する緊急被ばく医療施設、原子力施設が指定する緊急医療施設一覧)

適用果 除 染 施 設 医療施設(括弧内は原子力事業所が指定する薄2)次緊急被ばく 医療施設(括弧内は原子力事業所が指定する施設) 北海道 岩内保健所併設除染検室室 神恵内村診察所隣接除染検室施設 北大何属病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 放射線監視局内保健センター六ヶ所 固立弘前病院(除染可) 放射線監視局内 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一方 一	北海道	岩内保健所併設除染検査室神恵内村診察所隣接除染検査施設	医療施設(括弧内は原子力事業所が指定する施設) 国立札幌病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院)
と	北海道	岩内保健所併設除染検査室神恵内村診察所隣接除染検査施設	国立札幌病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院)
神恵内村診察所隣接除染検査施設 北大付属病院、旭川医大付属病院、札医大付属病院 対射線監視局内保健センター六ヶ所 対別線監視局内 青森保健所敷地内 宮城県 満峰病院隣接地域医療センター、石 一		神恵内村診察所隣接除染検査施設	
村	= 太旧	+	イン・ハーコ (内) パンドル・、「に ハート (ロン・ハーコ (内) (アン・ハーコ (内) (内) (アン・ハーコ (内) (P) (アン・ハーコ (内) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P) (P
放射線監視局内 青森保健所敷地内	百槑県		国立弘前病院 (除染可)
# 登保健福祉事業所		放射線監視局内	
リハビリテーション館坂温泉病院、県立大野病院、県立大野病院、県立三春病院、本宮診療所 国立水戸病院隣接茨城県原子力医療 国立水戸病院(除染可、救命救急センター) 北里大付属病院(除染可、救命救急センター) 北里大付属病院(除染可、救命救急センター) 北里大付属病院(除染可、救命救急センター) 新潟県 県立ガンセンター新潟病院 県立ガンセンター新潟病院(除染可) 県立総合病院(除染可、災害拠点病院) 県立総合病院(除染可、災害拠点病院) 県立総合病院(除染可、災害拠点病院) 国立金沢病院(除染可、災害拠点病院) 国立金沢病院(除染可、災害拠点病院) 国立金沢内属院院 国立共岡病院 電井県立病院(除染可、災害拠点病院) 電井県 国立教賀病院隣接原子力防災除染検 福井県立病院(除染可、災害拠点病院、福井県治生会病院、公立小浜病院、福井県治生会病院、公立小浜病院、福井県治生会病院、公立小海病院、福井医科大付属病院 東立中央病院 東立中央病院(除染可) (終耶可、救命救急センター、災害拠点病院) 国立岡山病院(除染可) (鳥取県倉吉市・共済会清水病院) 島根県 県立中央病院 県立中央病院(除染可)、救命教急センター、災害拠点病院) 最根県 県立中央病院(除染可、救命教急センター、災害拠点病院) と関係・発育、救命教急センター、災害拠点病院) 最根県 県立中央病院(除染可、救命教急センター、災害拠点病院) と関係・学校のブール付属シャワー) 県立中央病院(除染可、救命教急センター、災害拠点病院) と関援県 (原子力防災上、伊方、九町、二見 県立中央病院(除染可、救命教急センター、災害拠点病院) と関援県 (原子力防災上、伊方、九町、二見 県立中央病院(除染可、救命教急センター、災害拠点病院) と関援県 (原子力防災上、伊方、九町、二見 県立中央病院(除染可、救命教急センター、災害拠点病院) と関係に保険・発可、救命教急センター、災害拠点病院) と関係に保険・発可、救命教急センター、災害拠点病院) と関係に保険・発可、救命教急センター、災害拠点病院) と関係に保険・発可、救命教急センター、災害拠点病院) と関係に保険・発可、救命教急・センター、災害拠点病院) と関係に保険・発可、救命教急・センター、災害拠点病院) と関係に保険・発可、救命教急・センター、災害拠点病院) と関係に保険・発可、救命教急・センター、災害拠点病院) と関係に保険・発可、対応の対域・保険・発可、対応の対域・対域・保険・発可、対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対域・対	宮城県		
センター	福島県	大野病院隣接汚染検査室	リハビリテーション飯坂温泉病院、県立大野病院、
新潟県 県立ガンセンター新潟病院 県立ガンセンター新潟病院(除染可) 静岡県 県環境放射線監視センター 県立総合病院(除染可、災害拠点病院) 浜松医大付属病院、(町立浜岡病院) 石川県 能登中央保険福祉センター 国立金沢病院(除染可、災害拠点病院) 県立中央病院 金沢大付属病院 福井県 国立敦賀病院隣接原子力防災除染検 福井県立病院(除染可、救命救急センター) 福井県本井学病院、市立敦貿病院、公立小浜病院、福井県会長病院、公立小所病院、福井県会長病院、公立内南病院、福井社会保険病院、福井県育生会病院、公立丹南病院、福井社会保険病院、福井県育生会病院、公立丹南病院 日本社会保険病院、福井で科大付属病院 (除染可、救命救急センター) 市立舞鶴市民病院(除染可) 級部市立病院 国立大阪病院(除染可)、(原染可、救命救急センター、災害拠点病院) 岡山県 国立岡山病院(除染可)、(鳥取県倉吉市・共済会清水病院) 県立中央病院 県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) と愛媛県 (原子力防災上、伊方、九町、二見 長小学校のブール付属シャワー) 県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 愛媛大付属病院	茨城県		国立水戸病院(除染可、救命救急センター)
静岡県 県環境放射線監視センター 県立総合病院(除染可、災害拠点病院) 浜松医大付属病院、(町立浜岡病院) 石川県 能登中央保険福祉センター 羽昨地区センター隣接汚染検査除染 施設 国立金沢病院(除染可、災害拠点病院) 県立中央病院(除染可、数命教急センター) 福井県 面立敦賀病院隣接原子力防災除染検 査所 福井県立病院(除染可、数命教急センター) 福井県済生会病院、公立丹南病院、福井社会保険病院、福井県済生会病院、公立丹南病院、福井社会保険病院、福井県済生会病院、公立丹南病院、福井社会保険病院、福井医科大付属病院 京都府 市立舞鶴市民病院内放射線検査施設 国立京都病院(除染可、救命教急センター) 市立舞鶴市民病院(除染可)、綾部市立病院 大阪府 国立大阪病院(除染可、救命教急センター、災害拠点病院) 岡山県 国立因山病院(除染可)(鳥取県倉吉市・共済会清水病院) 島根県 県立中央病院 県立中央病院(除染可、救命教急センター、災害拠点病院) 島根医科大付属病院 (松江赤十字病院) 愛媛県 (原子力防災上、伊方、九町、二見 各小学校のブール付属シャワー) 県立中央病院(除染可、救命教急センター、災害拠点病院) 愛媛大付属病院 松山赤十字病院	神奈川県		北里大付属病院(除染可、救命救急センター)
浜松医大付属病院、(町立浜岡病院) 石川県 能登中央保険福祉センター 羽昨地区センター隣接汚染検査除染 施設 福井県 国立敦賀病院隣接原子力防災除染検 福井県立病院(除染可、災害拠点病院) 県立中央病院 金沢大付属病院 福井県 国立敦賀病院隣接原子力防災除染検 福井県立病院(除染可、救命救急センター) 福井赤十字病院、市立敦賀病院、公立小浜病院、福井社会保険病院、福井県済生会病院、公立丹南病院、福井社会保険病院、福井県済生会病院、公立丹南病院、福井社会保険病院、福井医科大付属病院 京都府 市立舞鶴市民病院内放射線検査施設 国立京都病院(除染可、救命救急センター) 市立舞鶴市民病院(除染可)、綾部市立病院 大阪府 国立大阪病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 岡山県 県立中央病院 県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 島根県 県立中央病院 原立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 島根県 (原子力防災上、伊方、九町、二見 島根医科大付属病院 (松江赤十字病院) 愛媛県 (原子力防災上、伊方、九町、二見 景立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 愛媛果 (原子力防災上、伊方、九町、二見 景立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 愛媛大付属病院 松山赤十字病院	新潟県	県立ガンセンター新潟病院	県立ガンセンター新潟病院(除染可)
羽昨地区センター隣接汚染検査除染	静岡県	県環境放射線監視センター	県立総合病院(除染可、災害拠点病院) 浜松医大付属病院、(町立浜岡病院)
査所 福井赤十字病院、市立敦賀病院、公立小浜病院、福井県済生会病院、公立丹南病院、福井社会保険病院、福井県済生会病院、公立丹南病院、福井社会保険病院、福井県済生会病院、公立丹南病院、福井社会保険病院、福井県済生会病院、公立丹南病院、福井社会保険病院、福井県済生会病院、公立の日本の教意センター)市立舞鶴市民病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院)国立大阪病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院)国立岡山病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院)と制度を開発して、大阪府 県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院)を制度を開発して、大阪府・大阪府・大阪のプール付属シャワー) 県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院)を受援、大付属病院、公立の経済で、大阪府、)の関係では、大阪府、対策を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を対象を	石川県	羽昨地区センター隣接汚染検査除染	県立中央病院
市立舞鶴市民病院(除染可) 綾部市立病院 大阪府 国立大阪病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 国立岡山県 国立岡山病院(除染可)(鳥取県倉吉市・共済会清水病院) 島根県 県立中央病院 県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 島根医科大付属病院 (松江赤十字病院) 保立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 優媛県 (原子力防災上、伊方、九町、二見 日本の中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 愛媛大付属病院 松山赤十字病院	福井県		福井赤十字病院、市立敦賀病院、公立小浜病院、 福井県済生会病院、公立丹南病院、福井社会保険病院、
岡山県国立岡山病院(除染可)(鳥取県倉吉市・共済会清水病院)島根県県立中央病院県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 島根医科大付属病院 (松江赤十字病院)愛媛県(原子力防災上、伊方、九町、二見 各小学校のプール付属シャワー)県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 愛媛大付属病院 松山赤十字病院	京都府	市立舞鶴市民病院内放射線検査施設	
島根県 県立中央病院 県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 島根医科大付属病院 (松江赤十字病院) 愛媛県 (原子力防災上、伊方、九町、二見 各小学校のプール付属シャワー) 県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 愛媛大付属病院 松山赤十字病院	大阪府		国立大阪病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院)
島根医科大付属病院 (松江赤十字病院) 一愛媛県 (原子力防災上、伊方、九町、二見 各小学校のプール付属シャワー) 県立中央病院(除染可、救命救急センター、災害拠点病院) 愛媛大付属病院 松山赤十字病院	岡山県		国立岡山病院(除染可)(鳥取県倉吉市・共済会清水病院)
各小学校のプール付属シャワー) 愛媛大付属病院 松山赤十字病院	島根県	県立中央病院	島根医科大付属病院
 佐賀県	愛媛県		愛媛大付属病院
時医療施設 佐賀医大付属病院、県立病院好生館、九州大学付属病院、 久留米大学付属病院、産業医科大付属病院、長崎大付属病院、 日赤長崎原爆病院	佐賀県	唐津赤十字病院隣接原子力防災緊急 時医療施設	久留米大学付属病院、産業医科大付属病院、長崎大付属病院、
• · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	鹿児島県	川内保健所	済生会川内病院 (除染可、災害拠点病院)

(3) 参考(緊急時の連絡先リスト)

放射線障害の医療相談

放射線障害影響研究所(WHO REMPAN 協力センター) 広島市南区比治山公園5-2

TEL:(代)082-261-3131(臨床研究部)

(直)082-261-9122(臨床研究部,鈴木 元)

放射線事故医療研究会 相談担当

070-5529-6707(放影研 鈴木 元,24時間対応) 090-3287-9016(三菱重工神戸病院 衣笠達也,24時間対応)

放射線医学総合研究所 千葉市稲毛区穴川4-9-1

TEL:(代)043-251-2111(企画部)

(直)043-206-3189(放射線障害医療部)

090-8891-5844 (放射線障害医療部 明石真言,24時間対応)

090-8891-5845 (放射線障害医療部 平間敏靖,24時間対応)

染色体による線量評価可能施設

放射線医学総合研究所 千葉市稲毛区穴川4-9-1

TEL:(代)043-251-2111(企画部または障害基盤研究部 早田 勇)

放射線障害影響研究所(WHO REMPAN 協力センター) 広島市南区比治山公園5-2

TEL:(代)082-261-3131(遺伝研究部 中村 典)

長崎大学薬学部 長崎市文教町1-14

TEL:(代)0958-47-1111(保健衛生薬学放射線生命科学 児玉靖司)

広島大学原医研 広島市南区霞1-2-3

TEL:(代)082-257-5555(国際放射線情報センター 星 正治)

ESRによる線量評価可能施設

放射線医学総合研究所 千葉市稲毛区穴川4-9-1

TEL:(代)043-251-2111(企画部または人間環境研究部 藤元憲三)

放射線障害影響研究所(WHO REMPAN 協力センター) 広島市南区比治山公園5-2

TEL:(代)082-261-3131(遺伝研究部 中村 典)

大阪大学大学院理学研究科 大阪府豊中市待兼山町1-1

TEL:(代)06-6850-6111(宇宙地球科学 池谷元伺)

奥羽大学歯学部 福島県郡山市富田町三角堂31-1

TEL:(代)024-932-8931 (歯科放射線 岩崎みどり)

岡山理科大理学部 岡山市理大町1-1

TEL:(代)086-256-9608(応用物理学科 豊田 新)

山口大学工学部 宇部市南小串1-1-1

TEL:(代)0836-85-9400(電気電子工学 三木俊克)

広島大学原医研 広島市南区霞1-2-3

TEL:(代)082-257-5555(国際放射線情報センター 星 正治)

TLDによる線量評価可能施設

広島大学原医研 広島市南区霞1-2-3

TEL:(代)082-257-5555(国際放射線情報センター 星 正治)

放射線医学総合研究所 千葉市稲毛区穴川4-9-1

TEL:(代)043-251-2111(企画部または人間環境研究部 藤元憲三)

東京大学原子力研究総合センター 東京都文京区弥生2-11-16

TEL:(直)03-5841-2922(小佐古敏莊)

HLAタイピング、骨髄バンク、さい帯血バンク

SRL、BML、三菱油化などの民間検査施設

日本赤十字社血液センター

骨髓移植推進財団

日本さい帯血バンクネットワーク

(以上「緊急被ばく医療の基礎知識」(鈴木元,2000)から引用)

7 緊急技術助言組織の構成員

(平成12年6月23日現在)

松浦祥次郎 原子力安全委員会委員長

青木 芳朗 原子力安全委員会委員

松原 純子 原子力安全委員会委員

金川 昭 原子力安全委員会委員

須田 信英 原子力安全委員会委員

相澤 清人 核燃料サイクル開発機構理事

明石 真言 放射線医学総合研究所放射線障害医療部放射線障害診療・情報室長

阿部 清治 日本原子力研究所東海研究所安全性試験研究センター原子炉安全工学部長

飯田 敏行 大阪大学大学院工学研究科教授

石川 迪夫 (財)原子力発電技術機構特別顧問

板倉 治成 株式会社東京電気工務所専務取締役

稲葉 次郎 (財)環境科学技術研究所特任相談役

岩本 多寬 福井工業大学教授

川崎 稔 (財)放射線利用振興協会技術相談役

神田 啓治 京都大学原子炉実験所教授

菊地 義弘 広島大学工学部教授

北村 隆文 核燃料サイクル開発機構国際・核物質管理部輸送対策グループリーダー

北村 正晴 東北大学大学院工学研究科教授

工藤 和彦 九州大学大学院工学研究院教授

近藤 達男 東北大学客員教授

佐々木康男 日本原子力発電株式会社顧問

佐々木康人 放射線医学総合研究所所長

澤村 貞史 北海道大学大学院工学研究科教授

島津洋一郎 北海道大学大学院工学研究科教授

鈴木 元 放射線影響研究所臨床研究部長

早田 邦久 日本原子力研究所東海研究所副所長

田中 貢 日本原子力研究所東海研究所バックエンド技術部長

茅野 政道 日本原子力研究所東海研究所環境科学研究部大気環境研究グループリーダー

佃 由晃 (財)原子力発電機構理事

寺嶋 將起 (財)原子力安全技術センター専務理事

飛岡 利明 日本原子力研究所理事

中村 尚司 東北大学大学院工学研究科教授

成田 脩 核燃料サイクル開発機構品質保証推進部技術主席

東 邦夫 京都大学大学院工学研究科教授

樋口 英雄 (財)日本分析センター理事

藤城 俊夫 (財)高度情報科学技術研究機構専務理事

藤根 幸雄 日本原子力研究所東海研究所安全性試験研究センター燃料サイクル安全工学部長

藤元 憲三 放射線医学総合研究所人間環境研究部長

古田 定昭 隔年長サイクル開発機構人形峠環境技術センター安全管理課長

邉見 弘 国立病院東京災害医療センター副院長

星 正治 広島大学原爆放射能医学研究所教授

的場 優 九州大学大学院工学研究院教授

森内 茂 (財)原子力安全技術センター特任参事

山口 恭弘 日本原子力研究所東海研究所保健物理部外部被ばく防護研究室長

以上44名

8 過去に発生した災害等の事例

(1) 米国スリーマイルアイランド原子力発電所事故

昭和54年(1979年)3月28日、米国ペンシルバニア州のスリーマイルアイランド原子力発電所2号機において2次給水系の故障に端を発し、一部設備の不良、機器の故障、運転員の誤操作なども重なって放射性物質が外部環境に放出され、周辺住民の一部が避難した。また、州では、原子力発電所から32kmの範囲の住民避難(約64万人)が検討されたと言われている。

周辺への影響等は以下のとおりである。

この事故を教訓に、日本では昭和54年(1979年)7月12日、中央防災会議において「原子力発電所等に係る防災対策上当面とるべき措置について」が決定され、昭和55年(1980年)6月30日、原子力安全委員会において「原子力発電所等周辺の防災対策について」が決定された。

表 1 - 1 主な対応

3 / 28	AM 4 : 0 0トラブル発生AM 6 : 2 0原子炉施設運転者Site Emergency発令。AM 7 : 0 0原子炉施設運転者General Emergency発令AM 1 0 : 0 5第 1 次 N R C (米国原子力規制委員会)チームがサイトに到着。PMサイト周辺のモニタリング開始
3 / 30	AM 9 : 0 0 過ぎ 州知事が周辺住民に戸内に留まるよう勧告。 AM 1 1 : 1 5 州知事が 5 マイル以内の就学前の児童及び妊婦に退去を勧告。 また、 5 マイル以内の学校の休校を命令。
4 / 5	NRCが事故の原因として操作ミス、設計不備等の指摘事項を発表。
4 / 9	州知事は 5 マイル以内の就学前児童及び妊婦の避難勧告を解除し、翌日からの学校の再 会を発表

表 1 - 2 放射性物質の放出(3/28~5/8)

放出量算定值	放射性希ガス ヨウ素 1 3 1	約2.5×10°Ci 約 15Ci
放射線レベル	敷地境界(3/30) 敷地から 32km(3/29) 800km(3/31) (4/13以降)	20~25mR/hr 12mR/hr 2mR/hr ほぼバックグランド以下
被ばく線量	発電所から80km以内の住民 地域住民760人の検査	1 人平均約 1 mremと推定 バックグラウンド以下

(2) ソ連チェルノブイル原子力発電所事故

昭和61年(1986年)4月26日、ソ連ウクライナ共和国のチェルノブイル原子力発電所4号機において、 発電機の試験中、運転員の規則違反が重なるなどして、原子炉施設に爆発、火災が発生し、大量の放射 性物質が環境中に放出され、ソ連国内はもちろん、ヨーロッパ諸国や日本などにも影響が出た。この結 果、ソ連国内では多数の死傷者が発生したほか、周辺30kmにわたって住民の避難が行われた。

周辺への影響等は以下のとおりである。

わが国では、原子力安全委員会が「ソ連原子力発電所事故調査特別委員会」を設置し、対応策を検討した結果、わが国の原子力防災体制及び諸対策を変更すべき必要性は見出されないとの結論を得ている。

表 2 - 1 主な対応

4 / 26	1:24	4号炉爆発、その後30ヶ所以上で火災発生。
	1:30	プリピアチ市とチェルノブイル市の原子力発電所防衛消防隊出動。
4 / 27		ヘリコプターにより炭化ホウ素40t、鉛、砂等計5,000tを投下。
5 / 6		燃料温度低下等のため原子炉室下部へ低温窒素供給。
5 / 10		放射性物質の放出、炉心温度上昇が停止。
その後		4号炉をコンクリート、金属で構成される特別な構造物で密閉。

表 2 - 2 放射性物質の放出(4/26~5/6)

希ガス核種	約50MCi (炉心存在量のほぼ100%)
希ガス以外の核種	30~50MCi (炉心存在量の約3~4%)

(3) ブラジル・ゴイアニア災害

背景と経緯

1987年9月、ブラジル国ゴイアニア市の廃院となった民間放射線治療クリニックの放射線治療装置からセシウム-137の入った回転照射体が取り外されて持ち出され、市内にある廃品回収業者の作業場で分解された。この放射線治療装置の線源はセシウム塩化物(CsCI)で、指向性を良くするためレジンを混ぜ、米粒大にまとめたものを治療用装置に充填した物で、事故当時の全放射能は50.9 T Bq

(1,375Ci)であった。持ち出されたセシウム-137は青白く光る粉末で極めて水に溶けやすく、散らばりやすい状態で、業者の家族、親戚、隣人が好奇心から自宅に持ち帰ったり、作業場から風雨や人、動物を介して汚染地域が拡大した。風土病病院で患者を診察していた医師が症状から放射線障害の疑いを持ち、市の公衆衛生部と州の環境局に連絡し、医学物理学者が鉱物探査用の放射線測定器で測定した結果、放射線被ばく事故が発生していることが明らかになった。

被害の概要

選別検診の結果、20人が入院治療が必要とされ、4人が入院後4週間以内に出血や敗血症などの急性障害で死亡した。その線量は4.5-6Gyと推定された。また1人が腕半分を切除した。

汚染の状況

合計112,000人が放射線計測を受け、そのうち249人に体内外汚染があることが認められた。染色体 異常の頻度から推定された線量は最高で 7 Gyであった。また尿や糞の分析もスクリーニングの一手段 として行われた。

第一段階の緊急汚染調査では、最も汚染がひどかった廃品解体場では地上 1 mの高さで線量率が 2 Sv/hに達した。ヘリコプターサーベイは67km²の地域がカバーされ、21mSv/hの汚染地点が発見された。自動車によるサーベイでは2,000km以上の道路ネットワークが調べられた。

第二段階の除染復旧作業では、汚染区域の認定レベルとして10 µ Sv/h以上が適用され、汚染レベルに従って市民の行動等も規制された。合計85軒で高い汚染が認められ、そのうち41軒、200人が避難した。特に汚染の著しい7軒の家屋は解体撤去され、高汚染区域の表土が入れかえられた。家屋159軒がサーベイされ、42軒が除染の対象となり、屋内の真空掃除機による清掃と屋外壁の高圧水による洗浄が実施された。汚染廃棄物(土壌、建材等)は200 ℓ ドラム缶で3,800本、金属コンテナー1,400 個等、合計3,500㎡ に達し、ゴイアニア郊外の一時保管場所で保管されている。

社会的・経済的影響

事故発見後、ブラジル関係機関は直ちにIAEAに連絡し、核事故または放射線緊急時における援助協定の枠内での援助を要請した。汚染事故に関係し、被害者の心理的ストレス、被害者への社会的差別からの失業問題や不買など物心両面からの圧迫のほか、州、国も経済面、経費面から大きな損害を被った。

(4) 東海村ウラン加工工場臨界事故

事故の概要

平成11年9月30日(木)午前10時35分頃、茨城県東海村に位置する株式会社ジェー・シー・オーの ウラン加工施設(転換試験棟)において、我が国初の臨界事故が発生した。

この臨界事故においては、最初、瞬間的に臨界状態に達した後、臨界が緩やかに約20時間にわたって継続した。臨界状態は、初期の反応の変化の大きい部分と、その後の比較的なだらかに長時間にわたって反応が続いた部分とに分かれ、それによる総核分裂数は2.5×10¹⁸個であったと評価される。

この事故のため、午後3時に、東海村村長により事故現場から半径350m圏内の住民への避難要請がなされ、また午後10時30分には茨城県知事より半径10km圏内の住民への屋内退避要請が行われた。

10月1日午前2時30分頃から、臨界状態停止のため、臨界を継続させやすくする働きをしていた沈 殿槽外周の冷却水の抜き取り作業を株式会社ジェー・シー・オーの職員が実施し、午前6時30分頃、 臨界は終息した。その後、臨界終息を確実にするためホウ酸水を注入し、午前8時50分に臨界の終息 を確認した。これを受けて、安全性を確認の上、午後4時30分頃に半径10km圏内の屋内退避要請の解 がなされた。さらに、事故現場における放射線の遮へい対策を行い、安全性を確認の上、10月2日 6時30分頃、半径350m圏内の避難要請の解除がなされた。

この事故では、国際原子力評価尺度(INES)の基準のうち、放射性物質の少量の外部放出と従業員の致死量の被ばくが認められたことから、評価結果はレベル4とされ、我が国原子力開発利用史上最悪の事故となった。

負傷者等

現場で作業に従事していたJCO職員3名が重篤な被ばくをし、うち2名が死亡した。

(JCO事故に伴う個人の線量評価)

類	人数	備考
事故発生時に作業に従事して いた者	3名	それぞれ、1~4.5GyEg程度、6~10GyEg程度 (逝去) 16~20GyEg程度(逝去)
水抜き作業等に従事した者	18名	3.8~48mSv (実効線量当量)
ホウ酸水注入に従事した者	6名	0.7~3.5mSv (実効線量当量)
その他事故時に敷地内にいた 者	49名	0.6~47.4mSv(実効線量当量)
	96名	0.06~16.6mSv(実効線量当量)
政府関係機関(原研、サイク ル機構の職員)	57名	0.1~9.2mSv(実効線量当量)
消防署員(事故発生時に救助 に従事)	3名	4.6~9.4mSv(実効線量当量)
価された者	7名	6.7~16mSv(実効線量当量)
価された者	200名	0.01~216mSv(実効線量当量)
	事故発生時に作業に従事して 水抜き作業等に従事した者 ホウ酸水注入に従事した者 その他事故時に敷地内にいた者 政府関係機関(原研、サイク 消防署員(事故発生時に救助 に従事)	事故発生時に作業に従事して 3名 水抜き作業等に従事した者 18名 ホウ酸水注入に従事した者 6名 その他事故時に敷地内にいた 49名

(数値は平成12年1月31日現在の評価結果)

各機関の主な対応(事故発生(9/30)から350m圏内避難解除(10/2)まで)

月日(曜日)	J C O	国	茨城県	東海村・消防本部
9月30日(木)	10:35 ウラン加工施設の転 換試験棟で警報が吹 鳴			10:43 事故覚知(救急車出 場要請,消防本部) 10:46 現場到着
	11:52 被ばくしたJCO従業 員3名を乗せた救急	11:15 JC0から科学技術庁 へ第一報	11:33 事故覚知	 11:40 事故情報覚知(村)
	車が国立水戸病院へ出発		12:00 プレス発表	12:07 国立水戸病院到着 12:15 災害対策本部設置 12:30 現場南側350m以内 の住民に避難要請
		13:00 科学技術庁原子力安 全局次長他を東海村 に派遣(15:20頃到 着)		の住代に煙無安明
		13:55 科学技術庁より茨城 県に「自宅屋内退避」 が適当と助言	13:56 東海村に対し半径 500m内の住民の避 難勧告を要請	
		14:00 科学技術庁災害対策 本部を設置		
		15:00 政府の事故対策本部 設置 15:30 原子力安全委員会緊 急技術助言組織召集 決定		
		16:50 第1回事故対策本部 会議	16:00 茨城県原子力災害対 策本部設置	
			17:40 第 1 回茨城県原子力 本部会議招集	18:20
	19:09 JC0がサイクル機構 の測定器を用いて中 性子線測定を開始			被ばく線量の実施
			20:00 第 1 回知事記者会見	

月日(曜日)	J C O	国	茨城県	東海村・消防本部
		21:00 政府対策本部第1回 会合	21:35 第2回茨城県原子力 本部会議招集	
		22.45	22:30 第 2 回知事記者会見 半径10km圏内に屋内 退避を要請	
		23:15 第2回事故対策本部 会議		
10月1日(金)			0:05 第3回茨城県原子力 災害対策本部会議招 集	
			1:18 自衛隊に対し災害派 遣を要請	
			1:30 第3回知事記者会見 ・学校等(半径10km 以内の学校等に休 校を要請) ・道路(周囲1km以 内の通行を禁止)	
	2:30 臨界状態抑止のため の沈殿槽の冷却水抜 取り作業を開始			
		4:30 第 3 回事故対策本部 会議	4:45 第4回茨城県原子力 災害対策本部会議招 集	
			5:50 第5回茨城県原子力 災害対策本部会議招 集	
	8:30 沈殿槽へホウ酸水注 入作業開始	8:00 第4回事故対策本部 会議	*	
		9:13 現地の原子力安全委 員会で臨界の終息線 源	9:10 第 6 回茨城県原子力 災害対策本部会議招 集	
			16:00 第7回茨城県原子力 災害対策本部会議招 集	

月日(曜日)	J C O	国		東海村・消防本部
			16:30 第6回知事記者会見・事故現場から半径 10km圏内の住民に対する屋内内退避勧告を解除 19:30 第8回茨城県原子説 災害対策本部会議招	NO. 913 N. 11373 T. III.
10月2日(土)	7:55 袋詰めフッ化アルミニウム遮へいの配子 を開始(10:05終了) 15:30 土のう積み開始 (23:00作業終了)	16:05 第 5 回政府 事故対策 本部:30 緊急技術助言組織が 350 m 圏言 第 6 動 第 6 動 8	12:00 第9 第三 第9 第三 12:00 12:00 13:00 14:00 15:00 16:00 17:00 17:00 18:3	18:30 半径350m以内の住 民の避難要請解除

(5) スクラップからの放射線検出事案

概要

平成12年5月8日(月) (㈱島文がトラックでスクラップを㈱神戸製鋼所加古川製鉄所に搬入しようとしたところ、放射線が検出されたため、㈱島文は自社ヤードに持ち帰った。

5月9日(火) (㈱島文は、スクラップ中に放射線を放出する鉛容器(直径、高さともに約10cm) を発見したため、科学技術庁のほか警察、消防へ通報した。

科学技術庁は、直ちに放射線検査官を現地に派遣し、放射線の測定や安全対策の確認等を行った結果、「周辺環境や人体に影響を及ぼす危険性はなく、安全である」旨、発表した。同日深夜、(社)日本アイソトープ協会が鉛容器を東京都内へ向け搬出した。

5月11日(木) 同協会が行った簡易検査の結果、鉛容器内から医療用と思われる針4本(ラジウム226線源)が発見された。

(のち、この針は、和歌山県内の複数の医療機関や業者などを経て島文に持ち込まれたことが判明した。)

経緯

5月8日(月)

10:40頃 ㈱島文がトラックでスクラップを㈱神戸製鋼所加古川製鉄所に搬入 同製鉄所のゲートモニターが放射線を検出

(測定値:約0.2マイクロシーベルト/時)

- 16:00 (株神戸製鋼所は、検出レベルがごく微量で、法令に拠っても返送することに支障はないと判断
- 17:30 (株島文は、スクラップを自社ヤード(神戸市東灘区住吉浜町)へ持ち帰り保管 (株島文は、自社ヤード内にトラックの駐車位置を定め、周囲に縄張りし、立入禁止を措置

5月9日(火)

- 10:00 (株神戸製鋼所の放射線取扱主任者が(株)島文に到着 (株)島文は、放射性物質の特定作業開始
- 10:40 放射線発生源の鉛容器を発見し、900マイクロシーベルト/時を検知 直ちに鉛容器をアルミボックスに入れ、鉄で覆い、その外側約2mの位置に縄張り をして、人が立ち入らないよう処置
- 11:40 (株)島文は、他に発生源のないことを確認
- 13:30頃 ㈱島文から科学技術庁に、「スクラップから放射線を放出する鉛容器(直径、高さとも約10cm)が発見された」旨、連絡
- 15:15 (株)島文から東灘消防署及び東灘警察署に通報
- 15:25 神戸市消防局から県に通報 県から、消防庁に通報するとともに、(株島文及び(社)日本アイソトープ協会等に情報収集
- 15:40頃 科学技術庁から県に通報 県から、科学技術庁及び消防庁に情報確認し、現場の安全確保状況を把握

(情報確認内容)・放射線は900マイクロシーベルト/時

- ・人体への影響なし
- ・科学技術庁から専門家を既に派遣
- 15:50 県は、放射線放出事故の発生を記者発表
- 15:55 科学技術庁の記者発表資料を入手

(発表内容)・鉛容器表面での放射線は900マイクロシーベルト/時

- ・鉛容器の遮蔽措置及び立入禁止措置の状況
- 16:10 県から同資料を記者クラブへ提供
- 16:30 神戸市消防局と情報収集・協議
- 17:00 県と科学技術庁の連絡調整窓口を一本化 (窓口)県:消防課、科学技術庁:放射線安全課
- 17:20 県は職員を現地派遣(4名)
- 19:45 科学技術庁職員 1 名、(社)日本アイソトープ協会職員 1 名が現地到着
- 20:50 科学技術庁職員等が放射線を測定

(測定結果)・鉛容器表面では最大約1,400マイクロシーベルト/時

- ・容器表面から 1 メートルの位置では約 9 . 5 マイクロシーベルト / 時
 - ・表面汚染はなし
- 22:30 県及び科学技術庁から記者発表(同時)

(発表内容)・周辺環境に影響を及ぼす状況ではなく、現場の安全を確認(上記の 測定値により)

- ・速やかに鉛容器を(株島文から専門機関である(社)日本アイソトープ協会(東京都内)に搬出予定
- 23:50 (社)日本アイソトープ協会が鉛容器を搬出

5月11日(木)

17:00 県及び科学技術庁から記者発表(同時)

(発表内容)・同上協会が行った簡易検査の結果、容器内から針4本(ラジウム 226線源)を発見

- ・放射能 74メガベクレル
- ・放射能表面汚染の検出なし

(参考文献)

- 「原子力防災関係資料集」(消防庁,1989年3月)
- 「原子力百科事典ATOMICA」((財))高度情報科学技術研究機構 *データベース)
- 「原子力安全白書 平成11年版」(原子力安全委員会編,2000年9月)
- 「㈱ジェー・シー・オー東海事業所ウラン加工施設放射線被ばく事故について(第11報)」 (消防庁,1999年10月6日)

9 防災関係機関の連絡先

(1) 指定行政機関

北宁红北线目	/ / ₩ +□ ₩ ÷=		電話				
指定行政機関	防災担当課	代 表	内 線 番 号	直 通	FAX		
	政策統括官付参事官室		51200 ~ 51208	03-3501-5408			
	(防災総括担当)		31200 31200	03-3301-3400			
	政策統括官付参事官室		51500 ~ 51507	03-3501-6996			
	(災害予防担当)		01000 01007	00 0001 0000			
	政策統括官付参事官室		51400 ~ 51411	03-3501-5693			
内閣府	(地震・火山対策担当)	03-5253-2111		00 0001 0000			
, 3,12,7,13	政策統括官付参事官室		51600 ~ 51604	03-3501-5191			
	(災害復旧・復興担当)	4					
【宿直室】 中防電話2561	政策統括官付参事官室		51300 ~ 51308	03-3501-5695	03-3503-5690		
中防FAX 2593 NTT電話 03-3501-5695	(災害応急対策担当)	4					
NIIFAX	政策統括官付		51310 ~ 51314	03-3501-5696			
03-3503-1515	防災通信官室	+	0000				
	生活安全局生活環境課		3368				
	生活経済対策室	+	夜間2070~1				
警察庁	警備局警備課	03-3581-0141	03-3581-0141 5761 ~ 2				
	総合宿直		夜間2070~1				
消防庁	防災課	03-5253-5111	7760 , 7765	03-5253-7525	03-5253-7535		
夜間・休日 宿直室TEL 03-5253-7777	特殊災害室	03-3233-3111	7903,7912	03-5253-7528	03-5253-7538		
	官房文教施設部 施設企画課	03-3581-4211	2290	03-3597-5749			
	研究開発局開発企画課 防災科学技術推進室		5632 ~ 4	03-3503-6161 ~ 6168	03-3503-8169		
文部科学省	科学技術・学術政策局 原子力安全課 防災環境対策室	03-3581-5271	5140 ~ 7	03-3581-3684	03-3581-0774		
	科学技術・学術政策局 原子力安全課 原子力規制室	03-3361-3271	5112	03-3581-4754	03-3581-2816		
	科学技術・学術政策局 原子力安全課 放射線規制室		5120	03-3581-1281	03-3581-0456		
原子力安全・	企画調整課	02 2504 4544	4841 ~ 5	03-3501-1568			
保安院 (経済産業省)	原子力防災課	03-3501-1511	3821 ~ 3825	03-3501-9547	03-3501-1848		

北字红龙线	/≿巛扣址==		電話		FAX
指定行政機関	防災担当課	代 表	内 線 番 号	直 通	FAX
	総合政策局技術安全課		25-625	03-5253-8308	03-5253-1547
	自動車交通局 保安・環境課		42-514	03-5253-8603	03-5263-1639
国土交通省	鉄道局 技術企画課(安全対策室)	03-5253-8111	40-783	03-5253-8549	03-5253-1634
	海事局検査測度課		44-175	03-5253-8639	03-5253-1644
	航空局技術部運航課		50-117	03-5253-8731	03-5253-1661
海上保安庁	警備救難部海上防災課		557	03-3591-9819	03-3591-9819
海上床女儿	夜間・休日 救難課運用司令室	03-3591-6361	542	03-3591-9812	03-3581-2853
			電話		
機関名	担当課	//s	1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1		FAX

 機 関 名	1 日 夕 日 1 日 1 日		電話						FAX
1成(美)石	関 名 担当課 	代 表	内	線	番	号	直	通	FAA
官邸	内閣官房副長官補	02 5252 2444							
(内閣官房) (安全保障・危機管理担当)付		03-5253-2111							

(2) 指定地方行政機関

機関名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電 話 F A X
	公安部警備課	540,0000	上际十中中区上手举0.4.00	06-6944-1234 内線5751 夜間2070 06-6944-1234 内線5729 夜間2072
近畿管区警察局	公安部生活安全課	540-0008	大阪市中央区大手前2-1-22	06-6944-1234 内線3026 夜間2070 06-6944-1234 内線3019 夜間2072
近畿経済産業局	総務企画部 総務課 資源エネルギー部 発電課	540-0008	大阪市中央区大手前1-5-44	06-6941-9251 夜間 6942-2542 06-6941-5390 06-6941-9251 夜間 6941-4783 06-6943-7059

機関名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電 話 F A X
近畿地方整備局	企画課	540-0008	大阪市中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎第1号館	06-6942-1141 夜間 -2053 ~2055 06-6942-4090
	六甲砂防工事事務所 総 務課	658-0052	神戸市東灘区住吉東町3-13-15	078-851-0535 078-851-0823
运数:军校 E	企画部 安全防災・環境課	540-8558	大阪市中央区大手前4-1-76	06-6949-6466 06-6949-6135
近畿運輸局	兵庫陸運支局 総務課	運支局 658-0024 神戸市東灘区魚崎浜町34-2		078-453-1106 078-431-8761
神戸海運監理部	総務部企画課	650-0042	 神戸市中央区波止場町1-1 	078-321-7003 078-321-3140
大阪航空局	大阪空港事務所 総務部空港保安防災課	560-0036	豊中市蛍池西町3-371	06-6843-1241 06-6843-1502
第五管区海上保安本部	警備救難部 救難課	650-0042	神戸市中央区波止場町1-1	078-391-6551 ~6557 夜間·休日 -4999
第八管区海上保安本部	舞鶴海上保安部 警備救難課	624-0946	舞鶴市下福井901 舞鶴港湾合同庁舎内	0773-76-4999 0773-76-4121

(3) 自衛隊

機関名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電 話 FAX
陸上自衛隊第3師団	第3部防衛班	664-0014	伊丹市広畑1-1	0727-81-0021 内線233,333
陸上自衛隊 第3特科連隊	第 3 科	670-8580	姫路市峰南町1-70	*注 0792-22-4001 ~ 4002 内線235~238 *注
海上自衛隊 阪神基地隊	警備課	658-0024	神戸市東灘区魚崎浜37	078-441-1001 内線231~235 *注

^{*}注:FAXを送信する際は、上記電話番号に電話し、交換手に連絡窓口への接続を依頼する。

(4) 指定公共機関

機 関 名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電話
7成 床1 口	在加心口	野区田つ	771 12 76	F A X
日本赤十字社	兵庫県支部 事業課	650-0011	神戸市中央区下山手通5-6-22	078-341-8791 平日 5 時以降 ・休日・祝日 078-341-8793
				078-341-5026
日本放送協会	神戸放送局	650-8515	神戸市中央区東川崎町1-2-2	078-371-8510
口平瓜区励云	放送部(ニュース)	000-0010	HDC神戸ビル5F	078-371-8517
口木送吃公园	関西支社	EGE 000E	十匹应吸用主法型15_4	06-6876-2222
日本道路公団	総務課	565-0805	大阪府吹田市清水15-1	06-6344-8247
医 体 京 本 送 攻 八 屈	神戸管理部	E44 00E6	独市主中中区等进町16-1	078-331-9801 (代)
阪神高速道路公団 	総務課	541-0056	神戸市中央区新港町16-1	078-341-9889
大 松四尺连边接八尺	第一管理局	055 0047	했다. 국 중 - V 및 古 # 구 TT 4 445	078-782-9961 (代)
本州四国連絡橋公団	計画課	655-0047	神戸市垂水区東舞子町4-115	078-782-9970
即亚帝 九州	神戸支店	050 0004	#=±+++∇+++++++++++++++++++++++++++++++++	078-220-0085
関西電力㈱	支店長室	650-0001	神戸市中央区加納町6-2-1	078-220-0090

(5) 指定地方公共機関

機関名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電 話 FAX
兵庫県道路公社	総務部	650-0001		078-232-9630 ~ -9637
	業務管理課			078-232-9640
芦有開発㈱	奥山事務所 施設部施設課	659-0004	芦屋市奥池南町34-1	0797-38-0001 0797-38-0003 (災害時優先電話)
	他设动地改珠			
機ラジオ関西	報道制作部	650-8580	 神戸市中央区東川崎町1-5-7	078-362-7377
	大を受ける		177 1011.人区采川崎町1107	078-362-7400
 株サンテレビジョン	報道制作局	650-8536	 神戸市中央区港島中町6-9-1	078-303-3145
例のクプレビクヨク	報道部	050-6550	一個一個一個	078-302-3619
兵庫エフエム	th:头盔 理 郊	650 0500	油豆主中中区沙山坦町5 A	078-322-1004
ラジオ放送㈱	放送管理部	650-8589	神戸市中央区波止場町5-4 	078-322-1007
社団は上丘庫県佐師 会	事效已	050 0004	油豆主中中区中山毛泽6.4.20	078-371-4114
社団法人兵庫県医師会	事務局	650-0004	神戸市中央区中山手通6-1-30 	078-371-7550

(6) 近畿府県

府県名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電話
n) x T	连和心口	野区田与		FAX
治□廿□目	県民生活部	910-8580	短开车 + € 2 . 4 . 4	0776-20-0310
福井県	消防防災課	910-0000	福井市大手3-17-1 	0776-22-7617
三重県	地域振興部	514-8570	净本庆明町12	059-224-2184
二里乐	消防防災課	314-0370	津市広明町13 	059-224-2199
滋賀県	企画県民部	520-8577	十净末克町4.1.1	077-528-3432
燃貝乐	消防防災課	520-6577	大津市京町4-1-1 	077-528-4843
六	総務部	602 9570	京都市上京区下立売通新町西入	075-41404474
京都府	消防防災課	602-8570	薮ノ内町	075-414-4477
大阪府	総務部	E40 9570	 大阪市中央区大手前2	06-6944-6022
✓ FIX NJ	防災室	540-8570	大阪市中央区入于前2 	06-6943-8530
奈良県	総務部	630-8501	奈良市登大路町30	0742-22-1101
示 民宗	消防防災課	030-0301	示及中央人路町30	0742-23-9244
和歌山県	総務部	640 9595	 和歌山市小松原通1-1	0734-41-2262
们机山东	消防防災課	640-8585	YH可X UH I I I I I I I I I I I I I I I I I I	0734-22-7652
(本自)目	県民環境部	770 0570	海自主下伏町1 1	0886-21-2286
│徳島県 │	消防防災安全課	770-8570	徳島市万代町1-1 	0886-21-2849

(7) 県

本庁

_ 機 関 名 	連絡窓口	郵便番号	所	在	地	電 F	話 A X
兵庫県	企 所 災 企 画 課 企 所 災 企 画 理 部 企 所 災 企 画 理 部 所 災 管 胃 局 消 防 誤	650-8567	神戸市中央区 神戸市中央区 (078-36 078-36 078-36 (消 078-36	41-7711 62-9988 62-9911 77表82 62-9911 41代298 62-9916 62-9916
兵庫県警察本部	生活安全部 銃器対策課	650-0011	神戸市中央区下山手通5-4-1		5_1_1	078-34 内線3	41-7441 591
大伴示言家华即	警備部 災害対策課	000-0011	기구/ 내 기구/스	1. 山子地	∪- 4- 1	078-34 内線46	41-7441 606

地方機関

機関名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	- 電 話 - 直 通 F A X
神戸県民局	企画県民部 企画調整・防災 担当	650-0004	神戸市中央区中山手通6-1-1	078-361-8500 078-361-8617 078-361-8631
阪神南県民局	企画管理部 市町・防災担当	660-0892	尼崎市東難波町5-21-8	06-6481-7641 06-6481-8072 06-6483-3664
阪神北県民局	企画管理部 市町・防災担当	665-8567	宝塚市旭町2-4-15	0797-83-3101 0797-83-3124 0797-86-4379
東播磨県民局	企画管理部 市町・防災担当	675-8566	加古川市加古川町寺家町天神木 97-1	0794-21-1101 0794-21-9029 0794-24-6616
北播磨県民局	企画管理部 市町・防災担当	673-1431	加東郡社町社字西柿1075-2	0795-42-5111 0795-42-9325 0795-42-4704
中播磨県民局	企画管理部 市町・防災担当 防災対策専門員	670-0947	姫路市北条1-98	0792-81-3001 0792-81-9066 0792-85-1102
西播磨県民局	企画管理部 市町・防災担当	678-1205	赤穂郡上郡町光都3-5-1	0791-58-2100 0791-58-2118 0791-58-2161
但馬県民局	企画管理部 市町・防災担当	668-0025	豊岡市幸町7-11	0796-23-1001 0796-26-3618 0796-24-7490
丹波県民局	企画管理部 市町・防災担当	669-3309	氷上郡柏原町柏原688	0795-72-0500 0795-73-3726 0795-72-3077
淡路県民局	企画管理部 市町・防災担当	656-0021	洲本市塩屋2-4-5	0799-22-3541 0799-26-2017 0799-24-2240

(8) 市町

市町名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電 話	F A X
神戸市	市民防災課	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-331-6232 夜間333-0119	078-322-6031
姫路市	消防局防災課	670-8501	姫路市安田4-1	0792-23-9548 夜間 -0003	0792-23-9535
尼崎市	総務局総務課	660-0051	尼崎市東七松1-23-1	06-6489-6169 夜間 -6120	06-6489-6170
明石市	総務部庶務課	673-8686	明石市中崎1-5-1	078-918-5005 夜間 -0123	078-918-5103
西宮市	防災対策課	662-8567	西宮市六湛寺町10-3	0798-35-3547 夜間 -3151	0798-36-1990
洲本市	総務部総務課	656-8686	洲本市本町3-4-10	0799-22-3321 夜間 -3321	0799-24-1722
芦屋市	防災対策課	659-8501	芦屋市精道町7-6	0797-31-2121 夜間 32-2345	0797-38-2157
伊丹市	生活安全室	664-8503	伊丹市千僧1-1	0727-84-8005 夜間 83-0123	0727-84-8029
相生市	企画管理部総務課	678-8585	相生市旭1-1-3	07912-3-7126 夜間 -7111	07912-2-6439
豊岡市	総務部総務課	668-8666	豊岡市中央町2-4	0796-23-1111 夜間 -1111	0796-24-2575
加古川市	総務部総務課	675-8501	加古川市加古川町北在家23-1	0794-27-9134 夜間 24-1151	0794-24-1375
龍野市	総務部総務課	675-4167	龍野市龍野町富永1005-1	0791-63-3131 夜間 -3142	0791-63-2594
赤穂市	総務部総務課	678-0239	赤穂市加里屋81	0791-43-6850 夜間 -3201	0791-43-6892
西脇市	総合企画課	677-8511	西脇市郷瀬町605	0795-22-4688 夜間 -4688	0795-22-1014
宝塚市	総務部総務課	665-8665	宝塚市東洋町1-1	0797-77-2006 夜間 71-1141	0791-72-1419
三木市	企画部企画課	673-0432	三木市上の丸町10-30	0794-82-2311 夜間 -0119	0794-82-9755
高砂市	企画部企画課	676-8501	高砂市荒井町千鳥1-1-1	0794-43-9007 夜間 42-2101	0794-42-9577
川西市	総務部総務課	666-8501	川西市中央町12-1	0727-40-1140 夜間 -1111	0727-40-1320
小野市	総務部総務課	675-1380	小野市王子町806-1	0794-63-1010 夜間 -0119	0794-63-6600
三田市	総務部総務課	669-1595	三田市三輪2-1-1	0795-59-5031 夜間 -5031	0795-59-1254
加西市	企画室	675-2395	加西市北条町横尾514	0790-42-8700 夜間 -1100	0790-43-1800
篠山市	総務課	669-2332	篠山市篠山町北新町41	0795-52-1111 夜間 -1111	0795-52-5665
猪名川町	総務課	666-0292	川辺郡猪名川町上野字北畑11-1	0727-66-8708 夜間 -0001	0727-66-3732
吉川町	住民課	673-1192	美囊郡吉川町吉安246	0794-72-0180 夜間 -0180	0794-72-1694

電話番号(上段)は連絡窓口の直通電話番号

市町名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電話	F A X
社町	生活環境課	673-1493	加東郡社町社50	0795-42-3301 夜間 -3301	0795-42-6862
滝野町	生活文化課	679-0292	加東郡滝野町下滝野1269-2	0795-48-3001 夜間 -3001	0795-48-5525
東条町	住民生活課	673-1395	加東郡東条町天神125	0795-47-1300 夜間 -1300	0795-47-1621
中町	総務課	679-1192	多可郡中町中村町123	0795-32-2380 夜間 -2380	0795-32-2349
加美町	住民課	679-1201	多可郡加美町豊部240	0795-35-0080 夜間 -0080	0795-35-0098
八千代町	住民課	677-0192	多可郡八千代町中野間650	0795-37-0250 夜間 -0250	0795-37-1993
黒田庄町	住民課	679-0311	多可郡黒田庄町喜多165-1	0795-28-2121 夜間 -2121	0795-28-4881
稲美町	企画課	675-1115	加古郡稲美町国岡135-1	0794-92-9130 夜間 -1212	0794-92-5162
播磨町	住民課	675-0156	加古郡播磨町東本荘1-5-30	0794-35-2363 夜間 -0355	0794-35-7901
家島町	生活課	672-0192	夢前郡家島町真浦2137-1	07932-5-3003 夜間 -1001	07932-5-2721
夢前町	生活環境課	671-2192	夢前郡夢前町前之庄2160	07933-6-4401 夜間 -0001	07933-6-3788
神崎町	生活環境課	679-2492	神埼郡神崎町中村119-1	0790-32-1221 夜間 -1221	0790-32-1788
市川町	総務課	679-2392	神埼郡市川町西川辺165-3	0790-26-1010 夜間 -1010	0790-26-1049
福崎町	生活環境課	679-2280	神埼郡福崎町南田原3116-1	0790-22-0560 夜間 -0560	0790-22-5980
香寺町	生活課	679-2144	神埼郡香寺町中屋14	0790-32-0001 夜間 -0001	0790-32-4845
大河内町	住民生活課	679-3116	神埼郡大河内町寺前64	0790-34-0962 夜間 -0001	0790-34-1556
新宮町	町民公室	679-4392	揖保郡新宮町新宮1048-8	0791-75-0252 夜間 -0251	0791-75-0264
揖保川町	住民課	671-1692	揖保郡揖保川町正篠279-1	0791-72-2525 夜間 -2525	0791-72-6338
御津町	住民課	671-1392	揖保郡御津町釜屋180-1	07932-2-1451 夜間 -1001	07932-2-2625
太子町	生活環境課	671-1592	揖保郡太子町鵤1369-1	0792-77-1015 夜間 -1010	0792-76-3892
上郡町	住民課	678-1292	赤穂郡上郡町大持278	0791-52-1115 夜間 -1111	0791-52-6490
佐用町	住民課	679-5380	佐用郡佐用町佐用2611-1	0790-82-0660 夜間 -2521	0790-82-0146
上月町	福祉課	679-5595	佐用郡上月町上月787-2	0790-86-1211 夜間 -0331	0790-86-0793
南光町	住民課	679-5292	佐用郡南光町下徳久1004-1	0790-78-0104 夜間 -0101	0790-78-1225
三日月町	住民福祉課	679-5192	佐用郡三日月町三日月1110-1	0790-79-2984 夜間 -2001	0790-79-3633

電話番号(上段)は連絡窓口の直通電話番号

市町名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電話	F A X
山崎町	消防防災課	671-2598	宍粟郡山崎町鹿沢78-7	0790-62-2000 夜間 -2000	0790-62-7395
安富町	住民課	671-2401	宍粟郡安富町安志1151	0790-66-2301 夜間 -2300	0790-66-4290
一宮町	住民課	671-4192	宍粟郡一宮町安積1347-3	0790-72-1002 夜間 -1000	0790-72-1596
波賀町	住民課	671-4241	宍粟郡波賀町安賀232-1	0790-75-2220 夜間 -2220	0790-75-3599
千種町	住民課	671-3201	宍粟郡千種町千草168	0790-76-2210 夜間 -2210	0790-76-3379
城崎町	総務課	669-6195	城崎郡城崎町湯島448	0796-32-2711 夜間 -2711	0796-32-4587
竹野町	総務課	669-6292	城崎郡竹野町竹野1575	0796-47-1111 夜間 -1111	0796-47-1850
香住町	住民課	669-6592	城崎郡香住町香住1595-3	0796-36-1111 夜間 -1111	0796-36-3809
日高町	住民課	669-5391	城崎郡日高町祢布920	0796-42-1111 夜間 -1111	0796-42-1214
出石町	町民課	668-0292	出石郡出石町内町1	0796-52-4344 夜間 -3111	0796-52-3610
但東町	町民課	668-0393	出石郡但東町出合150	0796-54-1001 夜間 -1000	0796-54-1005
村岡町	町民課	667-1392	美方郡村岡町村岡390	0796-94-0321 夜間 -0321	0796-98-1522
浜坂町	町民課	669-6792	美方郡浜坂町浜坂2673-1	0796-82-3111 夜間 -3111	0796-82-2970
美方町	住民課	667-1503	美方郡美方町大谷564-1	0796-97-3375 夜間 -3111	0796-97-2097
温泉町	住民生活課	669-6892	美方郡温泉町湯1604	0796-92-1131 夜間 -1131	0796-92-2044
八鹿町	総務課	667-8651	養父郡八鹿町八鹿1675	0796-62-3161 夜間 -3161	0796-62-7491
養父町	住民課	667-0198	養父郡養父町広谷250	0796-64-0281 夜間 -0281	0796-64-1758
大屋町	総務課	667-0311	養父郡大屋町大家市場117	0796-69-0120 夜間 -0120	0796-69-1682
関宮町	総務課	667-1105	養父郡関宮町関宮633	0796-67-2331 夜間 -2331	0796-67-3213
生野町	総務課	679-3301	朝来郡生野町口銀谷791-1	0796-79-2240 夜間 -2240	0796-79-2149
和田山町	総務課	669-5292	朝来郡和田山町東谷213-1	0796-72-1301 夜間 -1301	0796-72-4041
山東町	総務課	669-5192	朝来郡山東町楽音寺95	0796-76-2080 夜間 -2080	0796-76-2696
朝来町	総務課	679-3431	朝来郡朝来町新井73-1	0796-77-1165 夜間 -1165	0796-77-1513
柏原町	企画振興課	669-3396	氷上郡柏原町柏原1	0795-72-0544 夜間 -0544	0795-72-0830
氷上町	住民課	669-3692	氷上郡氷上町成松字甲賀1	0795-82-1001 夜間 -1001	0795-82-5448

電話番号(上段)は連絡窓口の直通電話番号

市町名	連絡窓口	郵便番号	所 在 地	電話	FAX
青垣町	住民課	669-3892	氷上郡青垣町佐治619-2	0795-87-1001 夜間 -1001	0795-87-1525
春日町	総務企画課	669-4141	氷上郡春日町黒井811	0795-74-0221 夜間 -0221	0795-74-2926
山南町	町民課	669-3198	氷上郡山南町谷川2033	0795-77-0240 夜間 -0240	0795-77-2614
市島町	総務課	669-4392	氷上郡市島町上田448-1	0795-85-1001 夜間 -1001	0795-85-2598
津名町	生活環境課	656-2192	津名郡津名町志筑1600-1	0799-62-0001 夜間 -0001	0799-62-3010
淡路町	町民公室	656-2492	津名郡淡路町岩屋1000	0799-72-3111 夜間 -3111	0799-72-4290
北淡町	住民生活課	656-1792	津名郡北淡町富島401	0799-82-1144 夜間 -1144	0799-82-2863
一宮町	総務課	656-1592	津名郡一宮町郡家170-1	0799-85-1122 夜間 -1122	0799-85-2464
五色町	生活環境課	656-1395	津名郡五色町都志207	0799-33-0160 夜間 -0160	0799-33-0039
東浦町	住民生活課	656-2392	津名郡東浦町久留麻239-1	0799-74-4101 夜間 -4101	0799-74-5545
緑町	住民生活課	656-0192	三原郡緑町広田広田1064	0799-45-0390 夜間 -0390	0799-45-1250
西淡町	住民生活課	656-0393	三原郡西淡町湊90-1	0799-36-3311 夜間 -3311	0790-36-3997
三原町	住民生活課	656-0405	三原郡三原町市市358-1	0799-42-0322 夜間 -0320	0790-42-3594
南淡町	町長公室	656-0592	三原郡南淡町福良甲512	0799-52-2512 夜間 -0426	0790-50-2523

電話番号(上段)は連絡窓口の直通電話番号

(9) 消防本部

	郵便番号	所 在 地	電話
			F A X
神戸市消防局	650-8570	神戸市中央区加納町6-5-1	078-333-0119
			078-392-2119
姫路市消防局	670-8501	姫路市安田4-1	0792-23-0003
			0792-22-8222
尼崎市消防局	660-0881	尼崎市昭和通2-6-27	06-6481-0119
			06-6482-1995
明石市消防本部	673-0883	明石市中崎1-6-20	078-918-0123
			078-914-1353 0798-26-0119
西宮市消防局	662-0911	西宮市池田町13-3	0798-26-0119
			0790-30-2400
芦屋市消防本部	659-0064	芦屋市精道町8-26	0797-32-0119
			0727-83-0123
伊丹市消防局	664-0881	伊丹市昆陽1-1-1	0727-83-4999
			07912-3-7119
相生市消防本部	678-0031	相生市旭1-1-3	07912-3-2119
			0794-24-0119
加古川市消防本部	675-8501	加古川市加古川町北在家23-1 	0794-24-0530
等取主光位未 如	675 4467	ちゅう	0791-63-3511
龍野市消防本部	675-4167	龍野市龍野町富永1005-1	0791-63-3042
赤穂市消防本部	678-0239		07914-3-0119
까하마거에수마	070-0239	が他 10 加土座 1120-120	07914-5-0119
宝塚市消防本部	665-0033	 宝塚市伊孑志3-14-61	0797-73-1141
포장마에스마	000 0000	正2011年 01	0797-72-7244
三木市消防本部	673-0431	 三木市本町2-9-1	0794-82-0119
	0.0 0.01		0794-82-9167
高砂市消防本部	676-0078	 高砂市伊保4-553-1	0794-48-0119
1-372 (1-7/3/72) H			0794-48-0928
川西市消防本部	666-0017	 川西市火打1-12-11	0727-59-0119
	000-0017 //[四形入引]1-12-11		0727-57-3379
小野市消防本部	675-1378	小野市王子町806-1	0794-63-0119
			0794-63-6699
三田市消防本部	669-1543	 三田市下深田396	0795-64-0119
			0795-63-1230
加西市消防本部	675-2321	加西市北条町東高室993-1	0790-42-2500
			0790-42-3435

消防本部名	郵便番号	所 在 地	電 話 FAX
			0795-94-1119
篠山市消防本部	669-2451	篠山市北40-2	0795-94-1119
W4 4 W - \ 4-			0727-66-0119
猪名川町消防本部	666-0233 川辺郡猪名川町紫合字古津側山4-10		0727-66-1216
如素に取りまり消除する	070 4404		0795-42-0119
加東行政(事)消防本部	673-1464	加東郡社町上中3-25	0795-42-4209
沙内广州沙叶(声)沙叶士如	050 0004	温土土均尼4.0.00	0799-24-0119
淡路広域消防(事)消防本部	656-0021	洲本市塩屋1-2-32	0799-24-4575
中播消防(事)消防本部	679-2214	神埼郡福崎町福崎新404-2	0790-23-0119
中插舟的(争)舟的本部	079-2214	竹巧石沙街呵叫 竹呵 树 404-2	0790-22-0119
佐用郡広域行政(事)消防本部	673-5307	佐用郡佐用町円応寺233-1	0790-82-3872
性用邻四域11或(事)用例本品	073-3307	在用船在用闸门心守255-1	0790-82-0119
あさご消防本部	669-5261	朝来郡和田山町枚田436-1	0796-72-0119
めここ内的本品	009-3201	物不能作品品刷1次出430-1	0796-72-5046
 宍粟郡広域消防(事)消防本部	671-2524	宗粟郡山崎町船元34-1	0790-62-0119
六来邻区域用例(<u>争)</u> 用例本即	071-2524	八米部山岬岬加九34-1	0790-62-5817
養父郡消防本部	677-0192	多可郡八千代町中野間650	0796-62-7131
食 文仰/月初本即	077-0192	多可能八十七四十對1月000	0796-62-7764
西脇多可行政(事)消防本部	679-0311	西脇市野村町1796-502	0795-22-0119
四咖夕911以(事)用例本品	079-0311	四mm (1) 到 f f y m 1 f y 90 - 302	0795-23-6119
》 氷上郡広域行政(事)消防本部	675 ₋ 1115	氷上郡柏原町母坪371-1	0795-72-2255
┃氷上郡広域行政(事)消防本部 675-1115 氷上郡柏原 ┃		水工部们床间 G外(1-1	0795-72-1155
 揖南消防(事)消防本部	675-0156	揖保郡太子町老原554-1	0792-76-1191
14用用的(多)用的本品	073-0130		0792-76-2246
美方広域消防(事)消防本部	方広域消防(事)消防本部 672-0192 美方郡温泉町今岡257-1	美方郡温泉町今岡257-1	0796-92-0119
大刀心场内的(芋丿用的牛品	10 10 10 10 10 10 10 10		0796-92-0594
北但消防本部	671-2192	 豊岡市昭和町4-33	0796-24-1119
·····································	011-2132	ᄝᄢᄞᄱᄭᄤᆟᆓ고ᅅ	0796-24-4253

付 録

1 兵庫県防災会議条例

一昭和37年10月6日 一年庫県条例第43号

改正 昭和38年12月25日条例第 107号 昭和45年 6 月10日条例第37号 昭和41年 6 月 1 日条例第 41号 昭和48年 3 月20日条例第 8 号 昭和44年 6 月10日条例第 35号

(趣 旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第 223号)第15条第8項に基づき、兵庫県防災 会議 (以下「防災会議」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(委員及び専門委員)

- 第2条 次の各号に掲げる委員の定数は、当該各号に定めるとおりとする。
 - (1) 知事の部内の職員のうちから指名される委員 14人以内
 - (2) 市町村長及び消防機関の長のうちから任命される委員 4人以内
 - (3) 指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員のうちから任命される委員 20人以内
- 2 前項第2号及び第3号に掲げる委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その 前任者の残任期間とする。
- 3 前項の委員は、再任されることができる。
- 4 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(幹事)

- 第3条 防災会議に、幹事65人以内を置く。
- 2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、知事が任命する。
- 3 幹事は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐する。

(部 会)

- 第4条 防災会議は、その定めるところにより、部会を置くことができる。
- 2 部会に属する委員及び専門委員は、会長が指名する。
- 3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。
- 4 部会長は、部会の事務を掌理する。
- 5 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその 職務を代理する。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、 会長が防災会議にはかって定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和38.12.25条例第 107号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和41.6.1条例第41号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和44.6.10条例第35号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和45.6.10条例第37号) この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和48.3.20条例第8号) この条例は、公布の日から施行する。

2 兵庫県防災会議運営規程

(目的)

第1条 この規程は、兵庫県防災会議条例(昭和37年兵庫県条例第43号)第5条の規定に基づき、 兵庫県 防災会議(以下「防災会議」という。)の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定 めることを目的 とする。

(招集)

第2条 防災会議は、会長が招集し、その会議の議長となる。

(欠席)

- 第3条 委員は、事故その他やむをえない事由により防災会議に出席できないときは、あらかじめ その旨を会長に届け出なければならない。
- 2 前項の場合において、委員は、その所属する機関の職員を代理人として防災会議に出席させる ことができる。

(会議)

第4条 防災会議は、年度の当初及び防災に関し、会議の必要が生じたときに開くものとする。

(議事の特例)

- 第5条 防災会議の議案で、一部の特定の機関にのみ関係のある事案については、会長が適宜の方 法により関係のある委員と協議して決することができる。
- 2 会長は、前項の規程により協議して決した事項は、次の防災会議にその旨を報告するものとす る。

(専決処分等)

- 第6条 会長は、防災会議が処理すべき事項のうち、次の各号の一に該当するときは、別記の事項 について専決処分することができる。
 - (1) 会長において、防災会議を招集する暇がないと認めるとき
 - (2) 軽易な事項で、すみやかな措置を要するとき
- 2 会長は、前項の規定による処置については、次の防災会議にその旨を報告するものとする。

(異動報告)

第7条 委員又は幹事は、異動等により変更があったときは、後任者がその職氏名及び異動年月日 を速やかに会長に報告しなければならない。

(幹事会)

- 第8条 防災会議の幹事をもって、幹事会を組織する。
- 2 幹事会は、防災会議の所掌事務について、委員及び専門委員を補佐し事務を推進する。
- 3 幹事会は、会長が招集する。

(常任幹事)

- 第9条 幹事会に、常任幹事若干人を置く。
- 2 常任幹事は、会長が指名する。
- 3 常任幹事は、幹事会において委任された事項を処理する。

(準用規定)

第10条 幹事会の会議については、第3条及び第4条の規定は、幹事会に準用する。

附 則

この規程は、昭和38年5月24日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年7月7日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

別記

- 1 兵庫県防災計画に基づき、その実施を推進すること。 (災害対策基本法(以下「法」という。)第14条)
- 2 災害に関する情報を収集すること。(法第14条)
- 3 災害応急対策及び災害復旧に関し、関係機関相互の連絡調整を図ること。(法第14条)
- 4 非常災害に際し、緊急措置に関する計画を作成し、その実施を推進すること。(法第14条)
- 5 関係機関の長に対し、資料又は情報の提供、意見の開陳その他必要な協力を求めること。 (法第21条)
- 6 災害対策本部の設置について、知事に意見の具申をすること。(法第23条)
- 7 市町村防災計画の作成又は修正について、知事に意見の具申をすること。(法第42条)

3 兵庫県防災会議専門委員会運営要綱

(目的)

- 第1条 この要綱は、兵庫県地域防災計画にかかる地震災害対策、風水害等対策、海上災害対策及び原子力 災害対策のそれぞれについて専門的見地から調査、検討するため、兵庫県防災会議(以下「防災会議」と いう。)に設置した次の専門委員会(以下「委員会」という。)の運営について必要な事項を定めるもの とする。
 - (1) 地震災害対策計画専門委員会
 - (2) 風水害等対策計画専門委員会
 - (3) 海上災害対策計画専門委員会
 - (4) 原子力防災計画専門委員会

(検討事項)

- 第2条 委員会は、地震災害対策、風水害等対策、海上災害対策及び原子力災害対策に関する次の事項について、専門的見地から調査、検討する。
 - (1) 地震災害対策計画専門委員会
 - (ア) 兵庫県南部地震の分析に関すること
 - (イ) 地震による被害想定に関すること
 - (ウ) 地震災害にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
 - (I) その他地域防災計画(地震災害対策計画)の作成に関し必要なこと
 - (2) 風水害等対策計画専門委員会
 - (ア) 風水害等にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
 - (イ) その他地域防災計画(風水害等対策計画)の作成に関し必要なこと
 - (3) 海上災害対策計画専門委員会
 - (ア) 海上災害にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
 - (イ) その他地域防災計画(海上災害対策計画)の作成に関し必要なこと
 - (4) 原子力防災計画専門委員会
 - (ア) 原子力災害にかかる予防対策、災害応急対策等に関すること
 - (イ) その他地域防災計画 (原子力防災計画)の作成に関し必要なこと

(組織)

- 第3条 委員会は、兵庫県防災会議会長(以下「会長」という。)が指名する防災会議専門委員をもって次のとおり構成する。
 - (1) 地震災害対策計画専門委員会 20人以内
 - (2) 風水害等対策計画専門委員会 10人以内
 - (3) 海上災害対策計画専門委員会 10人以内
 - (4) 原子力防災計画専門委員会 10人以内
- 2 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員のうちから会長が指名する。
- 3 委員長は、委員会の事務を掌理し、委員会を総括する。
- 4 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会は、必要に応じ委員長が招集する。

2 委員長は、必要があると認めるときは、防災会議の委員、専門委員、幹事及びその他の関係者の出席を求めることができる。

(報告)

第5条 委員長は、防災会議に議事の経過または結果を報告するものとする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、兵庫県企画管理部防災局防災企画課において処理する。

(雑則)

第7条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成7年3月25日から施行し、専門事項に関する調査の完了をもって終了する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成10年3月7日から施行する。

附 則

この要綱は、平成12年6月28日から施行する。

4 兵庫県防災会議組織

兵庫県防災会議委員・幹事

1 会 長 兵庫県知事

2 委員・幹事

指定地方行政機関(法第15条第5項第1号によるもの)

	機		関		名		委		員	幹事
近	畿	管	X	警	察	局	局		長	 広 域 調 整 部 長
近	畿	総	合	通	信	局	局		長	無線通信部私設第一課長
神	戸	中	央	郵	便	局	局		長	副局長
近	畿 財	務局	神戸	財 務	事者	务 所	所		長	総務課 長
近	<u>幺</u> 田	虼	厚	生		局	局		長	総務課長
兵	盾	Ī	労	偅	ħ	局	局		長	労働基準部安全課長
近	幺	发	農	函		局	局		長	生産経営部農産課長
神	戸	食	糧	事	務	所	所		長	計画流通部長
近	畿口	国	森	林 管	理	局	局		長	兵庫森林管理署長
近	畿	経	済	産	業	局	局		長	総務企画部総務課長
中	部近畿	鉱山	保安監	督部	近 畿	支部	支	部	長	指 導 課 長
近	畿	地	方	整	備	局	局		長	企 画 部 環 境 審 査 官
										港湾空港部事業計画官
近	<u>幺</u> 田	虼	運	輔	ij	局	局		長	兵庫陸運支局長
神	戸	海	運	監	理	部	部		長	総務部企画課長
大	阪	空	港	事	務	所	空	港	長	総務 部長
神	戸	海	洋	気	象	台	台		長	業 務 課 長 警 備 救 難 部 長
第	五 管	X	海 上	保	安本	部	本	部	長	警 備 救 難 部 長
第	八管区海	事上保	安本部	舞鶴海	上保	安部	部		長	香 住 海 上 保 安 署 長

陸上自衛隊(法第15条第5項第2号によるもの)

	栈	发			関			名	-		委		員	幹			事
陸	上	自	衛	隊	第	3	特	科	連	隊	連	隊	長	副	連	隊	長

教育委員会(法第15条第5項第3号によるもの)

	機		ß			名		委		員	幹			事
兵	庫	県	教	育	委	員	会	教	育	長	総	務	課	長

警察本部(法第15条第5項第4号によるもの)

	機		関		名		委		員	幹	È			Į	事
兵	庫	県	<u>敬</u>	察	本	部	本	部	長	災	害	対	策	課	長

兵庫県知事部局の職員(法第15条第5項第5号によるもの)

機	関	名	委	員	幹	事
兵	庫	県	防災会議I を所掌する	事に係る事務の者に限るのと	(企防防(企(企(農(企土(長(会(管(企防防(企(企(農(企土(長(会(管)ののでは、「食」のでは、食」のでは、食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のでは、「食」のは、食」のは、「食」のは、食」のは、食」のは、食」のは、食べは、食べは、食」のは、食べは、食」のは、食」のは、食」のは、食」のは、食」のは、食」のは、食」のは、食」の	務 務 務 務 <u> </u>

市長村長及び消防機関の長の代表(法第15条第5項第6号によるもの)

	機			Ē	関		名	7		委	員	卓	全			事
兵兵財兵	J	庫庫法 / 県	! !	県県兵下	市 町 庫 県 消	消 防	長 村 防	協	会会会会	会会会会	長長長	事事事神戸	務 務 務 ^宣 市消防局	局警防	局 局 次 i部警防	長 長 課 長

指定公共機関・指定地方公共機関(法第15条第5項第7号によるもの)

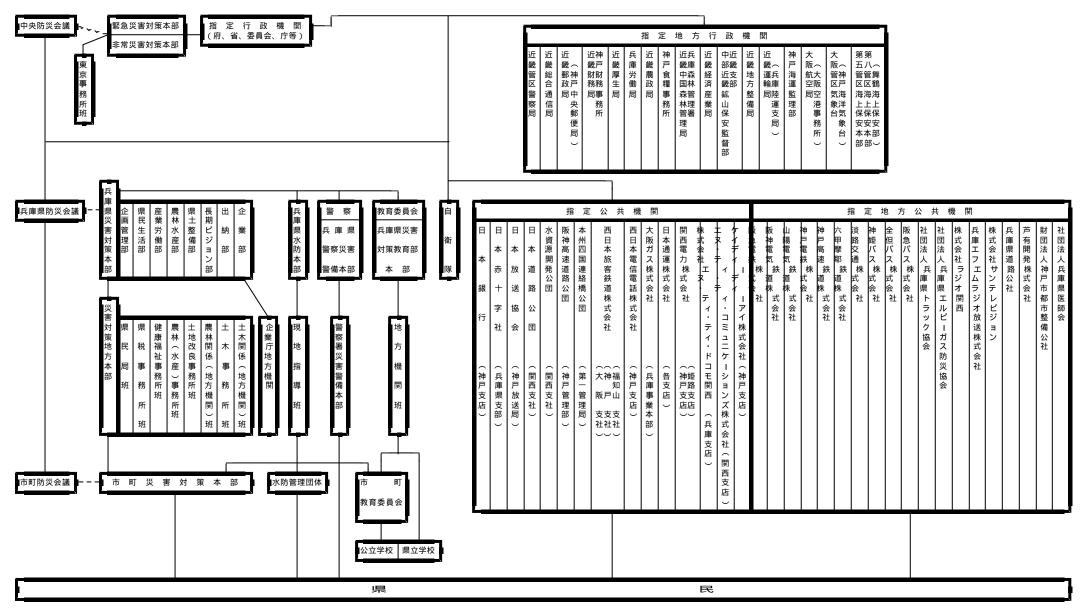
機	関	名	73	委				Ę	į	ţ	弇				哥	F
日 本 銀	行(神	戸支店)	支			店			長	文		書		課		長
日本赤十字	社(兵庫	県支部)	事		務		局		長	事		業		課		長
日本放送協	3会(神戸	放送局)	局						長	放		送		部		長
日本道路:	公団(関	西支社)	支			社			長	保		全		部		長
水資源開発	公団(関	西支社)	支			社			長	_	庫 ゟ	j L	、 管	理	所	長
阪神高速道路	各公団(神戸	■管理部)	部						툱	総		務		課		長
本州四国連絡	橘公団(第	一管理局)	局						長	保		全		部		長
西日本旅客鉄	道株式会社(神戸支社)	支			社			長	施		設		課		長
西日本電信電	話株式会社(神戸支店)	支			店			長	設		備		部		長
大阪ガス株式	会社(兵庫	事業本部)	副		本		部		長	保	安 指	令 1	ヒン	タ・	一 所	長
日本通運株	式会社(神	申戸 支 店)	支			店			長	総		務		課		長
関西電力株	式会社(神	申戸支店)	支			店			長	支尼	長室	総務・	広報	ブルプ	升水	ジャー
ケイディーディ	ーアイ株式会社	:(神戸支店)	支			店			長	支	店	長	(兼	務)
山陽電気	鉄 道 株	式 会 社	代章	長月	双	締	役	社	長	総	矜	, j	本	咅	ß	長
神姫バ	ス株っ	式 会 社	代	表	取	締	役	社	長	バ	ス	事	業	部	次	長
社団法人兵	庫県トラ	ック協会	会						長	輸	送	事)	業	部	長
株式会	社 ラ ジ	オ 関 西	代	表	取	締	役	社	長	報	道	制	l f	乍	部	長
株式会社	サンテレ	ビジョン	代	表	取	締	役	専	務	報		道		部		長
社 団 法 人	、兵 庫 県	医 師 会	会						長	副			会			長

5 原子力防災計画専門委員会委員名簿

(五十音順 委員長 副委員長)

Ì	氏	名	Z	役 職
飯	泉	仁		(財)高輝度光科学研究センター理事
岡	部	慶	Ξ	東京大学名誉教授
衣	笠	達	也	三菱重工業㈱神戸病院外科医長
中	込	良	廣	京都大学原子炉実験所助教授
能	澤	正	雄	(財)高度情報科学技術研究機構顧問

6 兵庫県地域における防災関係組織図



兵庫県地域防災計画(原子力等防災計画)

索 引

の		
安全宣言 87,132 IAEA 7,8	外国人対策 34	県民局 51,52,59, 64,65,72,73,74,75,76,77,78,81,83
I P 型輸送物 7,12 R I 輸送物 12	[き] 救急医療 30,102,104,107	原災法施行令 126 原子力安全委員会 8,18,
	対急告示病院・診療所 104 救護所 100,104,106	26,31,32,97,107,108,112,113,132 原子力安全委員会専門部会ワーキング
移動無線局 66 医療用ラジウム針 17	救護センター 100 救出 4,39,41,43,102,103,124	グループ 31 原子力基本法 1,25,26
飲料水等の摂取制限 39,40,87,112,114	救出担当機関 103 救助・救急活動 42,43,44	原子力緊急事態 1,8,10,11,39,41,47,49,71,72,76,89,131,132
E P Z 18	教育長 70 近畿運輸局 3	原子力緊急事態解除宣言 76,131,132
[う] う回路対策 125	近畿管区警察局 3 近畿経済産業局 3	原子力緊急事態宣言 39,47,71,72,89
運搬証明書 7 運搬容器 47	近畿地方整備局 3,129 緊急技術助言組織 32,33	原子力災害 1,2,3,6,18,25,27,29,30,32,
EPZ 18 [う] 125 運搬証明書 7 運搬容器 47 [え] 第生研究所 29 131	緊急交通路 124,125 救急指定病院 102,103	33,34,35,36,37,39,40,41,45,47, 49,53,54,56,57,60,64,65,66,70,
衛生研究所 29,131 衛星車載局 64,65	緊急消防援助隊 42,85 緊急時医療 30,32,39,40,42,	71,72,73,74,75,76,77,78,79,84, 85,86,87,89,90,91,92,94,95,96,
衛星ホットライン 65 栄養相談 100,118	43,44,45,87,102,104,106,107,108 緊急時医療本部 107	99,102,103,104,106,109,120,121, 122,123,124,128,131,132,133,134
A型輸送物 7,8,9,10,12,13 NTT西日本 59,65,66	緊急時対応可能医療機関 30,31,106 緊急事態応急対策調査委員 32,132	原子力災害合同対策協議会 41,47,49,78,84,91
N T T 西日本無線通信設備 66 L 型輸送物 7,9,12,109	緊急事態応急対策 32,39,41,71,72,76,84,126,132	原子力災害対策特別措置法(原災法) 1,8,10,18,25,27,32,39,47,
[8]	緊急事態応急対策実施区域 71,72,76	49,84,96,97,124,125,126,127,129 原子力災害対策避難誘導等のための
応援協定 84,85,86 大阪空港事務所 3 大阪航空局 3	緊急時モニタリング 29,87,89,97,107,112 87年末 400,407,400	99 原子力災害対策本部
大阪航空局 3 屋内退避 97 汚染 1,7,8,9,	緊急通行車両 126,127,129 緊急通話 66 緊急搬送 86	41,70,76,84,91 原子力施設 8,9,18,32,35,36,97,107,108,113
10,12,14,15,16,17,26,29,30,35, 39,41,42,43,44,80,81,87,89,95,	緊急被ばく医療施設 30,106 緊急被ばく医療	原子力施設等の防災対策について 97,107,108,113
98,99,103,104,106,107,108,109, 110,111,112,113,115,116,117,131	30,31,36,42,104,106 緊急被ばく医療派遣チーム 42	原子力事業者 1,8,25,29,32,35,39,40,41,45,47,
[か]	緊急報告 53,55,56 緊急輸送 4,126,127,128	89,91,94,102,103,109,115,131,134 原子力事業者防災業務計画 25
海上交通の確保 128 海上自衛隊呉地方隊 4	緊急時医療対策 39.40.42.43.44.45.87.106	原子力事業所 1,7,18,37,39,40,49 原子力等防災対策アドバイザー会議
海上保安官 96,98,109 海上保安庁	技術者団体 29,89,131 技術者 29,73,89,131	33,87 原子力発電所等周辺の防災対策につい
50,51,52,67,85,106,109 核原料物質 1,7,25,26,27,52,97	表伤安貝 00,70	て 8 原子力発電所
各種相談の実施 42,43,44,45,95 核燃料加工施設 18,20 なが料サイクル開発機構 26,20	[〈] 区域規制 124	6,8,18,19,21,26,40,49 原子力防災管理者 25,39,47,74 原子力防災組織 25
核燃料サイクル開発機構 26,29 核燃料再処理施設 18 核燃料物質 1,	空間放射線 29,89 29間放射線量率 89 区間規制 124	原子力防災組織 25 原子炉施設 18,20,22 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の
7,8,9,11,13,16,18,25,26,27,29, 32,39,41,47,50,77,78,84,89,91,		規制に関する法律(原子炉等規制法) 7,8,9,16,18,25,47,109,115
94,96,97,98,102,109,131,132,134 核燃料輸送物 7,8,110	警察官職務執行法 96 警察官 63,85,96,98,121,125,126	現地対策本部 41,77,78,84,89,91
核分裂性輸送物 7,8 火災・災害等即報要領 48,57	警察庁 50,51,52,66 警察電話 66	[こ] 公安委員会
仮設トイレ 101 環境安全 32	警察本部 4,32,39,40,47,48,50, 51,52,54,56,60,63,64,66,70,80,	7,12,63,85,124,125,126,127,129 広域応援 84,86,103
環境試料 29,89 環境放射線モニタリング	82,99,100,102,104,106,115,120, 121,122,123,124,125,126,127,129	広域緊急援助隊 42 広域消防応援体制 85
36,87,131,132 環境放射線量 29	警察無線 53,66 経済産業省 8,47,49,50,84,89	高輝度光科学研究センター 29 航空局 3,7
環境放射能汚染 16 環境放射能水準調査 29,80,131	携帯電話 66 警防計画 110 周が原子力災実等事要	航空法 7,8,27 甲状腺モニタリング 108 六済担制 4,54,80,81
管区海上保安本部 4,7,12,50,51,52,89 関係省庁事故対策連絡会議 41	県外原子力災害等事案 1,40,45,90,91 県教育委員会 100	交通規制 4,54,80,81, 91,122,124,125,126,127,129,132 交通の確保対策 42,43,44,121
関係自行争成別束建給云議 41 関西雷力 6 19 40 49 59 67	宗教月安貝云 100 健康相談 80.87.100.118.134	

29,42,43,44,45,89,131	消防本部 31,39,	電波法 67
神戸海運監理部 3,50,51,52 神戸市消防局 56.85.103	40,47,48,50,51,52,54,55,56,59, 61,64,85,89,102,103,109,110,111	[と] 統合災害情報センター 93
神戸市消防局 56,85,103 広報班 92,93 国際原子力機関 7 国土交通省 7,8,	消防防災無線 55,66	当直職員 70
国際原子力機関 7 日本交通省 7 8	消防更員 96,98,109,125 101	特定事象 1,32,39,41,47,49,50,74,84
39,47,48,49,50,51,60,66,67,84,89	(3,50%,50%,50%,100,100,100,100,110) 消防防災無線 55,66 消防吏員 96,98,109,125 食品衛生対策 101 使用施設 14,18 心身の健康相談 87,134 自衛官 96,98,99,125	豊岡工事事務所 121
国土交通大臣 7,8,12	心身の健康相談 87,134	トレーサ 12
国土交通大臣 7,8,12 個人被ばく測定用具 110,111 コミュニティ・ファイル 34	自衛官 96,98,99,125 自衛隊 1,3,4,32,42,54,56,61,	豊岡工事事務所 121 トレーサ 12 動員体制 70,72,73 道路管理者 6,121,
孤立防止対策用衛星電話 66	62.64.66.85.86.96.98.101.103.106	122.123.124.125.126.127.128.129
[\$]	自衛隊法 96,98 自給式呼吸器 110,111 事業所外運搬 1,8,29,32,	道路啓開の実施 127 道路交通法 124,127,129 道路法 121,129
[⊂] 災害医療センター 30	事業所外運搬 1,8,29,32,	道路法 124,127,129 道路法 121,129
災害確定報告 55,57 % S 55,57 %	39,41,43,47,48,50,51,77,78,84,	
災害機沈即報 55,56,57 災害救助法 67,100	89,91,94,96,102,115,131,132,134 事業所外運搬災害等	[な] 内閣総理大臣 53,55,56,57,84,97
[さ] 災害医療センター 30 災害確定報告 55,57 災害概況即報 55,56,57 災害救助法 67,100 災害拠点病院 62,104 災害広報 39,40,42,	1,29,32,39,41,47,	内閣府 47,49,50,55,66
災害仏報 43,44,45,91,92,93,94,95,118,120	48,50,51,89,96,102,115,131,134 自主防災組織 34,98,99,100,118	[[5]
災害広報責任者 92.93	自治体衛星通信機構 65	西日本電信電話株式会社(NTT西
災害時における応急対策業務に関する協定 128	事務所被害報告 56 情報の収集・伝達	日本) 53,59,65,66 二次汚染 103,104
る協定 128 災害時における交通誘導警備業務等	1月秋の収集・1広連 5,39,40,47,69,71,72,75,76,78,87	
に関する協定 127	除染 30,36,42,87,	2 次的避難所 101
災害時における道路の通行の禁止又 は制限の実施要領 121	103,106,107,110,111,115,116,117	日本アイソトーフ協会 12,15 日本原子力研究所 18.26.29
は制限の実施要領 121 災害弱者支援対策 34,118	[す]	日本赤十字社 6,62
災害弱者 34,42,43,44,45,91,93,99,101,118	水防法 67 66 66 66 66 66 66 66	日本道路公団 6,60,122 日本注医学会 104
災害弱者支援対策班 118	N 防法 67 水防無線 66 スクリーニング 106,107	二次方架 103,104 2 次救急医療機関 104 2 次的避難所 101 日本アイソトープ協会 12,15 日本原子力研究所 18,26,29 日本赤十字社 6,62 日本道路公団 6,60,122 日本法医学会 104 日本放送協会 6
災害弱者支援対策班 118 災害時優先電話 65,66		
災害情報 6,53,57,58,69,75,85,91,92,93,95	[せ] 船舶安全法 7,8,26,27 専門家 8,30,	[ね] 熱蛍光線量計 110,111
災害対応総合情報ネットワークシス	専門家 8,30,	
テム 64 災害対策基本法	32,33,36,37,41,61,84,87,89,91, 103,104,106,109,110,115,131,132	[は] 廃棄施設 14,18,23
1,27,67,73,77,78,84,	専門相談窓口 95,134	発見者
85,96,98,99,124,125,126,127,129 災害対策センター 66,74,76,93	専門相談窓口 95,134 線量当量率 14 全県災害医療システム 30	40,41,43,44,48,52,102,103 阪油・※路大震災 15
災害対策本部 00,74,70,93		阪神・淡路大震災 15 阪神基地隊 4,61,66 阪神高速道路公団 6,60,122
39,40,41,43,44,45,53,54,55,56,	[そ] 総合相談窓口 95 組織の設置 25,74,87	阪神高速道路公団 6,60,122
57,58,62,66,70,71,72,74,76,77, 78,79,82,84,87,91,92,93,118,124	総合作談念口 95 組織の設置 25,74,87	阪神高速道路公団防災業務要領震災 編 122
災害対策要員 36,73,78	_	編 122 搬送担当機関 103,104
災害対東用無線 53 災害伝言ダイヤル 92	[た] 体外被ばく 108	搬送予定医療機関 30,106 バイオアッセイ 107,108
災害対策要員36,73,78災害対策用無線53災害伝言ダイヤル92災害派遣32,86,98災害プレスセンター93	対象原子力災害等	
災害プレスセンター 93 災害報告取扱要領 57	1,2,3,6,25,29,30,32,33,34, 35,36,37,40,47,53,54,56,57,60,	[ひ] 被害状況即報 55,57
サンテレビジョン 6,61	64,65,66,70,71,72,73,74,75,76,	非常通信経路計画 67
サーベイメータ 109	77,78,79,85,86,87,89,91,92,95,	非常通話 66
[6]	96,102,103,104,106,109,120,121, 122,123,124,128,131,132,133,134	避難対策 39,40,42,43,87,96,118 避難 4,34,39,40,41,42,43,59,
資機材	体内放射能污染 108	84,86,87,92,93,96,97,98,99,100,
29,30,31,39,41,63,86,89,116,117 市町災害対策本部 58,79	体表面放射能汚染 108	101,106,107,111,118,119,120,124 避難経路 98,99
市町地域防災計画	立入制限区域 39,41	避難所 34,
2,34,35,58,69,73,79,86,94,95, 100,101,105,114,119,132,133,134	大規模災害に際しての消防及び自衛 隊の相互協力に関する協定 85	59,92,93,99,100,101,106,107,118 避難所パトロール隊 100
指定公共機関	大規模特殊災害時における広域航空	避難路 124
1,3,6,29,58,73,79,91,94,126 指定地方行政機関	消防応援実施要綱 85,103 第五管区海上保安本部 4,50,51,52	被ばく 8,10,11,14,16,17,25, 26,30,31,35,36,42,81,87,95,97,
1,3,35,58,73,79,84,85,94,126	第36普通科連隊 4,50,51,52	103,104,106,107,108,109,110,111
指定地方公共機関	第 3 特科連隊 4,61,66,85	被ばく線量 10,11,14,16,17,107
1,3,6,58,73,79,94,126 社会科学 32	第八管区海上保安本部 4,50,51,52	姫路工事事務所 121 標旗 79
社会秩序の維持対策 39,40,120	[5]	兵庫衛星通信ネットワーク 53,64
社会福祉施設 34,59,101,118 遮へい対策 10,39,41	治安の確保 120 地方自治法 84,85	兵庫エフエムラジオ 6,61,93 兵庫県医師会 6,59
手話通訳者 34,118	地方本部 55,56,57,58,	兵庫県建設業協会 128
消火・延焼の防止 39,41,43 障害治療 42	59,61,72,73,74,75,76,77,78,81,83 中央防災会議 55	兵庫県広域消防相互応援協定 85 兵庫県災害警戒本部設置要綱 75
消火活動 42,43,44,87,109,110,111	庁舎緊急報告 55,56	兵庫県災害対策本部条例 77,78
消防機関 30,47,85,99,110 消防警戒区域 109,111	וכו	兵庫県災害対策本部設置要綱 77,78 兵庫県消防防災ヘリコプター応援要
消防組織法 85	通信事業者回線 65	綱 103
消防庁	通信統制 64,65	兵庫県大規模特殊災害時における広 域消防航空応援実施要綱 103
8,40,47,48,49,50,51,52,53,55, 56,57,61,62,64,66,85,99,111,117	[7]	域消防航空応援実施要綱 103 兵庫県地域防災計画(風水害等対策

計画) 2,34,86,93,114 兵庫県道路公社 6,60,123 兵庫県道路公社 - 防災対策要領 123	本部連絡員
兵庫県道路公社 6,60,123 L	66,70,71,72,73,82,83,125
兵庫県道路公社 - 防災対策要領 123	防衛庁長官 42
兵庫県放射線技師会 29,106 兵庫国道工事事務所 121 兵庫地区非常通信協議会 67,68	防衛庁 42,85 防護服 110,111
兵庫地区非常通信協議会 67,68	防災科学館 35
ひょうご防災カレッジ 35	防災学習 35
兵庫陸運支局 3	防災行政無線 57,92
B型輸送物 7,8,9,10,12,13	防災業務計画 25,58,79
2 1 1 1 2 1 3	防災業務実施要領 - 本州四国連絡橋
[131]	公団第一管理局 123
フェニックス防災システム	防災業務要領 - 日本道路公団関西支
58,64,69,85	社 122
不法廃棄等事案 1,16,	防災訓練 5,37
17, 29, 40, 44, 48, 49, 52, 90, 102, 115	防災指針 8,9,13,18
部局指定要員 70 70	防災情報の提供と放送に関する覚書
[]	93 防災責任者 70
[へ] ヘリコプター 56,85,87,103,106	防災相互無線 66
30,03,07,103,100	防災担当指定要員 70
[[[]]	防災端末 53,55,56,57,64
放射線発生装置 14,26	ボランタリー活動 100
放射線発生装置 14,26 h 12,26 h 12,26	ボランティア 34,93,100,118
放射性同位元素等による放射線障害	ボランティアセンター 100
の防止に関する法律 1,25	ボランティアセンター 100 ポケット線量計 110,111 ポケットベル 66
放射性同位元素 1,12,	ポケットベル 66
14,15,16,25,26,27,29,30,32,35,	
39,40,43,44,48,51,52,70,72,74,	
89,90,97,102,103,109,110,115,131	舞鶴海上保安部 4
放射性同位元素取扱事業者 1,29,35,39,	[2]
43,48,89,102,103,109,110,115,131	[み] 身分証明証 79
放射性同位元素取扱事業所	2) m - 1 m
1,14,15,	[t]
29,30,40,44,48,70,72,74,90,110	無線系通信 66,69
放射性同位元素取扱事業所災害等	無線通信施設 53
1,29,40,48,90	
放射性同位元素輸送物 12	[も]
放射性物質 1,7,8,9,	モナザイト鉱 16,17
10,11,12,15,16,17,25,27,29,30,	文部科学省 8,11,29,
32,35,40,41,42,43,47,48,50,51,	39,40,47,48,49,50,51,52,84,89
70,72,87,91,92,95,97,99,103,104, 106,108,109,110,111,112,115,116	文部科学大臣 12,14
放射性物質安全輸送規則 7	[Þ]
放射性物質安全輸送連絡会 32	優先回線 65
放射性物質輸送事故対策会議	輸送容器 7,8,9,10,11,109,110
8,41,50,51	輸送 3,4,5,7,8,9,10,11,
放射性物質輸送時消防対策マニュア	12,13,25,27,32,41,43,47,48,50,
ル 8,110,111	51,67,98,109,110,111,126,127,128
放射性物質輸送の事故時安全対策に	輸送責任者 109
関する措置について 32 対射線際実際が	[-]
放射線障害防止法	[よ] 要員の派遣 41
1,16,25,29,39,40,48,109,115 放射線 1,9,12,	安員の派遣 41 予測線量 87,97
13,14,15,16,25,26,27,29,30,32,	
35,36,39,40,43,45,47,48,51,52,	[6]
87,89,91,95,97,103,104,106,107,	ライフライン関係機関 55,56
108,109,110,111,115,117,131,132	ラジオ関西 6,61,93
放射線医学総合研究所 29,30	
放射線科 30 144	[1]] 建加度等等的
放射線危険区域 111	陸上自衛隊第3師団 4,66
放射線計測資機材 30 20 30	流言飛語の防止 120
放射線計測 30,32 放射線施設等の消防活動のための手	臨界事故 9 臨界実験装置 20
引 111,117	四介天教及且 20
放射線障害	[3]
1,12,15,16,25,26,27,29,30,39,	芦有開発株式会社 6
40,43,48,89,106,107,108,109,115	芦有ドライブウェイ維持管理要綱
放射線障害専門病院 30,106,107	124
放射線被ばく検査 106	r.d., 1
放射線防護資機材 30 1	[わ] 吹き 70
放射線防護 30,36 加射能污染	腕章 78
放射能汚染 9,15,16,87,106,107,108,110	
放射能汚染創傷 108	
放射能量 8,9	
放送機関 6	
保健物理 30,32	
ホットライン 65,66	